




松戸市地域福祉計画



平成18年3月

松戸市



ごあいさつ

21世紀を迎えました今日の地域社会におきましては、生活上のさまざまな問題が表面化しております。本格的な少子高齢社会や核家族化の進展、人々の価値観の多様化、ライフスタイルの変化などが背景にあるものと考えております。



松戸市では、市民の生活課題を解決するために、これまでもさまざまな施策を展開してまいりました。福祉の分野に関しまして、いま市民の皆様が求めているものは、提供されるサービスに合わせた生活をするのではなく、一人ひとりの生活にあったサービスを身近な地域で受けることができる、いわば「オーダーメイド」の福祉ではないかと思えます。

このように多様化し、また今後増大する福祉サービスに、行政のみでは対応が難しくなってまいりました。行政や民間事業者によるサービス提供に加えて、地域での助け合い、支え合いが重要な位置を占めるようになり、従来の枠組みの変更が必要になっております。

こうした状況を踏まえ、市民と行政の協働により、すべての市民の皆様が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせるようなまちづくりを目指し、「松戸市地域福祉計画」を策定いたしました。

地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりの積極的な参加が欠かせません。本計画の推進にあたっては、市民の皆様の声を聞きながら、共に手をたずさえ、全力で取り組んでまいります。

最後に、長期間にわたり策定作業を行っていただきました松戸市地域福祉計画策定委員の皆様、心から感謝を申し上げます。また、「地域福祉を考える市民懇談会」等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様並びに、関係団体の皆様に御礼を申し上げます。

平成18年3月

松戸市長 川井敏久

計画によせて

地域福祉計画がこれまでの行政計画と大きく異なる点は、計画策定過程における住民参加が法律上規定されていることです。言い換えれば、地域住民の参加がなければ策定できない計画ということになります。



「松戸市地域福祉計画」の策定に際しても、市民や関係団体の代表、学識経験者による策定委員会が中心となり計画づくりを行いました。また、市内4地区での「地域福祉を考える市民懇談会」、計画案段階での意見募集や説明会の開催などにより、市民の抱える生活課題の把握及び計画策定への市民参加に努めてまいりました。

本計画は、「みんなで築く福祉のまち」を基本理念に掲げています。そこには、市民一人ひとりが地域福祉の担い手として積極的にまちづくりに参加していただきたいという願いが込められています。

そのような、市民の自発的な地域活動を基盤とする地域福祉への取り組み方は、地域ごとに同じである必要はありません。大切なのは、“いつまでもこのまちで暮らしたい”“地域のために何かしたい”という想いを持つ人々が集い、行政や関係団体などと力を合わせ、より良い地域社会をつくっていくことではないでしょうか。今後地域福祉をすすめる活動に、本計画が方向性を示すことができれば幸いです。

最後に、精力的に検討を重ねてきた策定委員会の委員の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成18年3月

松戸市地域福祉計画策定委員会 委員長

松戸市医師会長 内田利男

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画の背景　～なぜ、いま地域福祉なのか～	2
2	目標と理念	4
3	計画策定にあたっての取組み	9
4	計画の位置付け	13
5	計画の期間	17
6	松戸市の概況	18
7	施策の体系	22
第2章	安心して暮らせるまちづくり	25
1	障壁のないまちづくり	26
2	快適な生活環境づくり	28
3	健康づくり	31
4	地域医療の充実	34
5	地域での防犯・防災・安全対策	36
6	ニーズ把握の場づくり	39
7	相談援助・情報提供の仕組みづくり	41
8	利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上	43
第3章	自立と参加の促進	47
1	制度ボランティア活動の充実	48
2	生涯学習の推進	52
3	就労の支援	54
4	地域福祉推進の人材の確保と育成	56
5	障害者の自立への支援サービスの充実	59
6	権利擁護	61
7	子どもや高齢者への虐待等の対応	65

第4章 支え合い共に生きるまちづくり 67

- 1 当事者団体への支援 68
- 2 ボランティア・NPO活動への支援 70
- 3 社会福祉協議会 72
- 4 地域での声かけ見守り 74
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり 77
- 6 子育て支援 80
- 7 外国人との交流 82
- 8 ホームレス対策の検討 84

第5章 福祉文化の創造 85

- 1 心のバリアフリー 86
- 2 世代間交流 88
- 3 福祉教育の推進 90
- 4 伝統的文化活動の育成 92

第6章 計画の推進 95

- 1 推進体制の確立 96
- 2 地域資源の活用 103
- 3 財源の確保 108

第7章 今後の計画の推進のために これまでの活動事例 111

- 1 孤独死ゼロ作戦 113
- 2 稔台地区、小山地区でのモデル事業 119
- 3 高齢者支援連絡会 127

資料編 141

第 1 章 計画の概要

地域福祉計画とはどのような計画で、なぜ必要なのでしょうか。
松戸市の現状などを含め、この計画の概要を紹介します。

1 計画の背景 ～ なぜ、いま地域福祉なのか ～

本格的な人口減少、少子・超高齢社会の到来。バブル崩壊とともに低成長期に入った経済。わが国は大きな環境変化に直面しています。

それぞれの地域社会に目を向けると、生活習慣や価値観の多様化、また核家族化や都市化により、かつてのような住民相互の社会的なつながりは希薄になっています。都市部に多くみられるような、お互いに干渉せず、個人の価値観やライフスタイルを尊重する今日の人間関係に基づいた地域社会は、ある意味では自由で快適な生活をもたらしたといえます。しかしながら、ひと昔前までは家庭や地域でなんとかしていたような問題を解決する力を失ってしまったことも否定できません。そうしたなかで、生活不安やストレスの増大、自殺やホームレス、孤独死、家庭内暴力、虐待、ひとり暮らし世帯の増加、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

他方で、従来からの地縁、血縁という人間関係に加え、ボランティアやNPOなどの、価値観を共有する「知縁」、「志縁」といった新たな関係も形成され、その活動も活発化し、新たな人のつながりが生まれていることも見逃せません。

かつて福祉は「行政がおこなうもの」でした。しかし、戦後の社会福祉制度の確立から半世紀がたち、また少子・高齢社会をむかえる状況の中で、従来の「行政による措置」という考え方では、増大し多様化する福祉のニーズに対応することが難しくなってきました。そのような状況を反映して、国の社会福祉基礎構造改革がはじまりました。

そこで示された理念は、生活上の様々な問題に、社会連帯の考え

方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心できる生活が送れるように、自立を支援することがこれからの社会福祉の目的であり、また社会福祉の基礎となるのは、「他人を思いやり、お互いを支え、助け合おうとする精神である」というものでした。

社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、これまでの社会福祉に共通基盤となっていた制度の見直しを行ったこの改革は、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や、時代の要請に応える福祉サービスの充実を目指し、ながらく続いた福祉の枠組みを大きく変えるものになりました。

その象徴的なものが「措置から契約へ」の転換といえるでしょう。保育所の入所措置制度が改められ、次いで介護保険制度および障害者福祉分野における支援費制度の導入により、利用者が福祉サービスの提供者と契約し、サービスを選択するようになりました。

この改革のもうひとつの目玉となったのが「地域福祉の推進」です。平成12年に、これまでの社会福祉事業法を改め、社会福祉法が制定されました。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置付けられています。地域福祉という考え方は、これまでの児童福祉、老人福祉、障害者福祉のような対象者別に分かれた福祉の考え方ではありません。それらを横断的あるいは統合的に推進しようとするものです。「すべての人が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせる」という理念を実現するための、新しい考え方です。

そのような地域社会を創っていくには、行政の力だけでは限界があります。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていくことが求められているのです。

2 目標と理念

では、地域福祉計画とはどのような計画なのでしょうか。

もちろん地域福祉を推進するための計画なのですが、地域福祉という考え方そのものがまだ一般的とは言えない状況にあります。

あえて短くいうならば、「市民同士のつながりを創り、助け合い、支え合いなどの福祉活動を開発・推進し、そのような市民による福祉活動と、行政など公的なサービスを連結させ、従来の公的サービスのみでは解決できなかった生活課題全体の解決をめざし、安心して幸せに暮らせる地域を創る」、それが地域福祉計画です。

「松戸市地域福祉計画」は、少子・高齢化が進展している松戸市において、誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法では、地域福祉推進の主体は、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること、としています。

そしてこのような地域福祉推進のために、市町村における地域福祉計画の策定が社会福祉法第107条に明記されました。

社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また平成14年の社会保障審議会福祉部会では地域福祉計画の策定指針が示され、地域福祉を推進するための基本目標として次の4点を挙げています。

- ① 生活課題の達成への住民等の積極的参加
- ② 利用者主体のサービスの実現
- ③ サービスの総合化の確立
- ④ 生活関連分野との連携

「生活課題の達成への住民等の積極的参加」においては、地域住民を施策の対象としてではなく、地域福祉の担い手として位置付けるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことの重要性がうたわれています。

「利用者主体のサービスの実現」とは、利用者本位の考え方に立って、その人の生活課題を総合的に把握し、対応する適切なサービスが提供される体制を身近な地域でつくることとしています。

「サービスの総合化の確立」とは、その人の生活課題が単一の福祉サービスのみで対応できるものばかりでなく、福祉・保健・医療など各分野にまたがるものもあり、公共、民間のサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することに対応できることもあります。そうした多様なサービスの十分な連携と、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制を整備することを意味しています。

「生活関連分野との連携」とは、地域福祉を推進するには、福祉・保健・医療だけでなく教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど各分野との連携が必要であることを示しています。

一人ひとりの地域住民への訴え

(平成14年1月28日社会保障審議会福祉部会)

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、地域福祉計画策定指針原案作成委員会を設置し、この委員会を中心にこのような観点から平成13年7月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの地域住民に問いかけ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした地域福祉の推進についての活発な議論が行われることを期待したい。このことを通じて、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会も、住民主体の地域福祉計画策定を推進する上で、自治体としての責任とリーダーシップを発揮されることを期待するものである。

基本理念 みんなで築く福祉のまち

このような趣旨を踏まえ、本市の地域福祉計画では、誰もが安心して地域で暮らしつづけられるとともに、より魅力のある生活が実現できるよう、「みんなで築く福祉のまち」を基本理念に掲げ、市民一人ひとりが自立しながら、お互いに地域で助け合い、市民と行政・事業者の協働により、必要なサービスを受けることができる地域社会づくりを進めていきます。

「松戸市総合計画」の基本理念には、「人権が尊重されすべての人が安心して暮らせるまち」「快適な環境の中で人と人々が支え合う地域社会のあるまち」「地球にやさしい市民の交流を支える活力と魅力あるまち」の3つが示されています。

「松戸市地域福祉計画」においても、これらの基本理念を尊重しつつ、一人ひとりの市民が地域の一員として自覚と責任を持ち、また自立しながら、お互いのプライバシーや尊厳を守り、交流し、支え合い、安心できる福祉コミュニティを築いていきます。

「みんなで築く福祉のまち」は、この将来像をあらわしています。そして、市民と行政・事業者が対等な立場で情報や意見を交換し、連携を取り合って、福祉サービスの充実した松戸市の将来像を築いていきます。

3 計画策定にあたっての取り組み

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにあるとされています。

それは、解決すべき生活上の課題を一番よく知っているのは市民自身であり、また地域福祉の担い手は市民一人ひとりであることから、行政が一方的に計画を策定しても、実効性のある計画にはならないからです。

地域社会を構成する一人ひとりの市民がこの計画の策定に積極的にかかわることで、自分たちの、あるいは地域の抱えている様々な生活課題が明らかになり、その解決のためには地域で何ができるだろうか、あるいは一人ひとりにできることは何だろうか、行政でしかできないことは何か、と考えなくてはならなくなります。その過程それ自体が、人おこし、まちおこし、新たな地域社会づくりの原動力になると考えられているのです。

地域住民の主体的な参加による、計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体地域福祉の実践そのものとも言えます。そうしたことから地域福祉計画は、できあがった計画そのものよりも、むしろその計画を市民参加で策定するプロセスのほうが重要とさえ言われるのです。

本市においても、一般公募市民の委員をふくめた策定委員会の設置、市民懇談会の開催、関係団体のヒアリング、パブリックコメントの実施などさまざまな方法で市民参加による計画策定に努めました。

松戸市では地域福祉計画の策定に先立ち、2つの地区でモデル事業[※]を実施しました。市への提言作成のために、全員公募型の、市民が事務局をつとめる地区検討会議「福祉のまち・市民プラン提言委員会」を設置し、その地区における福祉のまちづくりについて意見交換・議論を行い、市民プランとして提言書をまとめました。

平成14年3月、稔台地区では9名の委員で構成された委員会が設立されました。15年3月には、「稔台地区 福祉に関する市民プランと提言」が報告され、そのなかでは、幹線道路や駅、工業団地を有するという地区の特性や、地域住民へのアンケート調査の結果などを反映させた提言がなされました。

平成15年1月、小山地区においても委員12名で構成する委員会が設立され、16年3月、「『福祉モデル地区・小山』を目指して」と題した報告がまとめられました。日常生活における課題とその解決策について、行政が担うもの、町会が中心となるもの、地区住民一人ひとりができることなど具体的な検討がされています。

※ 稔台・小山地区のモデル事業については、第7章 今後の計画の推進のためにで紹介しています。

策定委員会の設置

地域福祉計画の策定にあたり、公募委員3名、地域団体関係者7名、福祉・医療関係団体関係者11名、学識経験者1名、合計22名からなる「松戸市地域福祉計画策定委員会」を設置し、その中に委員10名で構成する「策定部会」を設け、具体的な策定作業をすすめました。

また策定委員会とは別に、地域福祉を推進するための庁内体制として「松戸市地域福祉計画策定推進連絡会」を設置し、福祉・保健・医療のみでなく、各分野との連携に基づいた計画策定のための庁内連絡調整等を行いました。

☞ 策定委員会の要綱、委員名簿等については、資料編 143～147 ページに掲載しています。

地域福祉を考える市民懇談会

平成16年の10月から11月にかけて、市内4地区で各地区2回、計8回の「地域福祉を考える市民懇談会」を開催し、延べ850人が参加しました。

懇談会では「自分自身の身近な『福祉課題』をあげてみよう」と題したワークシートを参加者に配布し、106人から貴重な意見が寄せられました。

☞ 「地域福祉を考える市民懇談会実施状況」については資料編 150 ページに、「ワークシートの状況」については、151 ページに掲載しています。



ワークシート				
<table border="1"> <tr> <td>あなたのお住いの地区は</td> </tr> <tr> <td>(例 新松戸1丁目)</td> </tr> <tr> <td>氏名又は団体名 (匿名でも結構です)</td> </tr> </table>		あなたのお住いの地区は	(例 新松戸1丁目)	氏名又は団体名 (匿名でも結構です)
あなたのお住いの地区は				
(例 新松戸1丁目)				
氏名又は団体名 (匿名でも結構です)				
自分自身の身近な『福祉課題』をあげてみよう				
あなたの暮らす地域の福祉の課題	あなたに出来ること			
<small>個人的なことであるとか、解決が出来ないこと、とにかくあなた自身が自身の生活の中で思いつく地域の福祉の課題を書き出してみよう。 次に、あなたがあげた福祉の課題の解決に向けて、もしあなた自身ができる(できるかもしれない)ことがあれば書き出して見ましょう。</small>				

【平成 16 年 10 月 30 日 新松戸会場】

各種団体へのヒアリング

NPO、ボランティア団体や障害者団体等へのヒアリング、ワークシート配布などを行い、計画策定にあたっての、より多くの生活課題の発見をめざしました。

このような個人や団体等から寄せられた意見の集約に加え、「松戸市次世代育成支援行動計画」の策定や「松戸市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しにあたり実施した市民アンケート調査をはじめ、松戸市の計画、構想づくりのために実施した各種アンケート調査結果を、計画策定の参考にしています。

パブリックコメントの実施

計画策定過程への市民参加を可能にするため、中間段階の案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

☞ 「パブリックコメントの実施状況」については、資料編 152 ページに掲載しています。

地域福祉計画市民説明会

平成18年1月14日(土)、松戸市民劇場において、公表した計画の中間案に関する説明会を開催し、225人が参加しました。

計画策定過程への市民参加を重視し、中間案への意見募集期間内に説明会を実施しました。



4 計画の位置付け

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。

個別計画との関係

本市では平成10年に、「松戸市総合計画」を新たに策定しました。この総合計画は、今後の松戸市のあるべき姿を「基本構想」として掲げ、これを達成するための施策の方向を「基本計画」として策定し、基本構想は平成32年を目標年次に、前期基本計画は平成22年度までを計画の期間としています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「松戸市高齢者保健福祉計画及び松戸市介護保険事業計画」、「松戸市障害者計画」、「松戸市子ども育成計画」、「松戸市地域保健医療計画」が策定され、個々の計画に基づいた施策が展開されています。

「松戸市地域福祉計画」は、「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画との整合、連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、健康福祉分野のみでなく、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との整合、連携が欠かせません。「松戸市地域福祉計画」は、「すべての人が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくり」という視点から、これらの計画を内包し、横断的につなぐ計画となります。

すでに計画・構想等が策定されている分野については、個々の詳細な施策の展開、目標設定などは既存計画等において定めるものとします。

また社会福祉法第108条に基づき千葉県は、県内市町村の地域福祉を推進するための県としての支援事項等を明記した「千葉県地域福祉支援計画（「福祉力！」計画）」を平成16年に策定しました。

この支援計画では、（1）誰もが、（2）ありのままに・その人らしく、（3）地域で暮らすことができる「新たな地域福祉像」を実現するために、「健康福祉千葉方式」を用いて、全ての人に秘められた「福祉力（ちから）」、地域の持つ「福祉力（ちから）」を引き出し、ネットワーク化し、住民自らが人と地域の「福祉力（ちから）」を高めていく新たな地域社会の構築をめざすとともに、「超福祉」など新しい概念も提示されています。

「松戸市地域福祉計画」においても、このような支援計画の理念を踏まえ、策定が行われました。

社会福祉法

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 三 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉活動計画との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人の社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な担い手として明確に位置付けられています。

社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

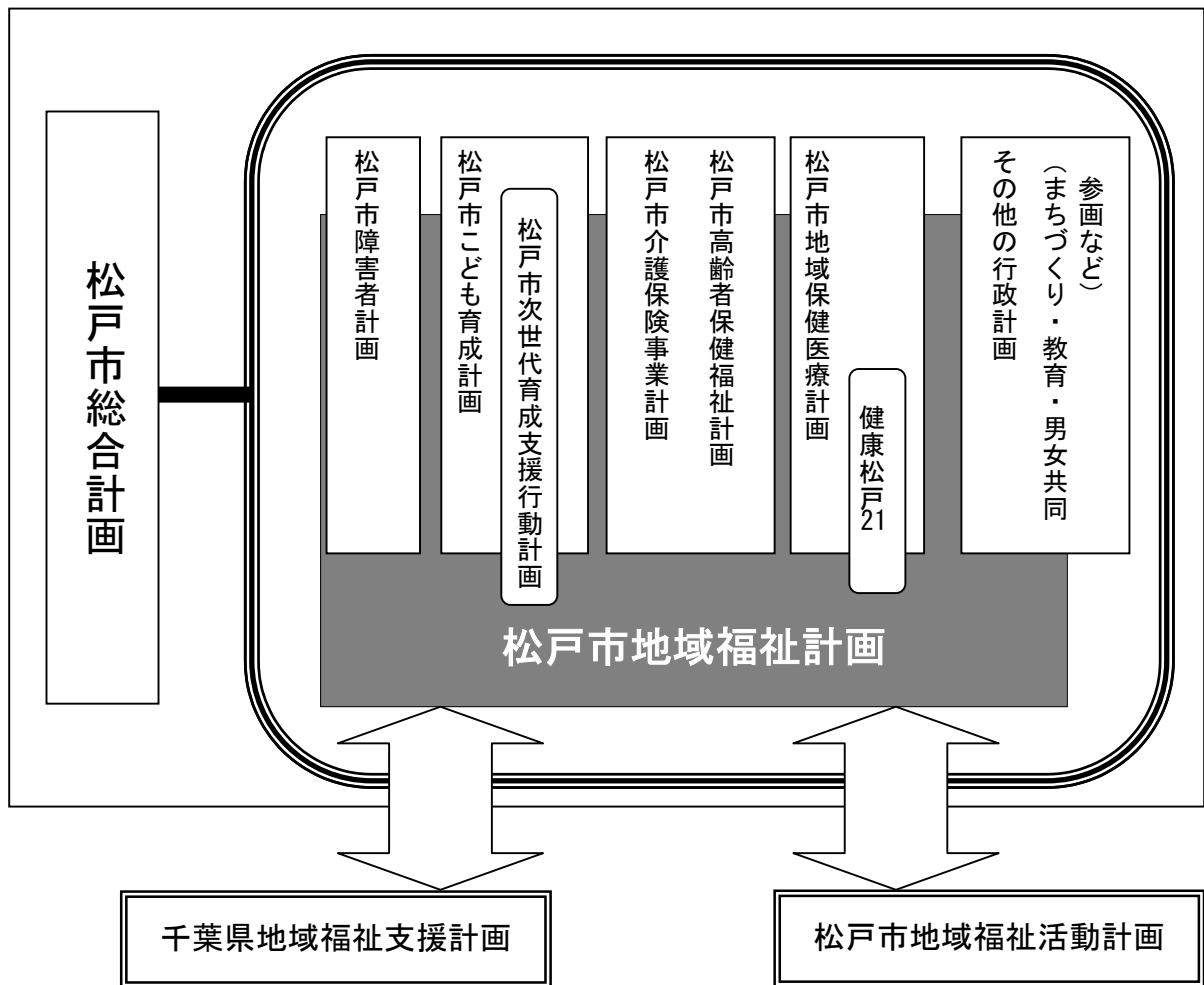
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

また、松戸市社会福祉協議会が策定する「松戸市地域福祉活動計画」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を持ったものです。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である「松戸市地域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれます。

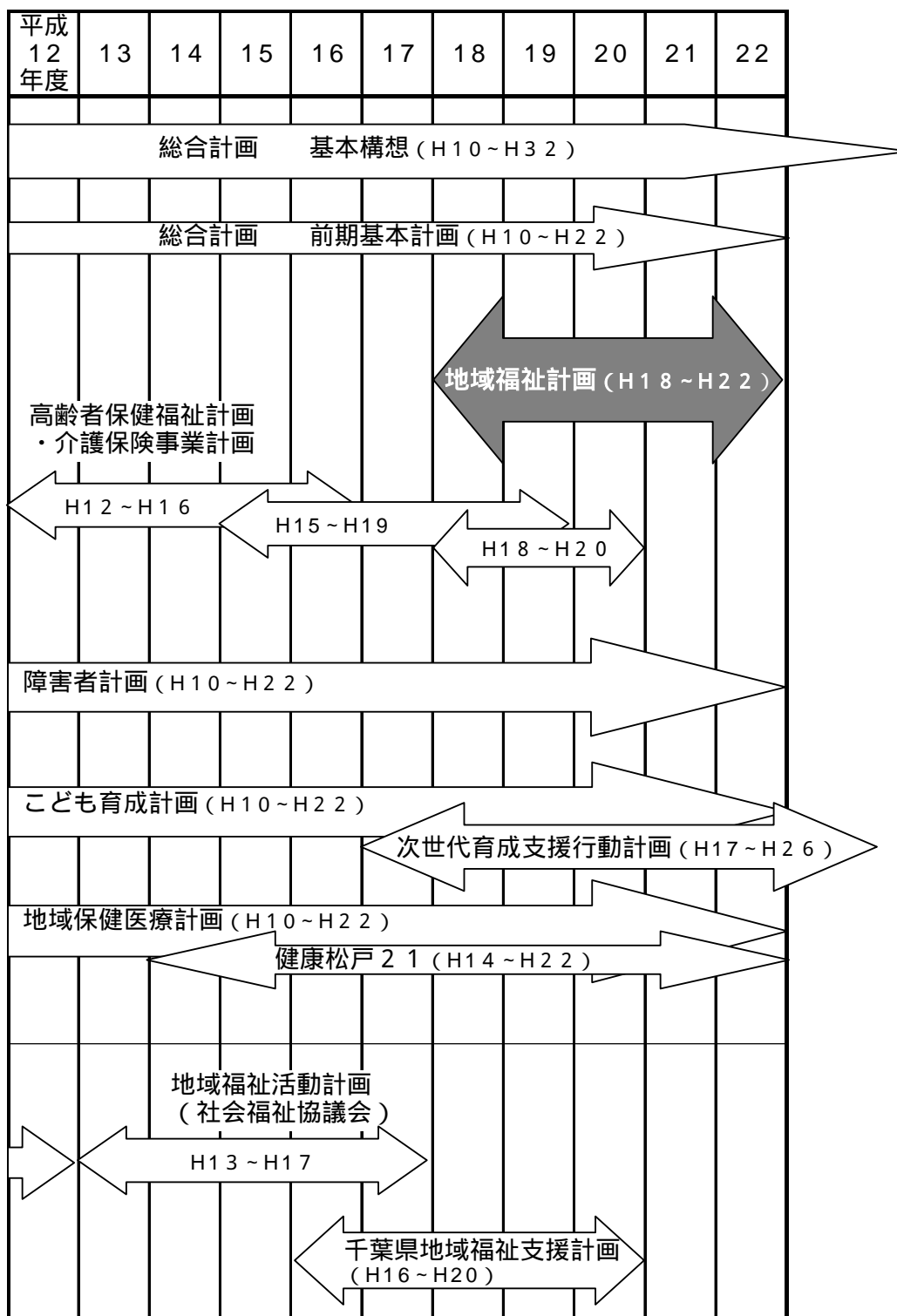
松戸市地域福祉計画と個別計画等の関係



※松戸市社会福祉協議会

5 計画の期間

松戸市地域福祉計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5か年の計画とします。



6 松戸市の概況

松戸市は、古くは水戸街道の宿場町として、また舟運交通の要衝として栄えてきました。市制を施行した昭和18年の人口は4万人程度であり、昭和30年代の半ばまでは農業主体のまちとしてゆるやかな人口の増加傾向をたどってきました。

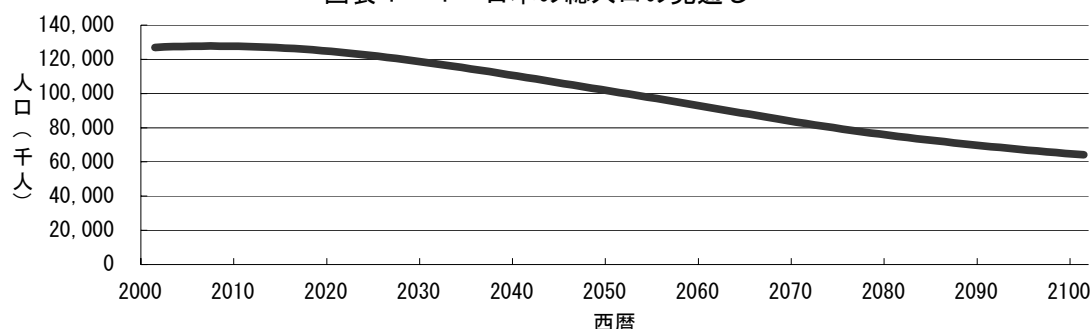
その後、常盤平団地に象徴されるように、急激に膨張する首都東京の住宅需要の受け皿として、新しい市民が全国各地から移り住み、激しい人口移動と増加を繰り返し、今日では人口約47万人を擁する首都圏でも有数の生活都市として大きな発展をとげてきました。

日本の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば平成18年にピークを迎え、※ 以後長期の人口減少過程に入ると予測されています。(図表1-1)

松戸市においても、ピークは少し遅れるものの、人口はゆるやかに減少していくものと思われます。(図表1-2)

急激な都市化により短期間に人口が急増した本市では、今後高齢化が急激に進むものと予測されます。(図表1-3、1-4)

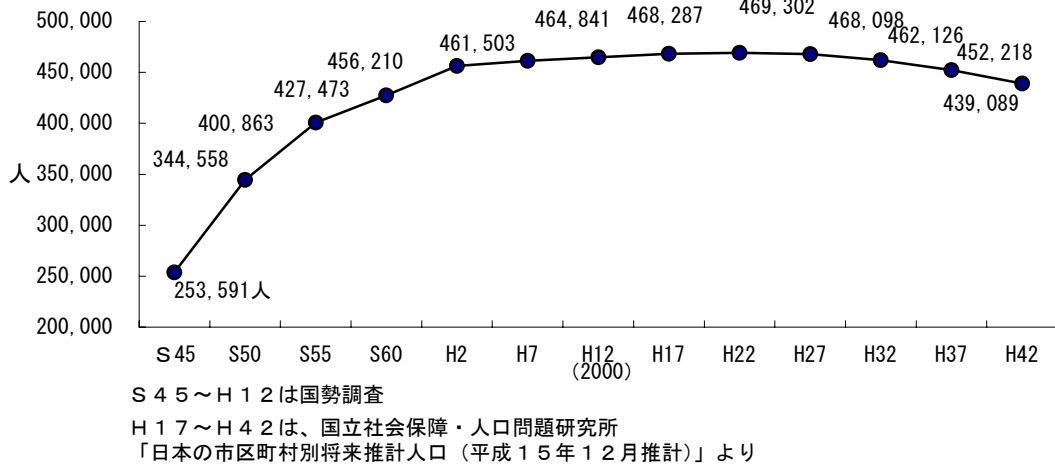
図表1-1 日本の総人口の見通し



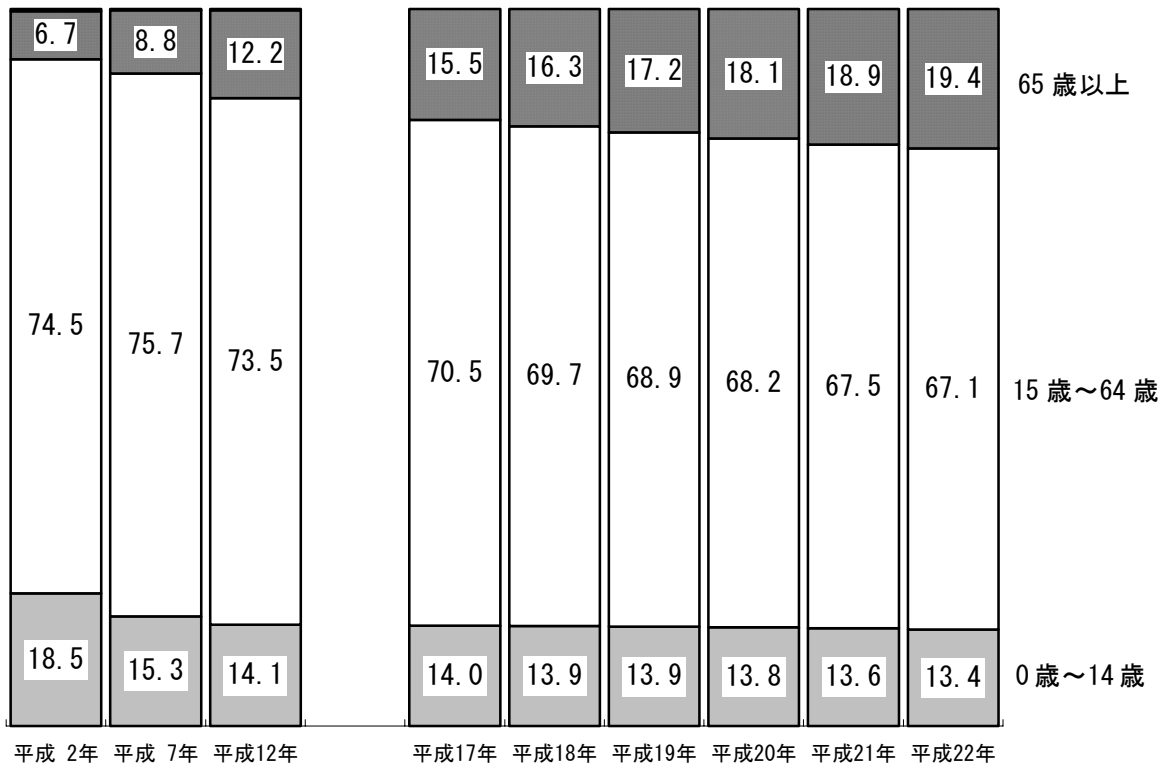
国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成14年1月推計)」より

※総務省統計局が平成17年12月に公表した「平成17年国勢調査」の速報値等によると、平成17年の日本の総人口は前年を下回り、予測よりも早く、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られています。

図表 1-2 松戸市の人口の推移

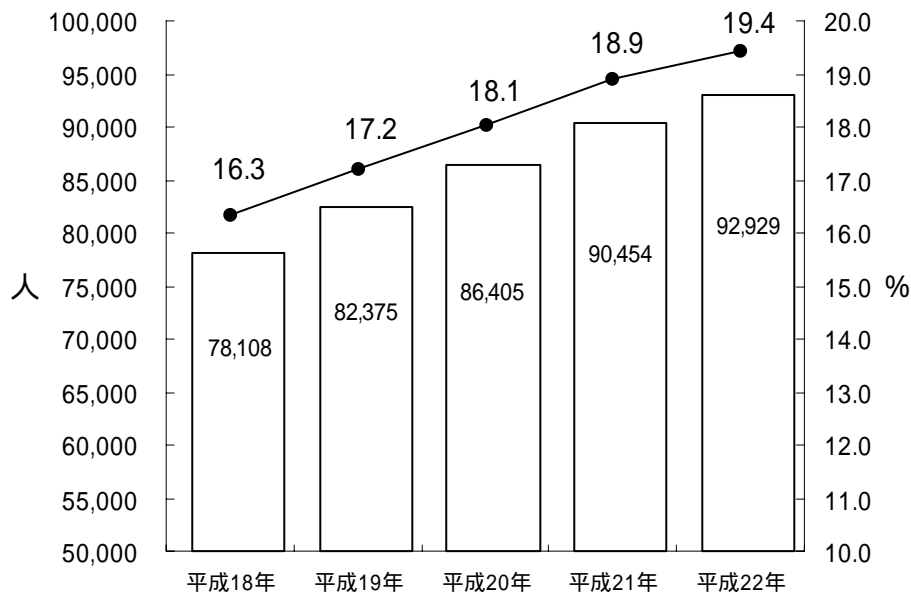


図表 1-3 松戸市の年齢別人口構成比（%）の推移



平成17年～22年は 松戸市総合計画第2次実施計画策定に伴う人口推計に基づく
 平成12年までは国勢調査（年齢不詳除く）

図表 1-4 松戸市の65歳以上人口と高齢化率の推計

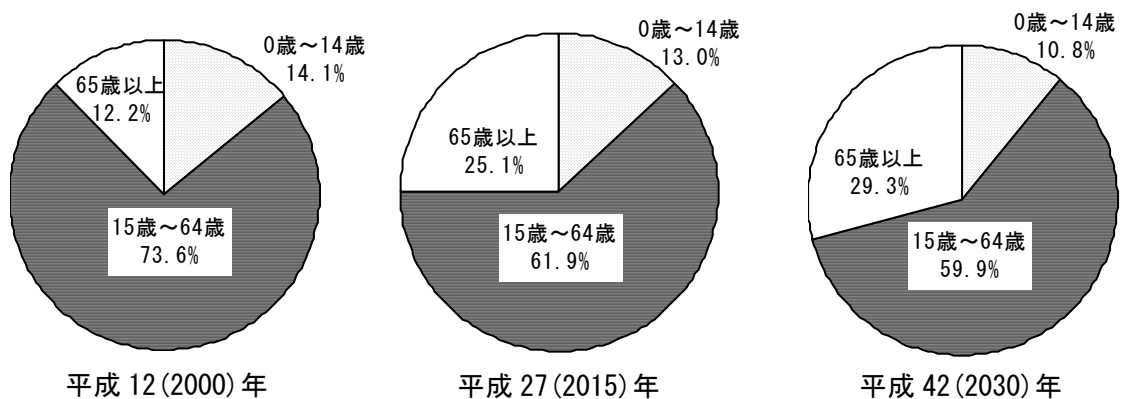


松戸市総合計画第2次実施計画策定に伴う人口推計に基づく

全人口に占める65歳以上人口の割合を「高齢化率」といい、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、25%を超えると「超高齢社会」と呼んでいます。松戸市は平成15年に高齢化率が14%を超えました。

平成15年に国立社会保障・人口問題研究所が行った推計では、本市の高齢化率は、平成27年には25%を超え、平成42年には30%近いものになると予測しています。(図表1-5)

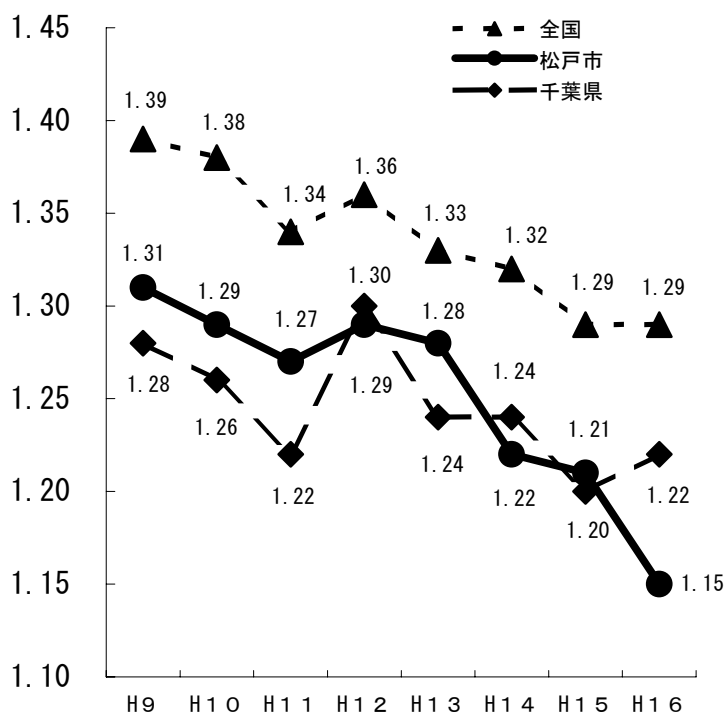
図表 1-5 松戸市の年齢別人口構成比の推計



国立社会保障・人口問題研究所 「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」より

少子化が進んでいることの一つの指標として「ひとりの女性が生涯子どもを何人産むか」を推計する「合計特殊出生率」をよく用います。理論上、現在の人口を維持するための合計特殊出生率は2.08とされていますが、それを大幅に下回る状況が続いています。松戸市は全国平均をさらに下回っています。(図表1-6)

図表1-6 合計特殊出生率の推移



厚生労働省 「人口動態統計月報年計（概数）の概況」
 千葉県 「人口動態統計の概況」

7 施策の体系

基本理念 みんなで築く福祉のまち

計画の基本理念についてはすでにふれてありますが、ここでは次のように考えて理念を掲げています。

「松戸市総合計画」の基本理念にうたわれているように、市民一人ひとりが互いに尊重され、自らの生活を主体的に選択し、そしていつまでも安心して暮らし続けることができる魅力のあるまちをめざしていく必要があります。

また、地域福祉の考え方として、誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念を

みんなで作る福祉のまち

として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア、NPO、さらには松戸市社会福祉協議会や民間の事業者、民生委員・児童委員、市政協力委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

4つの基本目標 ～ 松戸らしい地域福祉を目指して ～

「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標のもとに、松戸らしい地域福祉の推進を図ります。

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくります。

基本目標2 自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくります。

基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくります。

基本目標4 福祉文化の創造

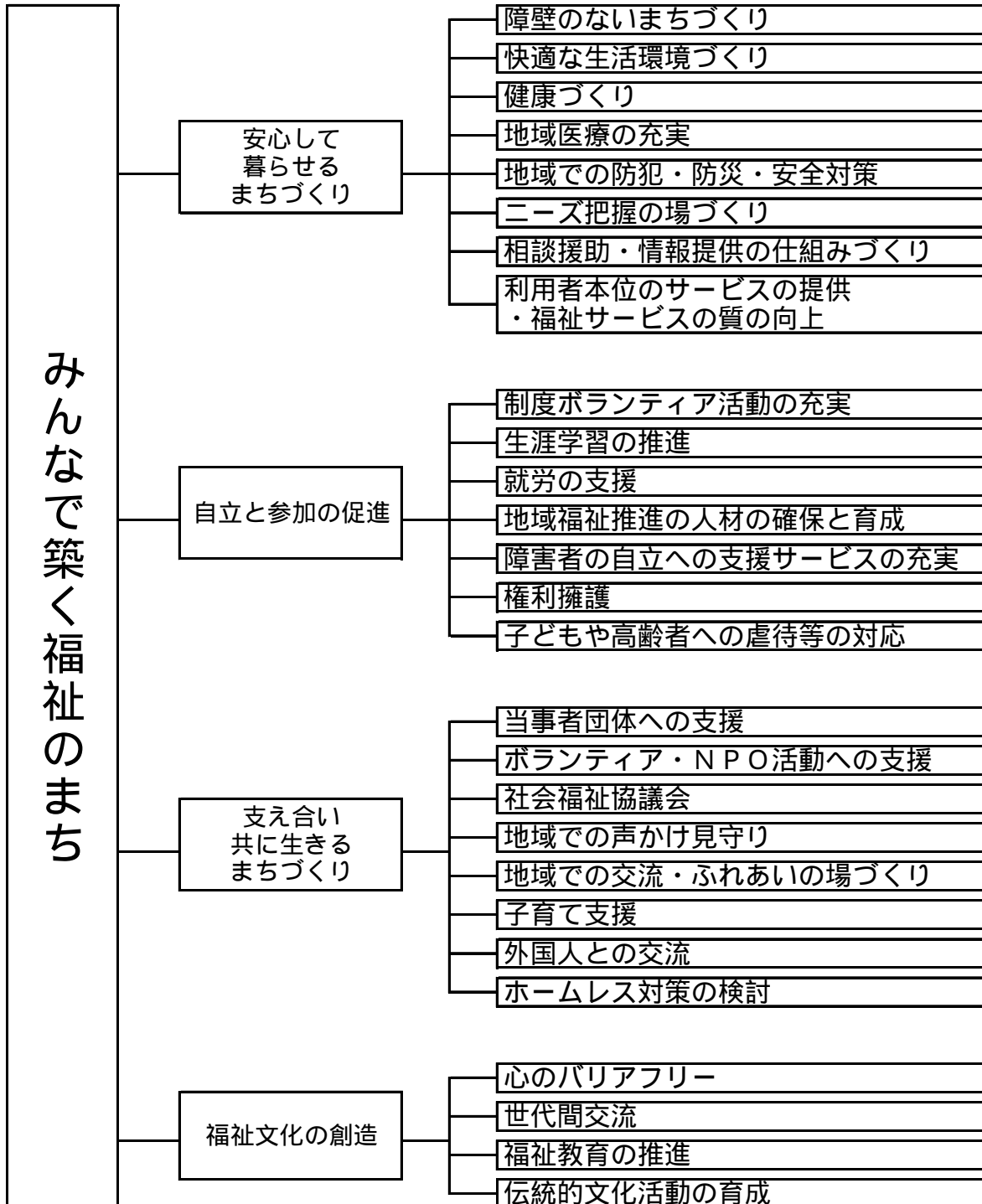
「福祉は特別なもの」という意識を変え、市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、身近な地域で行動できるよう、思いやりの風土をつくります。

松戸市地域福祉計画体系図

基本理念

基本目標

項目



第2章 安心して暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるよう、その必要な仕組みを市民と行政が連携してつくります。

1 障壁のないまちづくり

道路の段差、道路上の障害物や放置自転車などは、まちを安心して自由に行き交うことを妨げています。道路だけでなく、住宅や駅、公共施設などにもこのような移動、動作の障害となる様々なバリアがあります。移動などのバリア以外にも、わかりにくい看板や各種の案内表示をはじめ、情報のバリアもまちには存在しています。高齢者や障害者だけでなく、乳幼児を連れた人や妊娠中の人、子どもたちなどすべての市民が安心して暮らし、社会参加を可能にしていくには、このようなバリアを取り除く、まちのバリアフリー化が大切です。

現状と課題

市内には鉄道が6路線、23の駅があります。階段を使わなければならない駅もあることから、市民からは最寄駅のバリアフリー化を求める声があります。また車椅子やベビーカーが通りやすいような道路の改善も求められています。市民センターをはじめ公共施設についてもエレベーターのない施設が多く、改善について市民懇談会などでも意見が出されています。

施策の方向

平成6年に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、建築物や旅客施

設等のバリアフリー化が進められています。さらに総合的な推進を図るため、この2つの法律を一本化した「(仮称)バリアフリー新法」の制定に向けて検討が行われています。

本市においては、平成17年に「松戸市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。重点整備地区とした松戸駅と新松戸・幸谷駅周辺をはじめ、バリアのないまちづくりをすすめていきます。また今後は、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた、すべての市民が暮らしやすいまちづくりが望まれます。

それぞれの役割

個人は	違法駐車・違法駐輪をしない 電車・バスで席をゆずる
地域は	事業者は駐車場・駐輪場を整備する 事業者施設のバリアフリー化 道路の清掃、整理 看板、商品を道路に置かない
行政は	「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 放置自転車等の撤去 路上障害物撤去の指導

※ユニバーサルデザイン

あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすること。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用する。

2 快適な生活環境づくり

誰もが生活の中で四季を感じられ、うるおいや安らぎなどの精神的な豊かさを実感できるような、人と自然が共生できる環境にやさしいまちづくりが望まれています。

「松戸市環境計画」では、目指すまちづくりの姿を、「人と生きものが共存しているまち（生態系という視点）」「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち（健康的な市民生活の視点）」「地球の環境にやさしいまち（地球規模の環境への貢献の姿の視点）」の3つとしています。

現状と課題

市の中央部には、21世紀の森と広場があり、さまざまな野鳥が飛来するなど生物環境がよくなってきています。このほかに、平成16年度末現在、市内には170か所の街区公園が整備され、また、74か所の「こどもの遊び場」が設置されています。

また、ごみの問題は、他市に先駆けて分別収集を開始し、現在では8分別収集を行うなど、ごみの減量化、資源化に取り組んでいます。

しかしながら、地域では、集積所のカラス対策や分別収集が徹底されないなどの問題や、路上喫煙やごみのポイ捨て、公衆電話や電柱のチラシ・ポスター、壁の落書きなど社会ルールを守らない一部の市民が引き起こす問題などもあります。

施策の方向

市民の地域活動に対する参加意欲が高まり、地域の緑化活動も年々増加しています。平成17年4月現在、78の緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。

松戸市では、春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」や「江戸川クリーン大作戦」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。自分の住む地域の環境に関心を持つことは大切なことです。ひとりでも多くの市民が参加し、住みよいまちをつくっていくことが望まれます。

また、良好な水辺空間の維持と水辺環境の活用を図るため、「水辺の健康エコロードづくり」として、江戸川にウォーキングなどを支援する施設の整備を進めています。

平成17年度から、「ひと・もの・しぜんを大切にすまちづくり～感謝する心 謙虚な心 優しい心」を基本コンセプトに「もったいない運動」を推進していますが、市民との協働により、さらに発展的な運動として展開します。

国では、未来を担う子どもたちが自主的に環境活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」を平成7年度から実施しています。松戸市内では、平成16年度末23団体が登録し、活動しています。次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち、活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。今後も多くの子どもたちの参加、活動の充実が期待されます。

松戸市に住んで良かったと感じるような生活環境を目指します。

それぞれの役割

個人は	ごみの分別の徹底 犬のふんを放置しない ごみを持ちかえる
地域は	緑化、生垣、花壇を整備する 公園の清掃 ごみの集積所をきれいに保つ クリーンデーなどに参加する
行政は	「松戸市環境計画」 ¹ 、「松戸市緑の基本計画」 ² 、「松戸市役所地球温暖化防止 実行計画」の推進 「松戸市地域新エネルギービジョン」 ³ 、「松戸市地域省エネルギービジョ ン」の推進

3 健康づくり

すべての人が生涯を通じてその持てる能力を発揮し、豊かな人生を送るために、健康はその前提となる重要なテーマです。

すべての人が健康であるためには、まず、自分の健康を自分で守り、つくる努力をすることが必要です。そして身近な人の健康にも配慮しなくてはなりません。病気にかかったり、障害を持つことになっても、誰もがその人の能力や置かれている状況に応じて生き生きとした生活を営むことができるような地域づくりが求められます。そのためには、保健医療の関係団体・機関、市民の自主活動組織、行政など地域の多くの協力と行動が不可欠になります。

現状と課題

国は、健康を増進し、発病を予防する一次予防に重点を置いた国民健康づくり運動「健康日本21」を平成12年にスタートさせました。本市においては、平成14年に「健康松戸21」を策定し、「たばこと健康」「休養・心の健康」「アルコール」「栄養・食生活」「運動・身体活動」「歯と歯ぐきの健康」に母子保健分野の「育児支援」「思春期保健」を加えた8つを課題として、地域のすべての人々が自分で努力し、互いに支え合い、すべての市民がその置かれている状況に応じて、楽しく健康的な生活を営める地域社会の実現を目指しています。

施策の方向

「健康松戸21」策定にあたっての市民アンケート調査（平成13年3月）からは、約8割の市民が自分が健康だと感じているという結果が出ていますが、定期的に健康診断を受け、積極的に自分の健康状態を理解し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、学校や勤務先での健康診断がない主婦や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、人間ドックや、行政の実施している健康診査や各種検診を積極的に受診してほしいものです。

平成17年の介護保険制度の改正では、予防重視型システムへの転換が図られましたが、高齢社会を迎え、要介護状態にならないための予防対策の重要性はますます高まっています。松戸市でも「地域包括支援センター」を設置し、制度改正に対応した介護予防事業を実施します。また認知症予防に関する関係機関の取り組みを支援します。

食生活や運動、休養に気を配ることは、生活習慣病をはじめとする多くの病気の予防になるだけでなく、健康の増進にも欠かせません。平成17年には「食育基本法」が制定され、生涯にわたり健全な食生活を実現することで、健康の増進と食文化を通じた豊かな人間形成を図るため、食育の推進に取り組む必要があるとされました。仲間と語り合い、スポーツや食事をともにするなど、日常の楽しいひとときを持つことは、心身の健康につながっていきます。気軽にできること、楽しいことから健康づくりを始めることが大切です。

それぞれの役割

個人は	健康診断を受診する バランスの取れた食生活を送る たばこの害を正しく理解する
地域は	医療機関と連携した医療、健康講座等の開催 事業者は受動喫煙防止に努める
行政は	「健康松戸21」の推進、実行

4 地域医療の充実

地域の中で、安心して暮らすためには、介護や生活支援などの福祉サービスはもとより安心して受診することができる医療機関等による医療サービスの充実が求められます。病気や障害があっても住み慣れた家で暮らし続けるためには、在宅医療、訪問看護の充実も必要になります。

市民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な医療が受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つことは大切です。

現状と課題

松戸市内には、東葛飾北部地域の中核的医療機関である国保松戸市立病院を始めとして20の病院があり、診療所を含めると565の施設があります。（件数は平成16年度事業年報：松戸健康福祉センター）

松戸市では、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病診療所、市内病院群の輪番制当番病院と市立病院の連携により「松戸市夜間急病救急医療システム」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。

「松戸市次世代育成支援行動計画」策定にあたってのアンケート調査（平成16年3月）では小学生の子を持つ保護者から自治体に望む支援策として「いつでも必要な時に受診できるように小児医療のサービス体制を確立すること」が上位にあげられています。

施策の方向

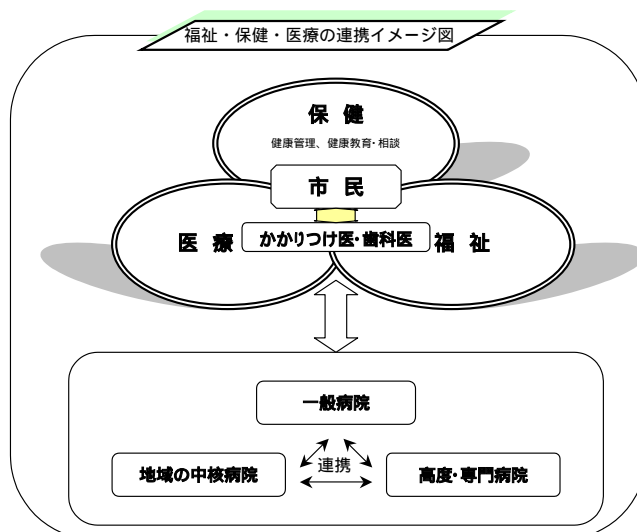
近年、多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに福祉・保健・医療の連携を推し進めることが大切です。

少子化の影響を受け、小児科等の医療機関は減少する傾向にあります。松戸市では、平成16年に松戸市衛生会館内の夜間急病診療所を、小児科を専門とした夜間小児急病診療所にするなど、小児医療対策に取り組んできました。平成18年4月からは、同診療所を市立病院敷地内に移転し、診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設します。

それぞれの役割

個人は	かかりつけ医を持つ 日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく
地域は	医療機関での障害者への理解を深める
行政は	医療機関マップなど地域医療情報の提供

☞ 「医療機関の状況」については、資料編 157 ページに掲載しています。



5 地域での防犯・防災・安全対策

一人ひとりの市民が、「自分たちの地域は自分で守る」という意識を持ち、お互いに協力することは、防犯・防災・安全活動にはなくてはならないものです。そのような活動は、地域社会の人と人とのつながりに支えられ、また活動を通して、地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。

現状と課題

松戸市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成11年から14年まで13,000件台と高い水準にありましたが、その後、平成16年中には約12,200件と減少傾向にあります。しかしながら、10年前の件数に比べると1.5倍と高い水準で発生しているのが現状です。「ひったくり」、「空き巣狙い」、「振り込め詐欺」、特に幼児や小・中学生を狙った「車への引き込み事案」、最近では高齢者を狙った「住宅リフォーム契約を強引に結ばせる悪質な事案」が多発しています。

「松戸市次世代育成支援行動計画」策定にあたってのアンケート調査（平成16年3月）では、小学生の子を持つ保護者から自治体に望む支援策として「子どもを犯罪から守る対策」が多く挙げられました。子どもからは「自由に出入りでき、ボール遊びができる広場」や「安心して外で遊んだり、通学をしたりすることができるようにすること」が望まれ、同時に行った一般市民調査でも「治安、防災対策」への高いニーズがありました。子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「こども110番の家」のプレート設置協力が地域で増えることが期待されます。

松戸市における、町会・自治会・管理組合等の自主防災組織は平成16年4月で290あり、結成率は83.6%と、国平均62.5%、千葉県平均52.8%に比べ大変高く、地域防災に対する意識が高いといえます。隣に誰が住んでいるかわからないという所では、災害が起きたときの安否の確認や避難誘導がうまくいかないのではないかと心配されます。高齢者や障害者など災害時に自力での避難などが困難で援護が必要な人は、不安を抱えています。高齢化が進むほど、その不安はより大きくなるでしょう。

「松戸市交通安全計画」のなかでは、高齢者に対する交通安全教育の必要性を述べています。最近の事故傾向をみても、高齢者の事故を防止する取り組みは重要と考えます。

施策の方向

平成14年度に制定された「松戸市セーフティネットワーク」は、地域の防犯体制を確立し、犯罪を抑制するために市民、行政、警察などが相互に連携し合いながらパトロールなどの活動を行っていくもので、地域対策本部を各支所に置いています。各地域の特性を生かした防犯活動を基本に、自主防犯活動を行っているボランティアも含めた地域のネットワークづくりが必要となっています。

阪神・淡路大震災以降、地域住民の防災活動の重要性が高く認識されています。松戸市でも従来会場型で行っていた総合防災訓練を、実践的な地域分散型訓練に転換し、より多くの市民が参加できるよう、日曜に開催するようになりました。

自主防災組織の結成促進、充実強化を図るため、市では補助を行っていますが、今後も地域では、各自主防災組織単位でのきめ細やかな防災活動とあわせて、地域防災リーダー、地域防災協力員によ

る防災に関する知識、情報の提供など、一人でも多くの市民が防災意識を身につけるような取り組みが求められます。災害時に援護が必要な人に対しても、このような地域での防災活動を通じて、地域社会全体で見守り、手助けしていくことが必要とされます。

松戸市では青色灯のパトロールカーをいち早く導入して市民の安全に対応しています。平成16年には「松戸市安全で快適なまちづくり条例」を定め、公共の場所でのポイ捨て、落書きなどを禁止しています。重点推進地区内では過料徴収を行っています。

それぞれの役割	
個人は	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練に参加する 住宅の耐震診断を受ける 防災知識を身に付ける 防災グッズを用意しておく 非常用の水や食べものの準備をしておく 路上喫煙をしない
地域は	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織、防犯組織を立ち上げる 防犯灯を設置する 登下校時の見守り、誘導 「こども110番の家」のプレートを設置する 消防団への参加、協力 防犯ボランティア活動の実施
行政は	<ul style="list-style-type: none"> 「松戸市セーフティーネットワーク」の充実、強化 「松戸市地域防災計画」の推進 防災訓練の実施 自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 災害時要援護者への支援体制の検討 「松戸市安全で快適なまちづくり条例」の推進 「松戸市交通安全計画」の推進 携帯電話等を活用した市民への情報提供

☞ 「刑法犯罪認知件数」については、資料編 165 ページに、「交通事故発生状況」については、166 ページに掲載しています。

6 ニーズ把握の場づくり

地域福祉という考え方は、すべての人が尊厳をもって家庭や地域の中で安心して暮らせるような地域づくりのために、助け合いや支え合いなどの市民による福祉活動と、行政などの公的なサービスを連結させ、行政の力だけでは解決できない生活課題全体の解決をめざし、地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力していこうというものです。

そのためには、地域住民、町会・自治会、市政協力委員、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、老人クラブ、福祉・保健・医療分野の従事者、医療機関だけでなく、就労、教育、防災、防犯をはじめとする福祉以外の各分野の人々が、従来の枠組みを超えて、その地域における課題を共有・検討し、その地域の特性に応じた地域づくりのあり方、取り組み方を共に考えていく必要があります。

現状と課題

市民懇談会では、「地域を良くするために団体同士の横のつながりを深め、皆で話し合い、意見を出し合ってはどうか」、「各団体で持っている情報を地域全体のものにしていく方法はないか」、「地域に関わるさまざまな人々や団体が存在するが、その活動が孤立していて、有機的な活動になっていない」等の地域内の連携・協力について、問題点を指摘する意見が寄せられました。

施策の方向

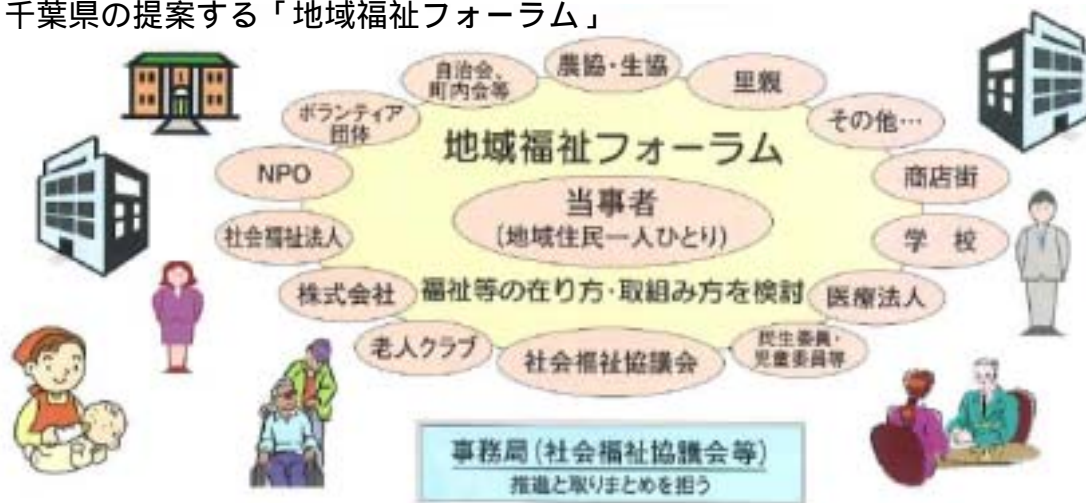
「千葉県地域福祉支援計画」では、このような従来の地域の枠組みを超えて出来るだけ多くの人々・団体が参加し、地域社会づくりを進める「地域福祉フォーラム」の設置を提案し、その設置及び設置後の初期費用の助成を行っています。

地域福祉推進の中心的役割を担うことが期待される松戸市社会福祉協議会、14の地区社会福祉協議会が、これまで地域福祉を担ってきた団体と新たな地域福祉の担い手を結び付け、地域のニーズを把握する場をつくっていくことが求められます。

それぞれの役割

個人は	参加する 問題意識を持つ
地域は	参加する 開催する 課題を共有し、検討する 場をつくる
行政は	支援する

千葉県の提案する「地域福祉フォーラム」



7 相談援助・情報提供の仕組みづくり

地域でその人らしい生活を送るためには、必要な情報を地域の中で得ることができ、困った場合にも、いつでも相談や必要なサービスが受けられるシステムがあることは大切なことです。

現在の各種制度は、複雑多岐にわたっており、他の制度との関連もあるため、制度の内容を理解し、利用していくことは、高齢者ばかりでなく、一般の市民にとっても容易ではありません。

わかりやすい情報をいかに正確に伝えていくかは、情報を発信する側にも大変大事なことで、各種情報を集約し、インターネット等を活用して、スピーディーかつわかりやすい情報を伝達できることは、ますます重要になってきています。

必要な人に、必要なときに必要な情報が得られ、気軽に相談のできるような、地域での窓口の設置が望まれています。

現状と課題

松戸市には、基幹型1か所、地域型11か所の在宅介護支援センターがあり、それぞれの地域でおおむね65歳以上の介護を必要とする人及び日常生活に何らかの支援を必要とする人、またその介護者に対し、介護、介護保険、生活支援、介護予防など日常生活での各種相談を受け、福祉・保健・医療サービスの総合調整を行っています。

千葉県が設置した中核地域生活支援センターは、すべての市民を対象とした24時間体制の相談窓口業務を行っています。

施策の方向

地域社会における様々なニーズに対応した生活支援、相談、権利擁護等に関する業務を進めるためには、対応できる広域的な資源を一元的に把握し、サービスを必要とする側と提供する側の両者をコーディネート（調整・組立・支援）していくことが重要になります。そして、子ども・障害者・高齢者といった対象ごとのサービス・資源を横断的に把握し、異なる窓口間での連携や共通の認識を図り、一人ひとりが地域で生活していくために役立つサービスを組み立てる、地域の総合コーディネーターが求められています。そのための人材、地域総合コーディネーターの育成が必要となります。

それぞれの役割

個人は 困ったときに、どこへ行けばよいか知っておく

行政は わかりやすい情報提供をする

在宅介護支援センターと地域包括支援センターについて

在宅介護支援センターは、おおむね65歳以上の介護を必要とする人及び日常生活に何らかの支援を必要とする人、またその介護者に対し、介護、介護予防に関する総合的な相談を受けています。必要に応じ家庭訪問し、適切な福祉・保健・医療サービスが受けられるよう関係機関との連絡調整等を行っています。

介護保険法改正（平成18年4月施行）により、新たに「地域包括支援センター」が設置され、在宅介護支援センターの機能が引き継がれます。

地域包括支援センターは、

- ①介護予防ケアマネジメント事業（新予防給付と介護予防事業）
- ②総合相談支援事業
- ③権利擁護事業（成年後見、虐待防止）

④包括的・継続的マネジメント事業（ケアマネジャー支援、ネットワークづくり）を実施し、地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、福祉・保健・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担っていきます。

8 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

福祉に関する制度やサービスは、子ども、高齢者、障害者など対象者別に分かれているものが多く、また生活福祉、保健、医療など多分野にわたり、利用者にとって複雑でわかりにくいものになっています。福祉を取り巻く社会経済状況も大きく変化し、日本の社会福祉の共通基盤であった措置制度が、利用者自身が自らの判断でサービスを選択、利用する契約制度への転換が進んでいます。またサービス提供者も行政中心から事業者やNPOなど多様な民間事業者が競い合って事業を展開するシステムに変わってきています。

利用者本位のサービスシステムが機能するために、サービスを必要とする人が、安心して、多様なサービスの中から必要なサービスを主体的に選択できるよう、身近なところに、福祉サービスに関する総合的な情報提供はもとより、福祉サービスに関する利用相談、苦情、権利侵害の相談などができる総合的な相談体制などの仕組みをつくる必要があります。また、福祉サービス利用者を尊重したサービス提供の実現とサービスの質の確保が大切なことです。

福祉サービス事業者は、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされ、苦情受付担当者や苦情解決責任者、中立・公正な立場の第三者委員の設置など苦情解決体制づくりを進めています。

介護や福祉サービスの多くが事業者と利用者が対等な立場で契約する制度になりましたが、こうした中、従来のような、福祉サービスの質を法律で定めた最低基準に達しているかどうかをチェックするという行政による指導監査体制だけではなく、利用者が求めている福祉サービスを提供できているかということについて、第三者が福祉サービスの評価を行うことは大きな意味があります。第三者評

価は、福祉サービスの質の向上を促すためのシステムのひとつであり、苦情解決制度等、他の仕組みと組み合わせられることによって、一層の福祉サービスの質の向上が図られます。

社会福祉法では、社会福祉事業の経営者に対し、自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならないとするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。

現状と課題

人々の生活上生じる福祉・保健・医療等のような相談にでも応じる身近な総合相談窓口、24時間対応ができる在宅介護支援センター、24時間対応の看護・介護の訪問サービスが受けられる訪問看護ステーションやヘルパーステーション、救急時対応する往診医や入院・入所施設、障害者や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現をうながし、在宅介護を豊かにするための通所施設や入所施設、そして、近隣、ボランティアによる支援などいつでも安心して生活できるようなフォーマルとインフォーマルのサービスが整備され、総合的に、包括的にサービスを提供する仕組みが必要です。

千葉県は、子ども、障害者、高齢者を含めたすべての市民を対象とした、24時間・365日体制で、「地域生活支援」「相談」「権利擁護」の機能を担う「中核地域生活支援センター」を市内に設置しています。

施策の方向

松戸市では、地域の高齢者を支援する福祉・保健・医療等のネットワークの構築により、効果的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を地域で確立するために、「高齢者支援連絡会」※を地区社会福祉協議会の地区ごとに設置を進めています。今後は高齢者だけでなく、障害者、子どもの支援も視野に入れたシステムに発展させることを検討していきます。

千葉県では、中立・公平な第三者機関が様々な角度から専門的に福祉サービスの評価を行うことで、福祉サービスの質の向上と利用者の良質なサービスの選択を支援するため、第三者評価システムの構築に向け取り組みが進められています。

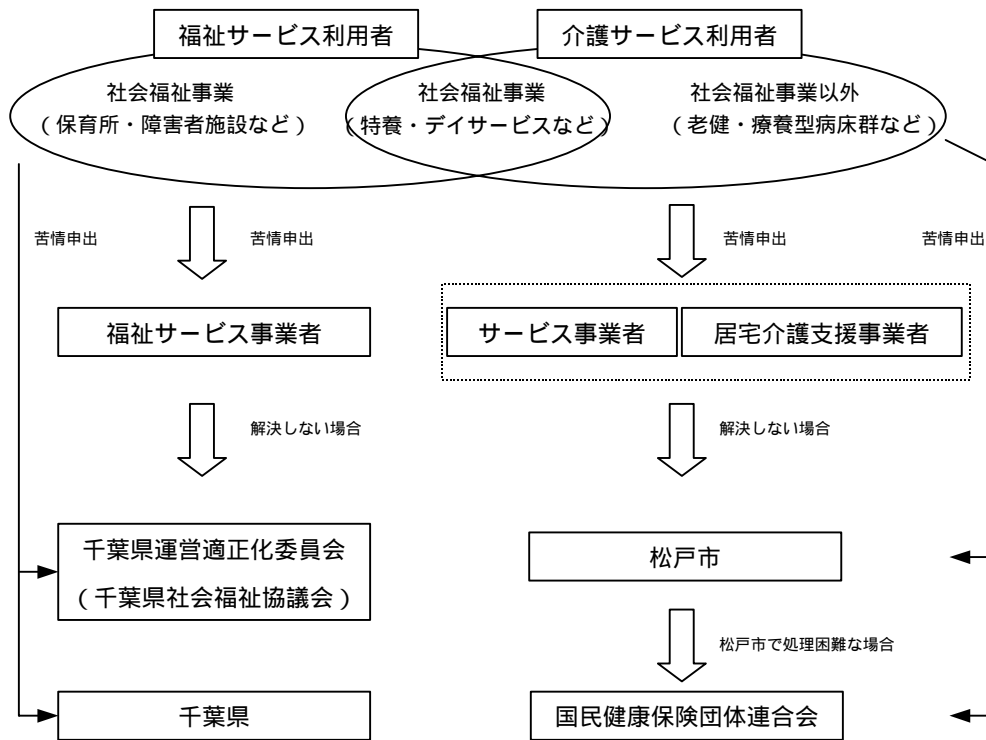
これからは、社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。

それぞれの役割

個人は	問題点や課題を指摘する
地域は	サービス提供者は苦情解決体制をつくる 第三者評価を受ける
行政は	高齢者支援連絡会の対象者拡大を検討する 苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める 千葉県による第三者評価システムの確立

※「高齢者支援連絡会」については、第7章 今後の計画の推進のために で紹介しています。

苦情解決の流れについて



第3章 自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みをつくります。

1 制度ボランティア活動の充実

地域住民の身近な相談相手として、また行政と地域住民のパイプ役として、民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティアは大切な役割を担っています。

制度ボランティアは、一般的に言う「ボランティア」とは異なり、行政機関からの委嘱を受け、市行政の円滑な運営と民主的にして明朗な市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市の地区に設置されている民間奉仕者です。

これらの委員は一定の地域を担当地域として活動していることと同時に自らも地域の一員であり、市民の一番身近なところで、市民の立場に立った活動を行っています。

現状と課題

現在松戸市では、民生委員・児童委員、市政協力委員をはじめ、家庭福祉推進員、健康推進員、食生活改善推進員、クリンクル推進員、防犯指導員、青少年相談員など多岐にわたる分野ごとの委員が活動しています。

それぞれが個別の行政目的のために設置されていますが、市民から見て、制度ボランティアの種類が多く、また複雑で、その役割について正確に理解されていない面もあります。新たな人材を探すのに苦勞されているところもあり、特定の人に再任、再々任や各種制度ボランティアの兼務をお願いすることもあります。このことについては市民の関心が高く、市民懇談会などでも多数の意見が寄せられました。

制度ボランティアの地域活動を円滑にするため、行政と制度ボラ

ンティアの情報の共有が求められてはいるものの、個人のプライバシーの問題が大きく立ちはだかつており、個々の委員の地域での活動に支障をきたしている面もあります。

近年、NPO等の活動が盛んになってきていますが、従来からの制度ボランティアの担う役割が小さくなるものではありません。むしろ、地域に根付いたその活動は、地域福祉の推進には、なくてはならないものであり、今後とも活動のさらなる充実が期待されます。

施策の方向

制度ボランティアの活動充実のために、研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。

地域福祉の推進のためには、多岐にわたる分野ごとの制度ボランティアが、それぞれの役割に基づき個別に活動することも大切ですが、町会・自治会及び各種制度ボランティアが地域で「つながる」ことが必要です。

また、制度ボランティアの世代交代等が円滑にできるような仕組みづくりが必要です。そのためにも、定年退職後の団塊世代の地域参加を促進していくことが重要です。

それぞれの役割

個人は	地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する
地域は	制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携
行政は	研修会、講習会を開催する 制度ボランティアの活動について、市民に周知する

☆民生委員・児童委員とは

地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱しています。各市町村の一定地区を担当しており、その職務の主なものは

- (1) 地域の実情の把握
- (2) 要援護者に対する適切な指導、情報の提供
- (3) 福祉事務所その他関係行政機関への業務協力
- (4) 社会福祉施設や社会福祉団体との連絡調整等、地域全体のよき指導者、協力者として、地域の福祉増進を図る。

特に、ひとり暮らしや寝たきりの老人、高齢者のみの世帯、身体障害者（児）、ひとり親家庭、児童問題等に関する相談や扶養等の事実の認定、あるいは生活福祉資金の借り入れ申込みについての手続指導などを行っています。また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員が各市町村に配置されています。

☆市政協力委員とは

市政協力委員は、昭和29年4月に、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するため、市と市民とのパイプ役として誕生しました。

地域の住民（町会・自治会・管理組合等）から選挙や推薦により選ばれた者を、市長が市政協力委員として委嘱しています。

市と市民（地域住民）のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とし、地域のリーダーとして活躍しています。

市政協力委員が地域での活動をより円滑に行えるように、市内12地区に「地区会」が構成され、各地区会の市政協力委員の中から選ばれた「地区長」により市政協力委員連合会が組織されています。市政協力委員は、地域コミュニティや市政協力委員活動の活性化を図るために『地区長会議・市政懇談会』を開催するなど、市政協力委員制度が円滑に機能するため諸事業を行っています。

☆家庭福祉推進員とは

市民の家庭福祉の推進を図るために、地域で福祉関係機関並びに民生委員児童委員及びその他福祉関係者と常に連携を保ちながら、次のような職務にあたっています。

- (1) ひとり親家庭の実態の把握すること
- (2) 家庭内の虐待や暴力の発見に努めるとともに、その防止に努めること
- (3) 関係者の要請に基づいて、必要な家庭に対する指導支援すること
- (4) 当事者グループの育成指導にあたること
- (5) その他家庭福祉の推進に必要なこと

☆健康推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、妊産婦や乳児の訪問、各種検診や健康診査のお勧めなどの活動を行って、地域の方々と行政のパイプ役になっています。

☆食生活改善推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、地域で健康を考えた料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、市民の皆さんの食生活改善をすすめています。

☆クリンクル推進員とは

平成4年度から市内全12地区の町会・自治会に廃棄物減量等推進員を委嘱しています。松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター「クリンクルちゃん」から名前を取り、「クリンクル推進員」として、各町会・自治会内で、ごみステーション利用者への指導等の活動をしています。

☆防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

- (1)防犯座談会の開催
- (2)防犯パトロールの実施
- (3)広報、街頭キャンペーンの実施
- (4)防犯診断の実施
- (5)その他地域安全思想の普及等

☆青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度がつけられました。具体的相談員任務はつぎのとおりです。

- (1) 少年の実態を把握し、青少年に関する各般の問題について相談に応じ、その助言指導にあたる。
- (2) 少年団体の育成と組織化に努め、団体活動のしやすい条件整備を積極的に促進する。
- (3) 住民の青少年に対する関心を深め、青少年問題に対する啓発を図る。
- (4) 青少年の語り合いと、いこいの場である青年館及び青少年育成施設の利用の促進に当たる。

2 生涯学習の推進

地域福祉を推進するためには、地域づくりが重要となります。地域づくりに取り組むには、地域の特性や資源を把握し、地域の課題や目指すべき地域像を明らかにし、計画的かつ継続的に取り組んでいかななくてはなりません。

そのためには、地域社会の変化に対応した知識や技術を学びながら実践し、その実践の中で新たな課題を発見し、その解決のためにまた学習するというように、学習と実践を繰り返すこととなります。

このような学習と実践を通じて取り組まれる地域づくりは、「生涯を通じて学び続ける」生涯学習と切り離して考えられるものではありません。

現状と課題

本市では、平成15年に「松戸市生涯学習基本計画」を策定し、さまざまな施策を展開しています。その中で、市民を対象とした各種講座は、公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施されています。まつど生涯学習大学は、60歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して開設されています。青少年会館で実施している地域教育セミナーでは、地域の課題を掘り下げ、学習化することで地域の教育力を高めていく講座を実施しています。

施策の方向

高齢社会を迎え、これからますます増加していく高齢者を、福祉の受け手としてとらえるのではなく、知恵と経験を持った人材として、これからの地域づくり、地域福祉に活躍してもらえよう環境の整備に努めます。

現在、地域においてスポーツや文化活動などさまざまな生涯学習活動を行っている市民も、地域づくり、地域福祉の担い手として大きな役割を持っています。また、これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域への関心を高め、地域のさまざまな活動にも参加することで、やがて地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。生涯学習で学んだことの成果を披露したり、学んで得たことを地域でボランティアとして生かすなど、「学ぶ」ことでその人の活動が地域で生かされることが期待されています。

そのためにも、市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会や情報を提供することが重要です。

それぞれの役割	
個人は	生涯学習活動、地域活動に参加する 生涯学習の成果を地域活動で生かす 自分の持っている知恵や経験を生涯学習の場で生かす
地域は	大学、NPO・ボランティア団体による各種講座の開催
行政は	講座の開催 生涯学習・地域活動のコーディネート 生涯学習情報の提供

3 就労の支援

市民一人ひとりが地域で自立し、社会参加をするためには、その人の適性に応じた仕事に就き、生きがいのある生活を実現することが大切です。

現状と課題

近年の厳しい経済情勢の下、企業等が若者の雇用を抑制したことや雇用の形態が変わってきたことなどで、フリーターやニート※¹などの問題が表面化してきました。職業的自立を果たせない若者の多くは未婚のまま親に依存し続けざるを得ず、また責任ある個人として社会参加することが難しくなっています。

また、高齢者や障害者等の就労についても、厳しい状況が依然として続いています。

施策の方向

高齢者、障害者の就業対策については、就労促進等を国や県とともに企業、事業所等へ働きかけていく必要があります。

松戸市では、障害者を雇用する事業主に対し奨励金を交付し、雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。また、障害者を仕事の現場で援助するジョブコーチ（職場適応援助者）※²を配置し、成果をあげています。

高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保するためにシルバー人材センターへの支援を引き続き行うほか、松戸地域職業訓練センター、松戸市シニア交流センター内に設置される松戸

市高齢者職業相談室の活用や松戸市社会福祉協議会が実施する高齢者無料職業紹介所を支援していきます。

また松戸市では、ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労意欲の醸成や就労に必要な講座受講料を助成、就業情報の提供などを総合的に展開していきます。

若者の就業支援については、学生やフリーター、職に就いていない若者を対象に短期間で就職のための技能向上を目指した実践的な研修を実施しています。また、人や社会との関係を築くことが苦手な若者を対象とした、コミュニケーション力の醸成、ボランティア・職業体験の支援活動を行う若者塾を設置します。

それぞれの役割

地域は	事業者は法定雇用率を守る
行政は	求人、求職情報の提供 就労のための講座の開催や受講料の助成

※1 ニート

英語で“働かず、学校教育を受けず、職業訓練に参加しない”を意味する Not in Employment, Education or Training の頭文字から名付けられました。

日本では、厚生労働省が2004年の労働経済白書で、「15～34歳の非労働力人口のうち学卒、未婚で家事・通学をしていない人」（2003年推計52万人）と定義付け、その厚生労働省が平成17年5月末に、「政府の統一見解」として、「①学籍はあるが、実際は学校に行っていない人。②既婚者で家事をしていない人」をニートに追加し、2003年推計を64万人に修正しました。

一方、内閣府の有識者研究会は平成17年3月、厚生労働省がニートに含めていない「家事手伝い」も含めて総数約85万人（2002年）との推計を発表しました。

なお、「フリーター」はニートに含まれていません。

※2 ジョブコーチ

「ジョブコーチ」と呼ばれる支援者が、障害のある人が働く職場の中で、障害のある人と企業の双方をサポートすることが特徴です。日本では、平成14年に厚生労働省が「職場適応援助者（ジョブコーチ）事業」を制度化し、その他、地方自治体においてもジョブコーチの手法を取り入れた就労支援事業が増えてきています。

4 地域福祉推進の人材の確保と育成

地域福祉の推進を図るには、地域住民等の主体的な参加と協力が大前提です。また、地域住民等は、単に意見を述べるだけの存在ではなく、地域福祉計画の策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であることを認識することが重要です。

現状と課題

「松戸市総合計画」に基づく市民意識調査（平成16年11月）によると、地域活動に参加している人の割合は、33.4%と前回調査（平成13年）に比べ6.3%増加したものの、参加していない人が多い状況にあります。性別で見ると、男性より女性の方が参加している割合が高くなっています。

地域活動への参加の場、機会としては、「町会・自治会」が前回調査でも圧倒的に多かったのですが、今回調査ではさらに多くなり、続いて「有志・仲間との奉仕活動」、「ボランティア団体」、「PTA」、「子ども会育成会」、「企業による奉仕活動」、「NPO法人」と続いています。

また、「松戸市高齢者保健福祉計画及び松戸市介護保険事業計画」見直しのための市民アンケート調査（平成17年3月）によると、保健・福祉分野のボランティア活動への参加意向は、「積極的に参加したい」と「誘われたら参加したい」を合わせた「参加したい」は“保健・健康づくり”と“高齢者の福祉に関すること”がそれぞれ41.1%と多くなっている一方、“保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること”は30.3%、“障害者の福祉に関すること”は29.7%になっています。

今後、さらに多くの市民の参加を促進するためには、既存の地域福祉活動の情報提供と参加しやすい仕組みづくり、さらに地域での学習会・勉強会などの啓発・育成活動が必要です。

施策の方向

松戸市社会福祉協議会では、「ボランティア養成講座」を開催して活動に関する基礎知識・技術の習得やその向上を、「松戸市ボランティア連絡協議会」では情報や意見の交換等を行っています。また、公民館では、「成人講座」、「市民大学講座」、「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場としています。このような松戸市全域の市民を対象とした学習、勉強のほかに、グループ・団体等の講座開催の要望に対し、市の職員を講師として派遣する「パートナー講座（出前）」の制度があり、市民と行政が一緒にいきいきとしたまちづくりをするため、市民が市の事業や業務を知り、理解を深める機会となっています。

身近な地域住民が集まり、身近な地域の生活課題に関する学習、勉強、検討会を開催し、身近な地域住民同士で共通認識をして、地域住民自らが生活課題に対して立ち上がり、改善・解決に向かって活動を開始することが大切です。

個人が仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加が促進されることを期待します。

「松戸市男女共同参画プラン」第2次実施計画の基本施策には、子育てや就労等により地域活動に参加しにくい男女に配慮した環境整備を図り、地域活動での男女共同参画の促進をすることが盛り込

まれています。このことは、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となることを期待する「松戸市地域福祉計画」の目指すものと方向性を共有するものと考えています。

日本経済の発展を支えてきた団塊世代が大量に定年退職を迎え、企業が今まで培ってきた技術・ノウハウが継承できなくなるという、いわゆる「2007年問題」が話題になっています。しかし地域福祉推進の人材を確保するという観点からは、経験豊かな人材が地域に帰ってくるまたとないチャンスなのです。平成18年に開設する「松戸市シニア交流センター」では、高齢者の就労支援、学習の場や機会の提供、交流の推進、各種の情報提供を実施し、元気高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを高め、健やかに生活できるよう支援します。このような施策は、団塊世代の地域社会復帰にも寄与します。団塊世代が地域活動に参加できるように配慮することはもちろんのこと、地域活動への参加割合の少ない20代・30代をどう参加させるかについても検討していく必要があります。

それぞれの役割

個人は	地域での活動に参加する 地域における生活課題について共通の認識を持つ
地域は	地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する 行政と連携した講座の企画、運営 社会福祉協議会、NPOなどによる地域福祉の人材育成
行政は	地域福祉活動の情報の積極的な提供 公民館事業の推進 シニア交流センターの充実

5 障害者の自立への支援サービスの充実

誰もが住み慣れたところで、家族や地域の人々と共にいきいきと暮らすには、「障害のある人もない人も共に生きる社会」こそ当たり前の社会であるという、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえた地域社会を形成していくことが求められています。

現状と課題

従来、障害者は施設で生活することを中心に考えていましたが、地域住民との交流が円滑に行えず、また社会参加の機会も限られるといった状況がありました。今日では、在宅で生活することを中心に考えるようになり、そのための個別の支援策が重要視されています。とりわけ地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や日常的な相談への対応や地域交流などを行い、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る「地域生活支援センター」が市内に設置されていないことから、市民懇談会等でも、開設を望む意見があります。

地域住民等が障害のある人の自立を積極的に支援するためには、的確な援助が必要になりますが、必ずしも地域住民等は何が的確な援助であるかわからないことが多いのが現状です。そのためには、障害のある人も積極的に地域に出て、地域住民との交流を図ることが必要になってきます。

施策の方向

障害者の社会的な自立に向け、本人や保護者の選択を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた教育体制の確保や、障害者が社会の一員として自立できるよう、各方面からの総合的な取り組みが求められています。企業や関係機関による雇用の促進、グループホームの開設や福祉作業所のさらなる充実をはじめ、情報伝達や移動の手段を整備することで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援することが必要です。

平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行されます。「障害者自立支援法」は、平成15年度から導入した支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものとするため、障害福祉サービスの一元化、施設・事業体系の再編、利用者負担の見直し、地域生活支援事業の創設など新たな障害保健福祉体系を構築するものです。

それぞれの役割

個人は	障害者への理解
地域・行政は	「松戸市障害者計画」の推進

6 権利擁護

福祉サービスの提供が措置から契約へ移り変わり、利用者自身が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになりました。しかし同時に、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなることから、このような人々も安心してサービスの提供を受けられるような方策が重要になっています。

現状と課題

認知症の姉妹が悪質なリフォーム業者に狙われ全財産を失った事件が社会問題になりました。このような、加齢による認知症や判断能力が十分でないために、財産上のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。

従来 of 禁治産・準禁治産制度に代わり、平成12年から成年後見制度が実施されています。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つに分かれています。

法定後見制度は、判断能力が十分でない人に代わって不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所など身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を行ったり、その人が行った法律行為を取り消すなどの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況等に応じた保護や支援を行う制度です。

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人との間で、保護してもらう内容をあらかじめ契約しておき、判断能力が低下した後、契約内容に応じた保護が開始される制度です。

この改正により、比較的軽度な人も制度を利用できるようになったことをはじめ、各人の多様な判断能力及び保護の必要性に応じた措置が可能になりました。

また、これに先立ち平成11年から地域福祉権利擁護事業が開始されました。地域福祉権利擁護事業とは、福祉サービスの利用に関する援助、預貯金の出し入れや日常生活費の管理など幅広い援助を行うものです。成年後見制度と大きく異なるのは、利用するサービスやお金の使い道などを利用者本人が決定することを前提に、それを側面から援助することが地域福祉権利擁護事業の役割であることです。

松戸市社会福祉協議会では、松戸市からの支援のもとに、千葉県社会福祉協議会からの委託を受け、まつど広域後見支援センターを設置し、松戸・市川・流山・鎌ヶ谷市域の地域福祉権利擁護事業に取り組んでいます。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は相互に補い合う関係にあると言えます。例えば成年後見制度の利用者は、後見人と社会福祉協議会が契約することで地域福祉権利擁護事業を利用でき、成年後見人が財産管理や重要な契約を行い、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うというような手厚い支援体制をつくることも可能となります。

施策の方向

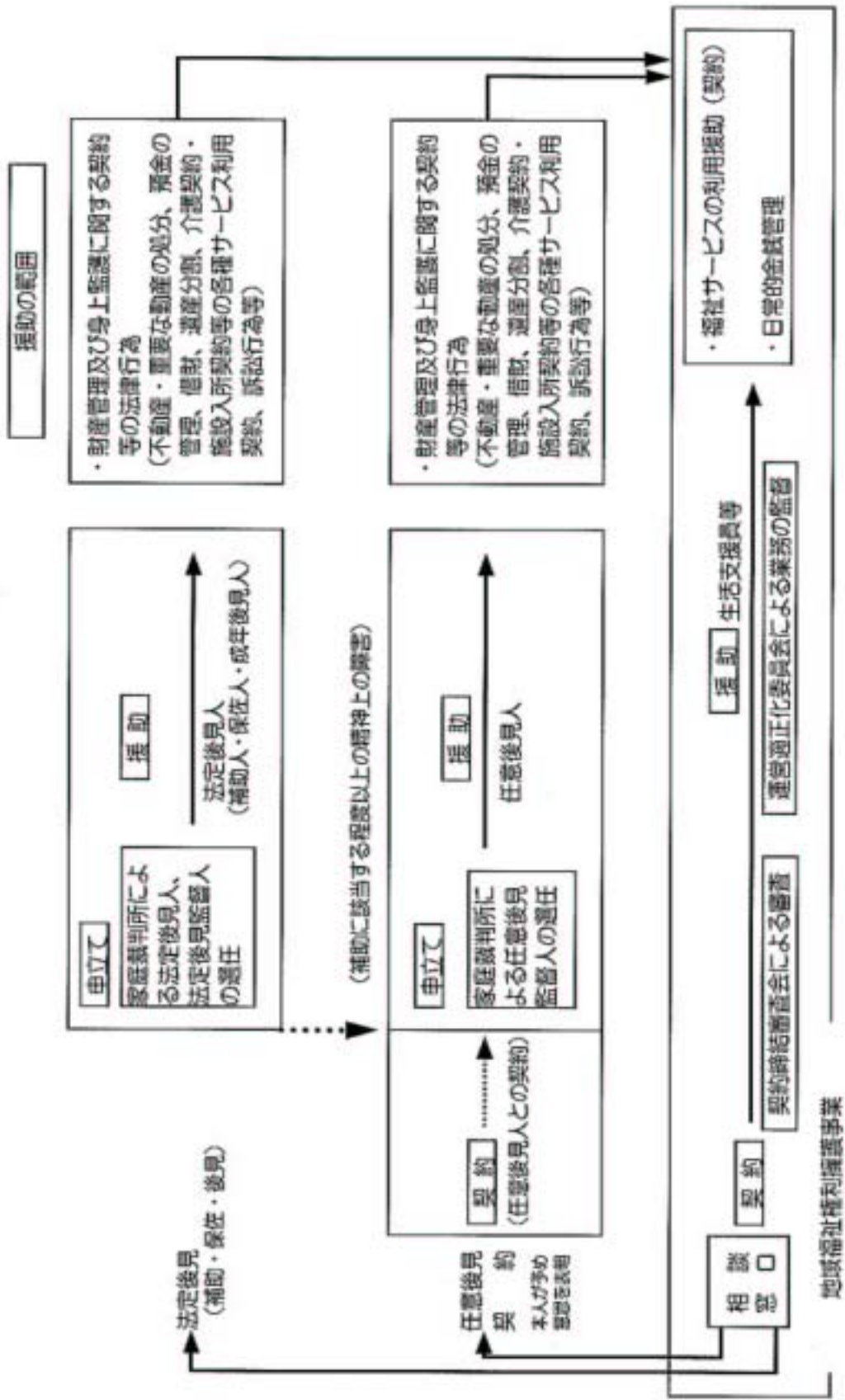
成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進するためには、市民に広く周知・広報し、このような制度があることをまず知ってもらうことが重要です。それとともに、福祉に携わる関係者には、対象者の範囲や援助の内容などを理解してもらう必要があります。

松戸市社会福祉協議会では、今後さらに地域福祉権利擁護事業への理解と協力を得るため、行政はもとより、関係各機関との緊密な連携を図りながら、事業の普及及び推進に努めていきます。

それぞれの役割

個人は	制度を知る 制度の利用を考える
地域は	社会福祉協議会は、制度を周知し、地域福祉権利擁護事業を推進する 地域で福祉活動する人は、制度を理解する
行政は	成年後見制度利用支援事業を実施する 法律に基づく申立てを行う

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業



7 子どもや高齢者への虐待等の対応

すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別にかかわらず、その人らしい安心のある生活がおくれるよう自立支援するためには、市民一人ひとりの人権を尊重する地域づくりが必要です。

現状と課題

配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の、千葉県における相談件数が、平成16年度は前年度より4割増えています。これは身近にDV相談ができる窓口が増え、相談しやすくなったことも一つの要因と考えられています。

児童虐待は、子どもの心や体に大きな傷を残すばかりでなく、尊い命を奪ってしまう事例が市内でも発生するなど、非常に深刻化しており、千葉県における相談件数が、平成16年度は1,000件を上回る状況に至っています。

高齢者への虐待は、市内における相談件数も年々増加し、平成16年度は67件と相談窓口を明確化したことから急増しています。

子どもへの虐待や、介護の中でおこなわれる高齢者への虐待については、発生の予防から虐待を受けた子ども、高齢者の自立にいたるまで、切れ目のない総合的な支援が求められています。

施策の方向

虐待で子どもが亡くなる事件が起きると、「夜中に子どもの泣き声をよく聞きました」「子どもの顔にあざができてました」などとテレ

ビの取材に応じる近所の人映像を見ることがありますが、果たしてそれでいいのでしょうか。勇気の要ることですが、身近で虐待が行われている可能性を感じたら、市役所など関係機関に通報することも一人ひとりの市民に求められている役割なのです。

松戸市では、「子どもと女性に対する暴力防止等ネットワーク」や県内でもいち早く「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置するなど、虐待等の防止システムづくりに取り組んできましたが、特に子どもへの虐待については、平成17年4月から、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、市町村の役割が以前より増しています。「子どもと女性に対する暴力防止等ネットワーク」を礎に「(仮称)要保護児童等対策地域協議会」を設置するなど、関係機関の連携・協力体制のもと、虐待に関する相談体制や虐待防止にむけた活動、早期発見、早期対応体制を整備します。

それぞれの役割

個人・地域は	見守り、通報、早期発見に努める
行政は	相談窓口を周知する 高齢者虐待の実態把握、調査等を行う

☞ 「配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）」、「児童相談所における児童虐待相談受付件数（千葉県）」、「家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数（松戸市）」、「在宅介護支援センターにおける高齢者虐待相談件数」については、資料編 167 ページに掲載しています。

第4章 支え合い共に生きるまちづくり

自立と支え合いに向けて、地域の仲間づくりを進めるとともに、市民が困ったときに助け合うことのできる仕組みをつくりま

1 当事者団体への支援

地域の中には、高齢者、障害者、子ども、子育て中の方などさまざまな人が暮らしており、それぞれ困りごとや悩みごとを抱えていると思います。

当事者団体には、例えば「呆け老人をかかえる家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。当事者団体は、親睦を深め交流を図るだけでなく、お互いの悩みや心配ごとを共有して、助け合い励まし合ったり、情報を交換する中から、共通の課題に対して共に解決を図るなど、重要な役割を持っています。例えば障害者やその家族などが、同じ障害を持つ人に相談することによって気が楽になったり、抱えている問題を解決するきっかけをつかめたりすることがあります。また、自立した生活や社会参加を促すということも、当事者団体の持つ重要な役割です。

現状と課題

松戸市では、平成16年に精神障害者共同作業所で自立支援、就労支援に関する事業として「サンデーオープンサロン」※1 が開催されました。そのメンバーを中心に自助グループ「ふれんどりい」が誕生し、活動を続けています。当事者同士のふれあいからの共感やわかち合いが生まれ、回復への一助となることも多くあるようです。当事者がお互いに自己の体験をもとに、それぞれの立場に応じた適材適所の相談に応じ、豊かな活動を行っていくことが期待されます。

施策の方向

当事者が抱えている問題を解決していき、さらに住みやすい社会を作っていくためには、できるだけ多くの人に参加し、協力していくことが必要です。そのためにはみんなで情報を共有し、連絡を取りあい、話し合いができる場が必要でもあります。

同じ立場にある仲間によるピアカウンセリング※2の有効性について認識することが大切です。

当事者を支援する立場にある福祉・保健・医療の専門家も、ボランティアを志向する市民も、共通の学習・交流を通して相互理解を深め、対等な市民としての当事者団体へのかかわり方を考える必要があります。

それぞれの役割

個人・地域は	障害者への理解と受け入れ
行政は	情報の提供と活動の支援

※1 サンデーオープンサロン

平成16年6月から17年3月までの第1～第3日曜日、共同作業所「ビオラ工房」にて開催。統合失調症や心の病を経験した人たちが、お互いの情報を交換したり、分からないこと、心配ごとなどをスタッフを交えておしゃべりしたり、作業所外での各種活動を行った。独立行政法人福祉医療機構の助成事業。

※2 ピアカウンセリング

「ピア (peer)」とは「一緒に、仲間の」といった意味の英語であり、同じ立場にある人でその問題を克服した人や経験豊富な人が相談に応じることを「ピアカウンセリング」という。一例としては、身体障害者自身が身体障害者の相談にのること等が挙げられる。

2 ボランティア・NPO活動への支援

地域福祉を進めるにあたっては、一人ひとりの市民が福祉の受け手であるばかりでなく、参加する担い手になることが望まれます。地域住民がそのような活動へ参加する一つのきっかけとして、ボランティアやNPO活動は重要な役割を持っています。

ボランティアという言葉は、従来の奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動のひとつとして、市民が関わるすべての分野への広がりを見せています。また特定非営利活動促進法や社会福祉法が制定される中で、市民活動やNPO法人の活動が拡大しています。

市民一人ひとりの尊厳ある地域での生活を支えるためには、どうしても行政だけではサポートしきれない部分が出てきます。公共的なサービスと地域住民中心の自主的な活動を連携させることが必要になってきます。そうした観点からも、ボランティアやNPO活動を支援することは地域福祉の推進のためには重要であると言えます。

現状と課題

ボランティアやNPO活動の中心的な拠点として、松戸市の「まつど市民活動サポートセンター」や、松戸市社会福祉協議会の「ボランティアセンター」があります。

「まつど市民活動サポートセンター」は、会議室やミーティングコーナー、交流サロンなどを設置し、活動の場の提供を図っています。また、情報提供、各種講座や見本市の開催により、市民活動の支援、協働の推進をしています。

福祉分野のボランティア活動をみると、平成16年度末現在、松

戸市社会福祉協議会のボランティア連絡協議会には36団体が加盟し、1,800人を超えるボランティアが活動しています。また、地区の社会福祉協議会でも地域ボランティアの登録により様々な活動を行っています。

ボランティア連絡協議会の加盟団体に実施したアンケートによれば、「会議や活動の場所の確保が難しい」ことや、「活動拠点の整備」を望む意見が多くありました。

施策の方向

「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」は、それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるよう取り組んでいく必要があります。また、活動に必要な情報の入手、必要な知識・技術の習得、活動拠点に関する支援を引き続き充実させることが求められます。

NPO法人は、介護保険の事業に参入するなど、サービスの提供主体として成長し、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。今後も市民が行う自由な社会貢献活動として、きめ細やかなサービスを展開することが期待されています。

それぞれの役割

個人は	活動に参加する 地域福祉活動の担い手になる
地域は	松戸市社会福祉協議会はボランティアセンターを充実させる 地区社会福祉協議会は、地域ボランティアの登録を増やす
行政は	まつど市民活動サポートセンターの充実 情報の提供

3 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助などの事業を実施すること、とされている社会福祉法人です。

現状と課題

松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合って、行政機関との連携のもとに、福祉のまちづくりをすすめる上で、中核的役割が期待されています。

主な事業として、高齢者・児童・障害者への支援事業、ボランティア活動促進事業、地域福祉権利擁護事業、各種相談事業、その他、福祉にかかわる多彩な事業活動をすすめています。

さらに地域福祉活動を進めるために、地域住民の参加を得て、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）を組織して、地域における市民の自主的な活動をもとに、地域に密着した福祉活動を幅広く展開しつつあります。現在、市全域を14地域に分けて地区社協が設置されており、それぞれの地域で住みよい福祉のまちづくりを目指し、多数の市民の参加のもとに活動をしています。

しかしながら、全国社会福祉協議会の指針では、地区社協の活動範囲としては、中学校1校、小学校2校くらいの校区を単位とした規模（5千～1万世帯、1万～3万人）が適切とされており、本市の地区社協の地区割りについても、今後更なる発展的分割が期待さ

れるところです。

施策の方向

これからの地域福祉推進の方策としては、行政側と市民側が共に手を組む「協働」によって「福祉のまちづくり」の実現を目指すことが望まれています。その中には、当事者や、今まで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、いろいろな分野の人達にも参加をしてもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組むことが重要と考えられます。そのために生ずる諸般の業務は、市社協がその組織力を活かし、これにあたるなど、積極的なかわりが期待されます。

さらに市社協では、地域福祉を推進するため、「松戸市地域福祉活動計画」を策定し、活動を推進しつつあり、平成17年度は第2次計画の最終年次となります。第3次計画の策定にあたっては、日頃、市社協活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」策定にあたって開催された市民懇談会、ワークシート等から寄せられた数多くの意見・要望を参考としながら、「松戸市地域福祉計画」との整合性のとれた、市社協と地区社協の活動計画として策定されることが期待されます。

それぞれの役割

個人は	市社協の事業内容を知る
地域は	地区社協活動の充実 今まで交流のなかった組織、団体も市社協に参加する
行政は	市社協、地区社協の活動を理解する 市社協、地区社協の活動を支援する

4 地域での声かけ見守り

地域の中には、子どもから高齢者までさまざまな人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、また核家族化や都市化により、かつてのような市民相互の社会的なつながりは希薄になっています。誰もが地域でその人らしく暮らしていくためには、ひとり暮らしの高齢者、障害者、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。同時に、一人ひとりが尊厳を持って地域で生活するためには、過干渉（おせっかい）になっていないか、その人の個人情報を慎重に扱っているか等の点検や、ルールづくりなど、地域社会で共通の理解が必要となります。個人情報保護法が全面施行され、今まで以上にプライバシーへの配慮が求められるようになっていきます。

現状と課題

民生委員・児童委員は、細かな見守り活動や個別支援活動を行っています。地域社会で児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立などが発見されない事例が見受けられ、深刻な問題となりつつあります。こうした社会問題の発見、解決のため、市民自らが地域に関心を持ち、互いに支え合い包み合う、人と人とのつながりを作っていくことが求められています。

常盤平団地では、さまざまな見守りの活動の一つとして平成14年9月には、新聞販売店と協定を結び、新聞がたまっているなど異常時に通報してもらうといった協力体制をつくっています。

また、市内では、公共事業者等による一声運動が実施されています。郵便局、東京電力、京葉ガス、松戸市水道局の協力で、ひとり

暮らしの高齢者宅への配達や検針時に不審な点があった時には、市に通報し、その後の安否確認につなげていくものです。

警察のデータによると、松戸市内における平成16年の孤独死は95件ありました。そのうち50歳から64歳までが36件にも及んでいます。孤独死というと高齢者特有の問題のように捉えがちですが、必ずしもそうでないことをデータは示しています。

施策の方向

平成14年3月、五香六実地区を皮切りに「高齢者支援連絡会」が設置され、現在各地区で設置が進められています。その活動の一つとして相談協力員による見守り・声かけ等の活動が行われています。

松戸市社会福祉協議会では平成17年度に高齢者孤独死防止モデル事業を実施し、市もこの事業を助成し、活動の支援をしています。常盤平団地に設置された「まつど孤独死予防センター」では、「孤独死ゼロ作戦」を推進しています。このような、評価も高く、効果をあげている地域での実践を参考にしながら、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが孤立せず、その人らしい生活が送れるような地域づくりが必要です。

また、地域での日常的な支え合いのためには、もっと身近な、近所付き合いも重要です。「向こう三軒両隣」という言葉に相互監視のようなマイナスのイメージを持つ人も少なくないと思います。しかし、福祉はもとより、阪神淡路大震災以降は、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係づくりが大切です。とはいうものの、現在、近

所付き合いをしていない人には簡単ではないでしょう。難しく考えず、まず「あいさつ」することからはじめたらよいのではないのでしょうか。

それぞれの役割

個人は	あいさつする 近隣の、見守りを必要としている人を見守る プライバシーの尊重、過干渉しない
地域は	新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する 声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく
行政は	高齢者支援連絡会の設置を進める

※「孤独死ゼロ作戦」については、第7章 今後の計画の推進のために で紹介しています。

5 地域での交流・ふれあいの場づくり

誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができるようになるには、地域社会において市民一人ひとりが、お互いの違いや多様性を認め合う心のつながりと、すべての市民に地域社会への参加を促す「共に生きる社会づくり」が必要です。

また、地域のつながりが薄れてきた今日では、互いに助け合い、支え合い、安心して住み続けられるような地域社会を実現するためにも、顔の見える地域づくりは重要な課題といえるでしょう。

地域での人と人とのつながりを強めるためには、さまざまな交流が大切です。そのためには、誰もが気軽に入っていける、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。

現状と課題

地域での日常的な交流というと、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。平成15年7月現在、町会などの自治組織の集会所が市内には131か所あり、このほかに市民センターなど公共の施設がありますが、市民懇談会などでは、「集会所のような地域活動の場が欲しい」、「簡単に集まれる場所が無い」という意見が寄せられました。

市内の地区社会福祉協議会では、高齢者だけでなく、障害者や子育て中の親など、自宅に閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽にあつまり、仲間づくりができるような「ふれあい・いきいきサロン」などの活動を、平成17年3月現在10地区27会場で実施しています。

日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会など、いろいろな行事、イベントがあります。特にお祭りというのは古くから地域社会の形成に重要な役割を果たしてきました。古くから地域に根付いているものばかりでなく、まちおこしの一つとしての新しいお祭りも各地域で盛んになっています。同じ地域にありながら日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体がお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会といえます。

施策の方向

地域での交流を活発にするために、例えば拠点としての町会・自治会の集会所を誰もが気兼ねなく使うことができるようにするなど、地域資源の有効活用が必要です。また誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みが求められます。

松戸市は、稔台市民センターの指定管理者※に稔台連合町会を指定しました。平成18年から同センターの管理は稔台連合町会が行うこととなります。今後の地域活動における拠点のあり方、行政と地域社会の新しい協働のかたちを示すものとして注目していきます。

また、地域の資源としての、小・中学校の余裕教室等の活用については、今後引き続き研究をしていきます。

それぞれの役割

個人は	行事、イベントへ参加する 市民同士の交流を促進する
地域は	行事、イベントを開催する 地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ふれあい・いきいきサロンの充実
行政は	集会所建設、改修等の支援 余裕教室等の活用方法の検討

※指定管理者制度

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、NPO団体、民間事業者等を含めた地方公共団体の指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行わせる制度。

6 子育て支援

かつて子育ては家庭や地域社会におけるお互いの助け合い、支え合いで担われており、そのような地域社会では、社会が子育てを支援する必要もありませんでした。しかし今日では、市民相互の社会的なつながりは希薄になり、子育てが閉塞状況に追い込まれることになりました。少子化、子どもへの虐待などさまざまな社会問題が生じています。こうした状況に対応するために、子育てを社会全体で応援していくことが求められています。

このため、地域における子育て支援事業が法定化され、それらを計画的に進めるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律に基づき、平成17年に、「松戸市次世代育成支援行動計画—こどもと地域とみんなの未来—」を策定しました。

現状と課題

本市の出生数は、年々減少傾向にあり、ここ数年は5,000人を大きく下回る状況にあります。

保育所、幼稚園、放課後児童クラブを始め様々な子育て支援が行われています。

近年、各地域で、子育て仲間との集いの場として、「子育てサロン」を開催するところが増え、平成16年度には、地区社会福祉協議会など9団体により行われています。

また、子育ての自助グループは、平成11年度には43団体でしたが、平成15年度には63団体と増えています。

松戸市では健康福祉会館（ふれあい22）内のこども発達センタ

一において、心身の発達に不安や心配がある子どもや家族への援助を、専門スタッフが総合的に提供しています。

また松戸市では平成17年から、子育て支援のための「つどいの広場」を開設し、地域の親子が気軽に集える場の提供を図っています。

施策の方向

これからは、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で子育てをしていく、すべての大人が社会の一員として子育てをしていくという発想が必要です。

地域における子育て支援のネットワークを広げていくために、人と人をつなぐコーディネーターを育成し、そのコーディネーターの活動を通して組織化された育児の自助グループと子育て支援団体をネットワーク化し、地域の諸問題の解決に行政と協働で取り組むことのできる子育て支援ネットワークの実現を目指します。

それぞれの役割

個人は	声かけを行う 一人で悩まない
地域・行政は	行政や地域で行われている子育て支援策を知り、利用する 「松戸市次世代育成支援行動計画」の推進

☞ 「出生数の推移」については、資料編 158 ページに掲載しています。

7 外国人との交流

経済のグローバル化に伴い、製品や資金だけでなく、労働力の移動も国境を越えた動きとなり、就労や留学などの目的で日本に居住する外国人市民も増加しています。

外国人市民の場合、言葉の壁や生活習慣の違いから、日常生活においても、また、災害発生時においても様々な問題が発生する可能性があります。

地域で生活するために必要な情報を伝えるチラシや文書の漢字に「ふりがな」をふったり、できるだけ多くの外国語で提供することが求められています。

現状と課題

松戸市の外国人登録者数は、年々増加していて、平成16年末では9,300人を超えている状況です。しかし、地域での交流はあまり活発ではなく、「松戸市総合計画」に基づく市民意識調査（平成16年11月）では、「日頃、松戸市に在住したり、滞在したりしている外国の方達と親しく接することがどれくらいありますか」という質問に対して、「あまりない」、「ほとんどない」という人が9割近いという結果が出ています。

また松戸市の市民相談室では、外国人市民の生活上の問題などを相談する場として「外国人相談」を実施しています。

施策の方向

松戸市では「外国人市民懇話会（通称：外国人トークフェスト）」の実施により、外国人市民の意見を聞き、松戸市国際交流協会を通じ、各種講座や外国人市民との交流イベントを開催して、国際交流の推進を図ってきました。今後も、外国人市民も地域の一員として安心して暮らせるようなまちづくりが必要です。

それぞれの役割

個人は	外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する
地域は	外国人市民も参加できる行事、イベントの企画、開催
行政は	外国語での行政情報の提供を充実させる 実態を把握する

☞ 「外国人登録者数」については、資料編 166 ページに掲載しています。

8 ホームレス対策の検討

近年の厳しい経済情勢や様々な理由により定まった住居を持たず、公園・路上・公共施設・河川敷・架橋の下などの公共の場所等で日常生活を営んでいる、ホームレスが全国的に増え、平成15年の全国調査では25,000人を上回っています。

ホームレスは、様々な絡み合う個別的・社会経済的要因を背景として路上生活に至り、社会的援助を必要とする人々と考えられます。一方で、ホームレスの増加に対しては、地域社会でのあつれきが生じつつある現状で、地域住民からの様々な不安の声も聞かれます。

現状と課題

松戸市におけるホームレスの状況は、平成17年に行った調査では70人以上おり、その約半分が河川敷を生活場所としています。

施策の方向

平成14年8月に、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。千葉県では平成17年1月に、「ホームレス自立支援計画」を策定して、ホームレス対策を進めています。松戸市も、県との連携を図りながらホームレス対策に取り組んでいく必要があります。

それぞれの役割

個人・地域は	ホームレス問題を正しく理解する
行政は	実態を把握する 千葉県と連携し、ホームレス対策に取り組む

☞ 「ホームレスの状況」については、資料編166ページに掲載しています。

第5章 福祉文化の創造

福祉文化については、いろいろな考え方がありますが、福祉を中心とした地域づくりによって実現される社会的な価値観として考えられます。^{そくいん}惻隱の情や慈悲の心にもとづく自然の思いやりの風土はこれにあたります。

これまで、福祉は何か特別なものという意識があったと思いますが、そうした意識を変革し、福祉が暮らしの質を向上させ、松戸に暮らしてよかったと実感できるよう市民一人ひとりが福祉を自分の問題として認識し、そして身近な地域で行動していくことが重要と考えています。

1 心のバリアフリー

段差の解消、スロープやエレベーターの設置をはじめとする、施設や道路、駅などのバリアフリーについては、市内でも進められているところですが、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをつくるには、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することが大切です。どんなにバリアフリーに配慮した整備を進めても、例えば、点字ブロックやスロープの上に物を置いたり、歩道に自転車を放置したり、障害者用駐車場に一般車を停めるような人がいては、せっかくの整備も無駄になってしまいます。誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができるような社会を実現するには、すべての人の個人の尊厳が大切にされ、誤解や偏見による心のバリアがなくなった共に生きる社会づくりが不可欠になります。

現状と課題

平成17年度に策定された「松戸市交通バリアフリー基本構想」においても、心のバリアフリーを重視しています。この基本構想策定のための市民3,000人を対象としたアンケート調査（平成16年11月）では、回答のあった1,300人のうち、駅やまちを歩いていて移動に困っている方を見かけると回答した市民が922人いました。その中で、「自分で出来る範囲で進んで直接手助けした」という回答が56%ありましたが、一方で、「特に何もしなかった」「声のかけかたがわからなかった」「はずかしいので声をかけなかった」という回答をあわせると22%ありました。アンケートのその他の結果からはモラルやマナーの低下について多くの関心が寄せら

れ、市民の問題意識の高さを確認することができたものの、モラルやマナーに関する市民意識は一朝一夕につくられるものではなく、この基本構想では心のバリアフリーの醸成に向けて学校教育や市民が集う場を活用しながら、長期的、継続的に取り組むべき課題として扱っています。

また、千葉県では、条例の制定をはじめ障害者の差別をなくすための様々な取組みを検討するため、「障害者差別をなくすための研究会」を設置しています。

施策の方向

心のバリアが生まれる原因の一つに、例えば子どもと高齢者、障害のある人とない人、日本人と外国人との日常的な交流の機会が少ないことを挙げるすることができます。そのためには、福祉教育の充実や、新たな交流の場づくり等が重要になってくると思われます。また既に行われている地域の行事やイベントにおいても、すべての人が参加しやすいような配慮、呼びかけがなされているのか、もう一度検証してみる必要があるのではないのでしょうか。

それぞれの役割

個人は	お互いを尊重する 思いやりやいたわりの気持ちを持つ 困っている人を見かけたら声をかける
地域は	行事、イベントの開催は、高齢者、障害者、子ども、親子、外国人市民が参加しやすいように配慮する 学校等における福祉教育の充実
行政は	ノーマライゼーションの普及、推進

2 世代間交流

核家族化、都市化の進展や生活様式の変化により、昔のような家庭や地域社会における異なる世代間のかかわりが薄れてきています。共に生きる社会をつくるためには、お互いの違いや多様な価値観を認め合うことが大切になりますが、例えば、まわりに高齢者がいないような子どもたちに、「まちで困っている人を見かけたら助けてあげましょう」「お年寄りを大切にしましょう」と言うだけで、本当に子どもたちはそのような心を持ってくれるのでしょうか。世代間のかかわりが薄くなっている今日では、お互いを知り、理解するきっかけを意識的につくっていく必要があると考えます。

現状と課題

高齢者が保育園に行って、保育の補助をしたり、園庭の整備を通して子どもたちと交流をもつというような事業や、小中学校の総合的な学習の時間で、地域の人材を講師に招いて授業を行うような取り組みは全国的に行われています。また市内でも学校行事に地域の高齢者が参加したり、高齢者の会食会に小・中学生などが参加するといった世代間の交流が行われています。世代間の交流の機会をどのように増やしていくか、また現在行われている交流を1度きりのイベントとしてではなく日常的な地域での交流につなげていくにはどうするかが課題となります。

施策の方向

団塊の世代が大量に退職する時代が迫っています。世代間交流、共に生きる地域づくりという視点からとらえてみると、地域の元気な高齢者が、次世代を担う子どもたちの育成に積極的にかかわっていくような施策が求められています。

それぞれの役割

個人は	交流行事に参加する 自分の持つ知識、経験を交流事業に生かす
地域は	交流の場を設定する 学校は世代間交流の場、機会を提供する
行政は	交流事業を支援する

3 福祉教育の推進

地域福祉を推進していくには、一人ひとりの市民が主体的にかかわり、担い手として参加していくことが重要になります。学校などでの福祉教育は、相手を理解し、人を大切にする意識を育み、福祉に関心を持つきっかけとして重要な役割を果たしています。

現状と課題

新松戸南小学校は平成16年度から3年間県の指定を受け、福祉教育推進校として「共生」の時代を生きる児童の育成をめざし、障害者や高齢者、保護者・地域住民とともにすすめる福祉教育に取り組んでいます。このほか市内には、過去に福祉教育推進校の指定を受けた小・中・高等学校を含め、施設訪問やボランティア体験、地域との交流活動、学区での懇談会などさまざまな福祉教育を実施している学校もあります。

松戸市社会福祉協議会はこのような学校の取り組みに対し、疑似体験用の福祉用具の貸出、職員や福祉体験学習ボランティアの派遣、助成金の交付などの協力をしています。地域福祉の推進という点から、各学校の福祉教育の取り組みと地域福祉活動をどのように結びつけるか、地域での活動にどのようにかかわってもらうかが今後の課題となります。そのためには学校と社会福祉協議会の一層の連携が求められます。

施策の方向

松戸市社会福祉協議会は、平成17年度から市内の福祉教育に取り組む公立、私立の小、中、高等学校を対象に福祉教育関係者研修会を開催しています。学校の先生を対象とし、他校の取り組み事例や、さまざまな視点からの福祉教育に関するプログラムの作成方法や進め方について学び、各校でより充実した福祉教育を実施してもらうための研修となっています。松戸市社会福祉協議会は福祉教育の推進のために、これまでの協力に加え、福祉教育に取り組む学校同士が情報交換できるような機会の提供、福祉教育のネットワークづくりに積極的にかかわっていくことが必要となっています。

それぞれの役割

個人は	学校の福祉教育の取り組みに協力する
地域は	松戸市社会福祉協議会は、全面的に協力、推進する 学校の先生の研修の機会をつくる
行政は	福祉教育の取り組みを支援する

4 伝統的文化活動の育成

地域での人と人のつながりを強めるためにはさまざまな交流が大切です。地域における伝統芸能の継承や、竹とんぼ、お手玉、あやとりなどの「昔のあそび」や「昔の暮らし」を教え、伝えるプロセスは、世代間の交流をすすめるだけでなく、地域を知り、他人を知る良い機会となるでしょう。

現状と課題

各地域では、町会・自治会などの単位で、あるいは神社などを中心に、お祭りや伝統的な行事がおこなわれ、地域社会の形成に大きな役割を果たしています。松戸の郷土芸能として、万作踊り（県指定文化財）や三匹獅子舞（市指定文化財）などがあり、地元の人々により受け継がれており、昔のあそびを子どもたちに教えるボランティアなども活動しています。また、市内には、萬満寺・本土寺の所蔵品など国指定文化財5件、戸定邸庭園など県指定文化財6件、二十世紀梨誕生の地など市指定文化財33件があります。

施策の方向

伝統行事や古くから日本に伝わる芸能に親しむことは豊かな心をはぐくみます。各地域の伝統行事や民俗芸能を次代に伝えていくよう、その継承を支援していきます。

まちの年輪とともに、松戸に生まれた「松戸っ子」が成長し、転入世代も松戸で長く暮らす人が多くなり、親と子が松戸を「ふるさと」として住み続けるようになっていきます。新しい地域でのお祭り

も盛んに行われるようになりました。

そこで、古くからの伝統文化をはぐくむとともに、新しく地域で生まれた祭りや催しなども、「松戸の文化」として位置付け、温かく守り育てていくことも重要です。

また、時をきざんだ建築物など地域に残る庶民文化を後世に伝えるために、市民自身が情報を収集し、調査などを進めていくことも大切です。

それぞれの役割

個人・地域は	伝統的文化を伝承していく
行政は	育成、支援、保存に努める

第6章 計画の推進

「みんなで築く福祉のまち」という基本理念を踏まえ、暮らしの場である地域で誰もが福祉意識を持ち、主体的に福祉活動を展開していくために、市民、事業者、団体、そして行政など、それぞれが担うべきこと、また協働して進めることを明らかにしてきました。ここでは、個別、具体的な暮らしにかかわる課題についての検討を進めてきました。

地域福祉を実現させ継続していくためには、地域の人々とさまざまな活動団体や地域組織が、自発的に活動を行い、それぞれの活動が結びついていくことが極めて重要となってきます。

課題解決に向けた取り組みに関しては第2章から第5章に掲載されていますが、「松戸市地域福祉計画」を進めていくために、推進体制の確立、地域資源の活用、財源の確保を重要な取り組みとして考えています。

1 推進体制の確立

(1) 地域福祉推進のための基本単位

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支えあう仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの生活圏を踏まえた推進の単位を設定していきます。

基本福祉圏

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

地域福祉推進地区の設定

介護保険制度の改正により、市町村の介護保険事業計画においては、「日常生活圏域」を定める必要があるとされました。国の指針では、介護保険事業計画と地域福祉計画は調和が保たれたものとする必要があります。

地域福祉を推進するには、一般的には人口約2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、「松戸市介護保険事業計画」において設定される日常生活圏域との整合を図り、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある地区社会福祉協議会の地区割りをその単位とし、

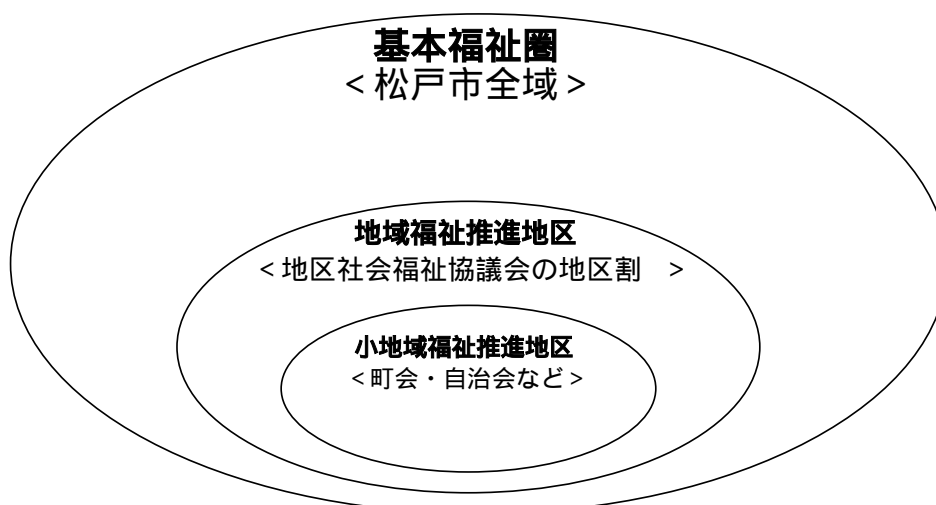
「地域福祉推進地区」として設定します。しかし、この設定では、人口が5万人を超える地区もあります。将来的には、地区社会福祉協議会の地区割りの発展的分割とあわせて、「地域福祉推進地区」の地区割りも見直し、人口2万人に1か所程度の「地域福祉推進地区」を設置していく必要があります。

なお、「松戸市介護保険事業計画」において1つの日常生活圏域と設定する「常盤平地区」と「常盤平団地地区」については「松戸市地域福祉計画」においても同様に1つの「地域福祉推進地区」とします。

小地域福祉推進地区の設定と近隣空間の重視

また、効果的な地域福祉の推進を図るため、より身近な小地域(町会・自治会など)を「小地域福祉推進地区」として実践活動の基本の区域にとらえ、それぞれの地区の中で支えあい活動を展開します。

近隣という、行政などの地域割りとは関係のない市民の本来の共同空間に関しては、人のつながりに着目した近隣による支えあいを推進していきます。



常盤平地区と常盤平団地地区は1つの地域福祉推進地区とします。

地域福祉推進地区 区分図



(2) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、市民や各種団体、ボランティア、事業者やNPO、社会福祉協議会、さらには行政など、また子どもから高齢者に至る幅広い人や団体の協働によって実現します。

中でも、市民は単に福祉サービスの受け手だけではなく、地域福祉の担い手として計画づくりから実践まで、中心的な役割を担っています。

他方、福祉のあり方も措置から契約へと変わっていく中で、高齢者福祉施設などの事業者、さらには介護保険事業にみられるように民間の企業も地域にかかわることが多くなっており、地域福祉を推進する上で重要な関わりをもっています。

松戸市では、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するため、平成16年11月から「松戸市パートナーシップ条例策定委員会」を設置し、条例案の策定を進めています。

地域における市民・各種団体の役割

	それぞれの役割・取り組み
個人・家庭	見守り・あいさつ 心のバリアフリー、家庭内でのあいさつ 身近な危険チェック、一声かけ、近隣あいさつ など
町会・自治会	話し合い・互助的活動 町会・自治会による福祉活動の推進 町会・自治会による防災・防犯活動の推進 など
地域における各種団体 (ボランティア団体、 NPOなど)	各団体による様々な地域福祉活動
社会福祉法人・ 福祉関連民間事業者	専門機能を生かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 相談・援助活動 など
地区社会福祉協議会	地域福祉活動の実践 地区社会福祉協議会と地域団体の連携 団体間の交流・講習会の開催
松戸市社会福祉協議会	地域福祉活動の推進・調整役 各種団体活動の支援、福祉活動の展開 松戸市地域福祉計画の中に盛り込まれた取り組みの展開
全市的な各種団体 (NPO、商工会議所、 医師会など)	それぞれができる福祉活動の整理と各種団体との連携
行政機関(松戸市以外)	関係機関との連携 各種団体の支援
松戸市	松戸市地域福祉計画の推進・調整役 各種団体の支援と関係各課の連携などによる 取り組みの推進

(3) 地域福祉の推進・調整役

現在、地域では、町会・自治会、ボランティア、さらには民生委員・児童委員などさまざまな人や団体が地域福祉の推進のために活動しています。こうした人々や団体が効率的にそれぞれの活動を遂行するにはどうしても各々の活動を調整することが求められます。

そこで、計画を推進するためには、地域で活動する人々や団体がそれぞれの活動を活発化し、お互いの情報を提供し合い、連携して活動を行うためのネットワークを広げ、地域福祉の推進施策を展開する推進体制を構築します。

松戸市社会福祉協議会

今回の計画の中では計画の推進・調整役として、松戸市社会福祉協議会を重要視しています。

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核的役割を担う団体として位置づけられ、地域福祉を進めることをその目的としています。

このため今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において市民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

松戸市

松戸市が主体となって取り組む必要のある施策については、関係各課の連携が必要なことから、庁内に推進体制を構築し、市民や関係団体の取り組みを支援し、連携による取り組みを進めます。

地域では、さまざまな人や団体が地域福祉推進のために活動していますが、計画の推進にあたっては、このような人々や団体の活動を横断的に見守っていくことが必要となります。また、計画の実施状況の点検、評価をしていくことも重要なことです。そこで、この計画の策定に取り組んだ「松戸市地域福祉計画策定委員会」を発展させ、計画の推進組織を設置し、「松戸市地域福祉計画」を実りあるものとしていきます。

2 地域資源の活用

現在、コミュニティ活動に利用できる施設としては、市民センターなどの公共施設や町会・自治会の集会施設などがあります。

こうした施設は、利用日や利用時間、利用対象などさまざまな制約があるなど利用しにくい面があります。いつでも、誰もが利用できるためには、その運営や管理方法を見直しするなどの検討をする必要があります。

また、市民の福祉活動は身近な場所で行われることから、集会施設などもできる限り市民の生活圏において配置、整備される必要があります。しかし、現実的には財政的な面などから、こうした施設をくまなく整備することは困難であると思われます。そこで、比較的空いている施設を探し、有効に利用していくことなどの工夫が望まれます。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その1）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切		
人口	人口	22,261	50,805	24,812	29,281	18,822		
	14歳以下	2,986	7,066	3,377	3,884	2,405		
	割合	13.4%	13.9%	13.6%	13.3%	12.8%		
	15歳～64歳	16,010	36,141	17,882	20,616	12,742		
	割合	71.9%	71.1%	72.1%	70.4%	67.7%		
	65歳以上	3,265	7,598	3,553	4,781	3,675		
	割合（高齢化率）	14.7%	15.0%	14.3%	16.3%	19.5%		
人的資源	市政協力委員	41	50	14	17	23		
	民生委員・児童委員	37	61	29	32	27		
	家庭福祉推進員	4	8	3	9	8		
	健康推進員	9	25	12	15	11		
	食生活改善推進員	2	2	2	1	1		
	クリンクル推進員	4	4	2	2	4		
	防犯指導員	38	93	49	57	44		
	青少年相談員	15	22	8	13	16		
	子ども会	7	25	4	8	4		
	老人クラブ	15	27	10	15	15		
	ボランティア団体(協議会加盟)	3	3	2	3	3		
	NPO法人	3	7	6	1	3		
物的資源	公的施設等	警察署と交番	松戸署 + 1	2	1	1	2	
		消防署		局 + 1		1		
		ゴミ・し尿処理施設						
		町会・自治会館	8	9	6	5	7	
		市役所・支所		市役所			1	
		市民センター		1	1	1		
		公園緑地	15	32	16	13	23	
		郵便局	集配局+1	6	1	1	2	
		JRの駅	1		1			
		私鉄の駅	1	2	1		1	
		医療関係	病院		1	1	2	
			診療所	29	27	14	6	10
		歯科診療所	21	26	14	4	13	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切		

使用している数字は、平成16年から17年に調べたもので、地域の資源としての目安です。
 地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

人口：平成17年3月31日現在の住民基本台帳

東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西
34,076	36,989	60,834	58,527	41,418	30,025	37,689	22,111
5,391	5,183	8,237	8,827	5,731	4,051	4,774	2,943
15.8%	14.0%	13.5%	15.1%	13.8%	13.5%	12.7%	13.3%
23,583	26,186	41,618	40,811	29,347	19,807	28,764	15,949
69.2%	70.8%	68.4%	69.7%	70.9%	66.0%	76.3%	72.1%
5,102	5,620	10,979	8,889	6,340	6,167	4,151	3,219
15.0%	15.2%	18.0%	15.2%	15.3%	20.5%	11.0%	14.6%
17	24	46	50	35	36	29	22
31	38	78	63	42	30	32	22
8	16	13	12	6	6	1	4
14	22	34	24	19	18	17	11
	4	7	3	3	2	2	1
4	4	11	4	4	4	2	2
41	58	88	113	77	48	54	41
20	18	21	23	24	16	21	8
8	9	19	14	24	7	11	7
11	17	25	23	19	19	12	12
4	1	2	5	3	3		
	7	19	5	4	3	11	4
1	東署 + 1	3	2	1	1	1	1
2	1		2	2			1
2			3				
10	9	12	13	8	9	24	11
1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	3	2	1	1	1
29	30	35	43	34	22	20	12
3	4	7	集配局+4	2	集配局+1	3	2
1	2	1		1			
3	1	3	2	1		1	
2	1	5	2	2	2	1	1
10	6	41	14	16	21	26	14
10	13	39	20	24	13	25	11
東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西

地域福祉推進地区別の主な資源一覧（その2）

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	
こども関係	保育所	2	6	2	3	2	
	幼稚園	2	5	3	1	2	
	小学校	2	5	2	1	2	
	中学校	1	1	1	1		
	高等学校			1		1	
	大学	1	1		1		
	児童館		1				
	地域子育て支援センター		1				
	乳幼児健康支援サービス						
	高齢者・介護関係	老人福祉センター		1			1
		在宅介護支援センター	1	基幹+1		1	1
		居宅介護支援事業所	7	6	5	4	3
		訪問介護事業所	10	6	7	4	2
		訪問入浴事業所		1			
通所介護事業所		2	3	2	1	1	
通所リハビリ事業所							
短期入所事業所			1		1		
特別養護老人ホーム							
介護老人保健施設							
療養型医療施設			1		1		
グループホーム事業所		2	1	1	1	1	
特定施設事業所		1		2			
障害者関係	身体障害者通所授産施設						
	身体障害者小規模通所授産施設						
	身体障害者福祉センター(B型)						
	知的障害者更生施設						
	知的障害者授産施設					1	
	知的障害者福祉ホーム						
	知的障害者通園施設						
	知的障害者生活ホーム		2		1	2	
	心身障害者福祉作業所						
	心身障害者小規模福祉作業所				1		
	肢体不自由児通園施設						
	精神障害者共同作業所	1	1	1		1	
		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切	

使用している数字は、平成16年から17年に調べたもので、地域の資源としての目安です。

地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

介護関係の事業者情報は、WAMNET掲載情報(平成17年10月1日現在)のものです。

グループホーム事業所及び特定施設事業所(有料・軽費ホーム)は平成17年9月4日現在、高齢者福祉課に相談の

東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西
2	2	7	4	2	5	4	4
4	3	7	4	3	2	2	2
6	3	6	6	3	3	3	3
4	1	3	3	2	2	2	2
4	1		2			1	1
						1	
		1			1		
		1	1				
		1				1	
1		1	1		1		
1		1	1	1	1	1	1
7	4	20	5	4	5	7	5
4	5	19	7	8	5	7	2
		3					1
7	6	13	7	3	4	1	2
3	1			1	2	2	2
5	1	5	2	1	2		2
3	1	2	2		1		1
1					1		1
		2		1			
2	1	5	2	3	1	2	3
3	2	2	2				1
			1	1			
	2						
			1				
		1	2	1			
1							
			1				
			1	1			
1		3	1				
	2	4	1		1		1
			1				
	1	1					1
東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西

あったものを含みます。

3 財源の確保

本計画の施策を推進していくためには、行政の責任で行う福祉活動、市民団体や民間事業者などが自主的に取り組む福祉活動、そして市民一人ひとりが取り組む福祉活動がそれぞれ連携をとりながら進めていくことが求められています。しかし、こうした福祉活動を安定して推進していくためには財源を確保することも重要になります。

一般に、地域における福祉活動の財源を考えると、

- 1) 公的資金を確保する方法
- 2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金を確保する方法
- 3) 自主財源の確保に取り組む方法

の3つのパターンに分けられます。行政が取り組む福祉活動にはいふまでもなく公的な資金が充当されますが、町会・自治会やボランティア団体、さらにはNPOなどの市民団体が自主的に取り組む福祉活動の財源をいかにして確保するかが課題となります。

公共的資金としての共同募金の活用

赤い羽根などの共同募金は民間社会福祉の財源として充てられ、これまでは民間社会福祉施設への配分がポイントでしたが、最近では介護保険などの新しい福祉サービス提供の仕組みへの変更に伴い、地域福祉推進を目的にした地区社会福祉協議会やボランティア団体などの活動に充てられています。本市においても、その配分金が松戸市社会福祉協議会を通じて、市内の地域福祉活動などの財源となっています。

バザーや寄付による自主財源の確保

ボランティア活動においても、活動そのものはボランティアであっても、呼びかけやPRを行うには、一定の経費がかかります。こうした活動の経費に関しては、前述の公共的な資金である共同募金を充てることも考えられますが、バザーや寄付によって独自の自主財源を確保することも必要だと思われます。

市町村の行政をめぐる財源は非常に厳しい状況におかれていることは周知のことと思われませんが、そうした状況の中で、行政、市民、そして地域の三者が知恵を出しあって、地域福祉を進めていくための財源確保を図っていくことが大切です。

第7章 今後の計画の推進のために

これまでの活動事例

積極的な地域福祉活動を実践して、成果をあげている取り組みがあります。生活課題は地域性があり、その解決手段も異なりますが、今後、「松戸市地域福祉計画」を推進していく上で、それぞれの地域の課題にどのように取り組んでいったらいいのか、方向性を示しているものと考えています。

1 孤独死ゼロ作戦

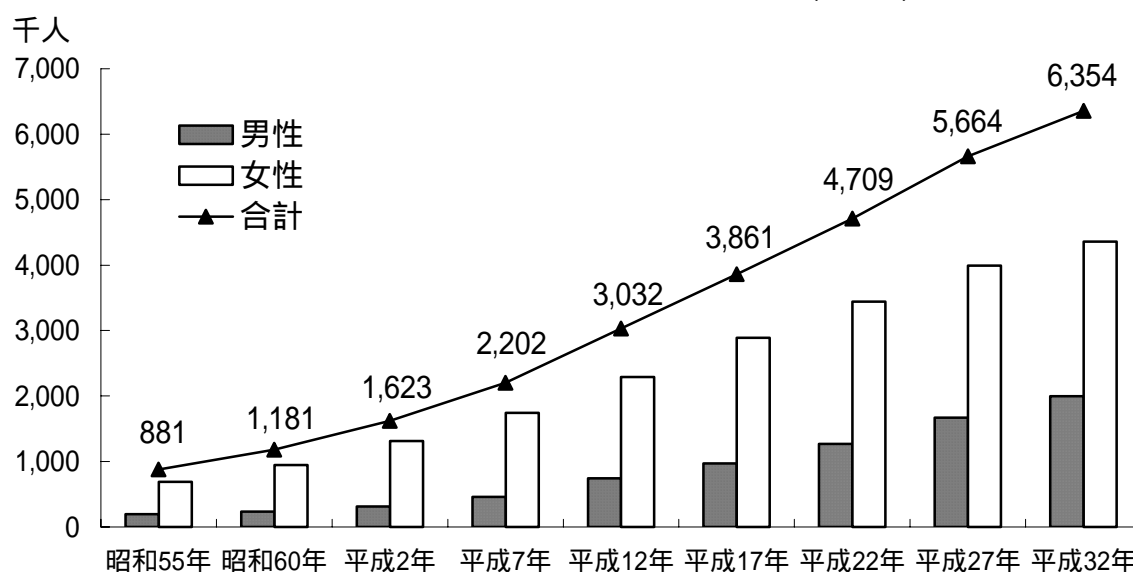
孤独死の課題に挑む

常盤平団地自治会

ひとり暮らしで、誰れに看取られることなく、亡くなる——
いわゆる孤独死の課題が深刻かつ大きな問題として、新聞、テレビ、
ラジオ、雑誌で紹介されるなど、全国的な広がりをみせています。
年々この問題が注目されています。

平成17年度松戸市施政方針の中で「増加する一人暮らし高齢者
や高齢者のみの世帯に対して、実態調査を実施し、高齢者に必要な
介護・生活支援などサービス提供のあり方などを、調査結果をもと
に検討します。さらに、社会福祉協議会への高齢者孤独死防止モデ
ル事業に対し助成をいたします」と表明されています。

一人暮らし高齢者数の推移(全国)



昭和55年～平成12年は国勢調査
平成17年～平成32年は国立社会保障・人口問題研究所
「日本の世帯数の将来推計(平成15年10月推計)」より

千葉県地域福祉支援計画には、孤独死の実態把握と題して次のように記述されています。

「県と市町村の連携のもと、警察、住宅管理団体、民生委員・児童委員等の協力を得て孤独死の実態把握を進めます。特に孤独死の場合には、早期発見・早期対応が重要であり、予防策については、県や市町村、地区社会福祉協議会等が協働して取り組むことが重要です」

この「地域福祉支援計画」に対応して策定されたのが「21世紀の花コミュニティプラン」(千葉県社会福祉協議会)です。この中に、「県民の皆さんと協働で『福祉でまちづくり』をします。

現在、松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会では孤独死防止のために『地域の新聞販売店と孤独死の予防対策に関する協定書』を結び、孤独死を考えるシンポジウムなどを開催して地域住民の理解を深め『福祉でまちづくり』を推進していますが、このような活動事例を参考として、地域住民の協働意識のもとに対応できる仕組みづくりに取り組みます」と指摘されています。

松戸市常盤平団地における「孤独死の課題に挑む」は、松戸市や千葉県の支援を受けて、「全国的な課題」として受けとめて、その推進を図ります。

「死」の問題をタブー視することなく、真っ正面から対応しているほか、この孤独死の問題を「葬儀屋さん」とか「お坊さん」の領域にとどめることなく、地域福祉の究極の課題と捉えているのです。

この団地では「孤独死ゼロ作戦」と銘打って、4つの課題に挑戦しています(別紙参照)。

松戸市ではこれまでに「財政支援」「活動拠点の拡充」「看板づくり」「シンポジウムの開催」「催しものへの参加」「自発的な活動支援への理解」に努めてきました。

今後もこの課題については、「介護保険見直し計画」に盛り込むなど、全市的な取り組みを開始できるように努めます。

そのテーマは次ぎのとおりです。

常盤平団地でのこの経験と教訓を市内の各地区ごとに広め実行課題とする。

行政としても「孤独死ゼロ作戦」の推進に努め市民の安心と信頼に応える。

「孤独死」が統計の対象になっていないことに着目し、国や関係機関に対してその対象とするように要請する。

今後も孤独死の数が全国的に増えることも想定されるので、関係者とともに仮称「孤独死問題研究会」を設立して対応する。

さらに警察署などの協力により、実態把握に努め、関係機関、団体、事業者とのネットワークの充実強化を図る。

特に自治会（町会）、地区社協、民生委員の理解と協力、一体感で対応することが不可欠であるので、この啓蒙に努める。

以上、6つの課題について推進を図り、市内における「まつど孤独死ゼロ作戦」を展開します。

常盤平団地

「孤独死ゼロ作戦」（4つの課題） 改訂版

1. 孤独死を発生させる社会的な要因

- ①高齢化の進展及びひとり暮らしの増加
- ②都市化による近隣関係の希薄
- ③核家族化の普遍化（最後はひとり暮らし）
- ④長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ①ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」集約
- ②事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）
- ③サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ①孤独死した場合、早期発見・早期対応
- ②65歳以上ひとり暮らし「登録」呼びかけ
- ③ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い活動、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）
- ④「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用
- ⑤「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティの推進）
- ⑥福祉よろず相談業務の充実
- ⑦関係団体との連携
- ⑧行政との協働と役割分担

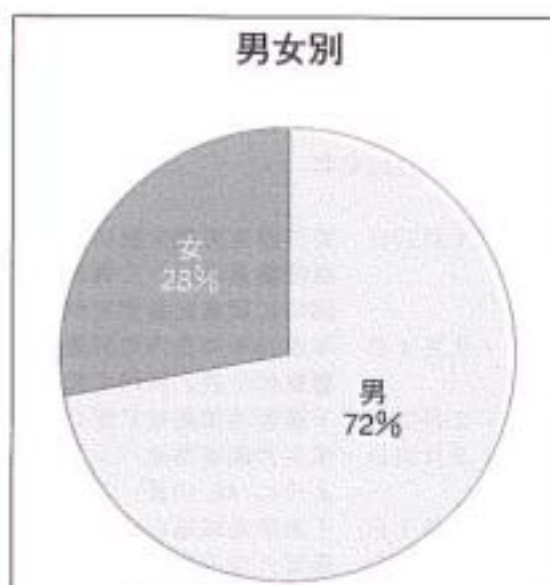
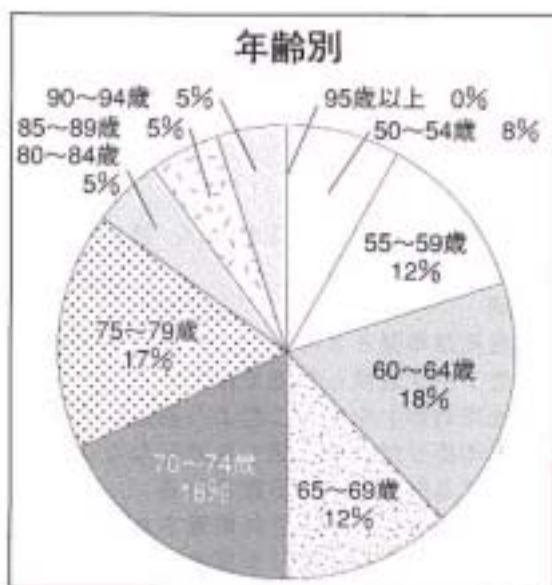
4. いきいき人生への啓蒙、啓発

- ①地域福祉の事業活動への参加
- ②ボランティア活動への参加
- ③「とじこもり」をなくし、出会いの奨励
- ④「あいさつ」運動の呼びかけ
- ⑤仲間づくりへの配慮
- ⑥ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究
- ⑦配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし
- ⑧「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）
- ⑨「快食」「快便」「快眠」の奨励
- ⑩その人に見合う運動、スポーツの実行
- ⑪生活習慣病の予防

平成16年松戸市年齢階層別孤独死人数状況

(警察署別)

年齢階層	男		女		計		
	松戸	松戸東	松戸	松戸東	松戸	松戸東	合計
50～54歳	6	1	1	0	7	1	8
55～59歳	8	3	0	0	8	3	11
60～64歳	9	7	1	0	10	7	17
65～69歳	4	3	4	0	8	3	11
70～74歳	7	7	1	2	8	9	17
75～79歳	7	2	5	2	12	4	16
80～84歳	1	0	1	3	2	3	5
85～89歳	0	2	2	1	2	3	5
90～94歳	1	0	2	2	3	2	5
95歳以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	43	25	17	10	60	35	95



2 稔台地区、小山地区でのモデル事業

稔台地区 福祉に関する市民プランと提言と その後の街づくり運動

稔台地区 福祉のまち・市民プラン提言委員会

「稔台地区 福祉に関する市民プランと提言」においては、福祉という切り口でまちづくりに関する提言がなされたわけですが、稔台地区では、平成の初めより十数年来、稔台駅を中心とした周辺住民による「まちづくり研究会」が発足されており、地域の活性化やまちづくりにおけるソフト・ハード両面にわたる様々な議論や実践がされてきています。地域の夢を語る「まちづくりコンクール」、地域の問題点を探る「まちづくりシンポジウム」、まちづくりを実践する「まちづくりフォーラム」などを開催し、稔台駅周辺の地域づくりの考え方と将来像の提案なども順次なされてきたところです。

その中には、「稔台地区 福祉に関する市民プランと提言」と共通する内容が、いくつもあることがわかります。たとえば、地域の子どもの遊び場や公園の確保、駅前道路における安全の確保とバリアフリー化に関すること、稔台駅踏み切りの整備、地域コミュニティ組織構築と場所の確保等の問題点が挙げられます。各項目についての取り組み経過や実績について、以下、何点かご報告します。

1 . 公園の確保

稔台には、街区公園が1ヶ所しかなく、子どもの遊び場も相続等の発生による減少が続いていました。

そんな中、こどもの遊び場として提供いただいていた地主さんに相続が発生し、遊び場が返納されそうになりましたが、地域住民や町会の要望が実り、地元工業会、地主、千葉財務事務所、松戸市の支援の下に、平成15年に正式な街区公園となる、「稔台第2公園」として整備されることになりました。

整備された公園は、住民の意見を取り入れ、遊具の配置などが配慮され、多くの住民が使いやすい施工とされ、公園の管理・運営についても、町会が市から委託を受けて実施されることになりました。

2 . 駅前道路の拡幅と安全確保

稔台駅前の松戸新田から和名ヶ谷に至る市道は、兼ねてより地域住民にとって安全な歩行の確保のため、歩道の拡幅とバリアフリー化、そして、歩道橋の撤去等が課題として挙げられてきました。

特に県道と交差する交差点にある歩道橋は、現在では日常数人の使用しか認められない状態であり、歩道が狭められているだけでなく、自転車の不法駐車やゴミ捨て場のような現状となっています。歩道橋が撤去されれば、朝夕通勤時の横断者の安全確保やバリアフリー化、そして景観的にも大きく貢献できるものと、以

前から地域住民の要望として、千葉県に対し陳情や要望書の提出を実施してまいりました。

その成果として、昨年度には実態調査の予算が計上され、早ければ来年度には歩道橋の撤去ができるというところまで実績を上げてきています。その他歩道の拡幅についても、道路沿いの各地権者の方々に、歩道整備のための協力をお願いしているところです。市財政の逼迫している中、地権者の方々のご協力なくしては、街づくり運動も実践できないのが実情です。

また、稔台駅のバリアフリー化と踏み切りの拡幅についても、新京成電鉄に対し要望を引き続き提出しているところです。

3. 地域コミュニティの確立

地方自治法の改正により、このたび「指定管理者制度」が松戸市においても取り入れられることになりました。

その一環として、各市民センターが民間に委託されることが可能となり、稔台市民センターについては稔台連合町会が指定管理者として認められ、平成18年4月からその管理・運営を任されることになりました。一自治会が公の施設の管理を任せられるということは、全国的にも稀なケースであり、注目を浴びることは間違いありません。

しかし、注目されるということは、逆にプレッシャーとなり、あとに続く他の町会等の模範になりえる実績を残すため、町会一丸となって取り組んでいます。市民センターが地域住民のコミュニティの拠点となり、住民サービスの向上や福祉の充実、安心・

安全の確立に役立つ施設となることを目指して準備を進めている
ところです。

『福祉モデル地区・小山』を目指して

小山地区 福祉のまち・市民プラン提言委員会

平成14年12月、市町村地域福祉計画指針に基づき、小山地区における今後のまちづくりの方向性を検討するため、『小山地区・福祉のまち・市民プラン提言委員会』が設置されました。

提言委員会では、福祉のまちづくりとの観点から、コンセプトを次の4点

- (1) 子どもたちの夢を育て、お年寄りを大切にすまちにしよう。
- (2) やさしい心と連帯で、誰もが和めるまちにしよう。
- (3) 働くよろこびが味わえる、活力のあふれたまちにしよう。
- (4) 住民一人一人がきまりを守る、清潔で安全な住みよいまちにしよう。

とし、テーマを日常生活に密接に関わる生活上の課題に絞り検討を重ねていきましたが、そこには多くの問題が提起されてきました。

生活安全上の問題、環境の問題、少子・高齢化の問題、コミュニティの問題、さまざまな問題が小山地区には山積しています。そしてそれらの中には、もちろん、行政の責任において解決すべき課題も含まれていますが、多くは、地区住民の協力によって解決できる課題、解決すべき課題であろうと考えられます。

そして、提言委員会ではそれら諸種課題に対処するには、地区内既存の組織だけでなく、専門機関（仮称・小山まちづくり委員会）の創設が必要との結論に達し、平成16年4月、提言書を取りまとめ松戸市に提出致しました。

提言書の提出をもって、委員会は解散となりましたが、解散と同時に、提言づくりに参画した委員の総意で、任意団体「こやま3Sネット」を立ち上げ現在に至っています。

3Sとは、SILVER（高齢者）・SAFETY（安全）・SATISFY（満足）の頭文字をとったもので、「お年寄りや子どもたちが安心して安全に暮らせるまち・小山に満足感をおぼえる地域づくり」を目指しての命名ですが、以下、現在の活動状況を紹介致します。

まず、後期高齢者（75歳以上）の独居生活をしている方と後期高齢者のみで暮らしている世帯を調べ、日ごろの生活支援や災害時の安全確保に役立てるべく、シルバーマップの作成を計画・準備しています。

また、「高齢者の交通安全と学童・児童の登下校時の安全確保」もこやま3Sネットの重要な活動のひとつです。そのため、千葉県環境生活部交通安全対策課が母体となって推進している「交通安全推進隊」に組織として加入し、「小山地区3S交通安全推進隊」を設立。現在、小中学校の学期始めや、町内での催し物があるときの交通安全確保に協力しています。特に今年は、小学校の下校チャイムが鳴って以後、外で遊んでいる児童たちを安全に帰宅させることを重点に活動することとしています。

3Sネットでは、今後も小山地区で生活する住民のことを第一に考え活動する予定であり、将来に向けての行動計画を立案中ですが、その内容によっては、法規制を以って中止せざるを得ないものも含まれてきます。官民協働での地域福祉の推進であるならば、現場の利益に即した法改正も必要不可欠な事項と、行政は認識する必要があるかと思われます。

3 高齢者支援連絡会

高齢者支援連絡会

事務局 在宅介護支援センター

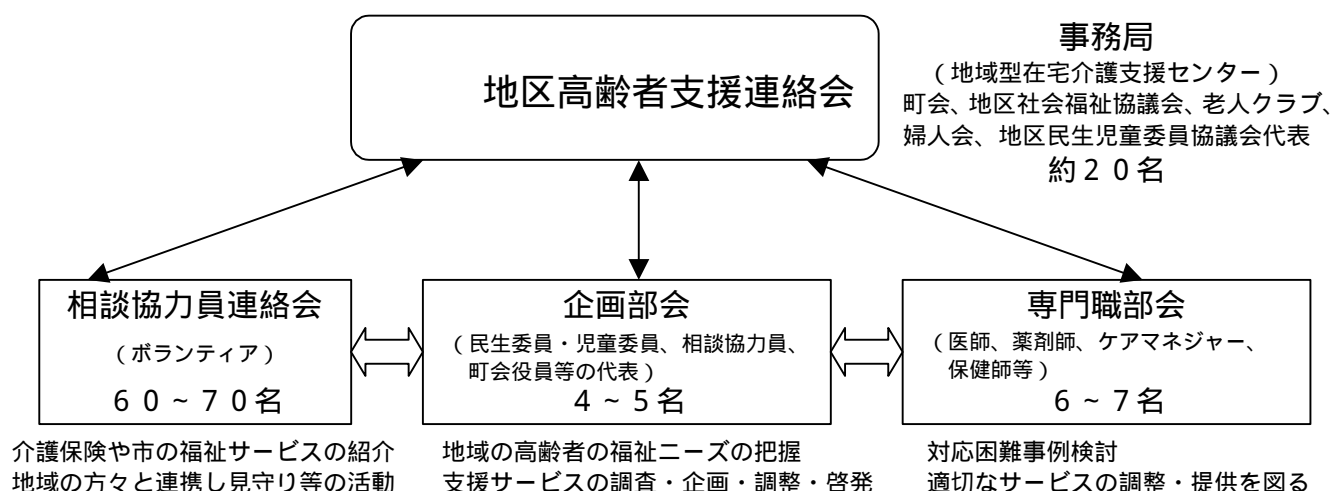
「松戸市高齢者ケア会議実施要綱」で、地域の高齢者を支援する福祉・保健・医療などのネットワークの構築により、効果的な介護予防・生活支援サービスの提供体制をそれぞれの地区で確立するために、高齢者支援連絡会を地区社会福祉協議会ごと(平成17年12月現在14地区)に設置するとしています。

高齢者支援連絡会では、「高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で、安心して暮らすことができる」ように、また「地域の福祉の課題は地域で解決する」という地域福祉の理念に基づき、地域住民、福祉・保健・医療の専門職、行政の三者が協働し、高齢者を支援する仕組みをつくる活動をしています。介護保険や保健・福祉サービス、地域のサービスと連携し、地域住民のニーズに応じたサービスの提供に加え、地域によっては自分たちの地域で不足しているサービスは何かを検討し、地域の実情にあったサービスの開発もしています。また高齢者のみの世帯や、ひとり暮らしの高齢者等の見守りや手助けなど、生活の支え手になっています。

平成13年度に、はじめて五香六実地区に設置し、続いて常盤平団地地区、常盤平地区、東部地区、小金原地区と設置し、5地区が活動を展開しています。平成17年度に入り、小金地区、新松戸地区、明第2西地区で高齢者支援連絡会設置準備会をたちあげ、設置の検討をはじめています。地域の方々のご理解とご協力をいただき、順次拡大する予定です。

下の図は、高齢者支援連絡会の仕組みを表す一例ですが、それぞれの地区の福祉・保健・医療等の各団体、機関から選出された委員で構成されるため、地区によって構成員や仕組みが異なる場合があります。

高齢者支援連絡会の仕組み（一例）



五香六実地区高齢者支援連絡会

事務局 五香六実地区在宅介護支援センター

五香六実地区高齢者支援連絡会は、平成14年3月に発足しました。

平成17年度は、「助け合い活動を五香六実地区全体できめ細やかに展開する」という目標の実現に向けて、「市政協力委員（町会長・自治会長） 民生委員・児童委員、相談協力員との三者懇談会」を五香地区と六実地区に別れて開催しました。各地区でお互いにどう連携し合えるか、支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために何が必要か等を話し合い、大変実り多い懇談会となりました。

相談協力員の活動は3年目に入り、平成17年9月現在65名の構成となりました。地域内でより身近な相談相手となるように担当地区を町会・自治会単位で再編成し、地域介護力の向上と、この地域で人生の最後を迎える高齢者に、ここに住んで良かったと言われる介護難民ゼロをめざし、地域全体が安心、安全で住みよい街となるための一助を担って活動しています。

相談協力員の活動は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及び日中ひとり暮らしの高齢者を対象に、介護や福祉に関する情報の提供、見守り、相談助言等です。介護保険制度をはじめ、松戸市の保健福祉サービスの仕組みや利用方法がわかりづらく、なかなか利用に至らないような方に、適切な情報の提供や励まし等を行うこ

とが求められますが、研修を重ねながら、在宅介護支援センターへの橋渡し役としての活動も広がりつつあります。

常盤平団地高齢者支援連絡会

～「よろず福祉相談室」事業事例報告～

事務局 常盤平団地地区社会福祉協議会

常盤平団地高齢者支援連絡会が発足したのは、平成15年9月です。

「よろず福祉相談室」は、当高齢者支援連絡会の中心活動として、とくに常盤平団地5,359世帯を対象にしています。毎週水曜日の午前中は、常盤平支所コミュニティー室で対面相談にんでいます。このほか、常盤平団地地区社協事務局の業務時間中は、電話相談にんでいます。

「孤独死ゼロ作戦」を含めて、あらゆる生活上の相談にんでいます。その相談内容は多種多様にわたっていて、それぞれの問題別に、健康・保健相談は市民健康相談室へ、介護保険・在宅介護相談は基幹型在宅介護支援センター、または常盤平地区在宅介護支援センターへ、生活・生活保護相談は福祉事務所へ、年金相談は松戸社会保険事務所へと連絡、紹介するなど、この相談事業に取り組んでいます。

特に全戸が都市機構の賃貸団地という住環境のためか、家賃関係の相談が多く、また騒音、飼育動物、臭気、ゴミ問題等の近隣関係で頭を痛めています。家賃滞納以外は、入居者間で自主的に解決していただくように努め、当相談室はあまり深く介入しないこととしています。

昨今の経済情勢により、家賃滞納者が増えて強制退去された事例も多くみられるようになりました。その解決のために、やむを得な

い事情がある場合、常盤平団地自治会と協力し、都市機構に弾力的な運用を要請しています。それには45年間の歴史と自治会長の力量とあいまって、相談者には有利な成功例も生まれています。

過日、NHKスペシャル「団地の一室で——」が放映されました。以前にも他地域からの相談がありました。全国的に当団地の福祉活動が紹介されてから、他の市町村からの相談もあり、それぞれの機関に連絡しています。

当相談室のモットーは、相談者の立場にたち、スピード性、現地主義、行政・都市機構との連絡、結果について相談者に早急に報告するなどに対応しています。特に電話相談の場合、相談者の意見だけでなく、相手方の事情や真偽を注意深く判断し、対処するように努めています。

平成17年現在、対面相談はなかなか来訪しにくいのか、月平均3名前後と件数は少ないのですが、一方電話相談の場合、月に18～25件に達しています。匿名の相談にはお答えしないことにしていますが、問題によっては記録を残し、それとなく現地に赴き、見守りをも含め調査しています。とくに「孤独死の課題」に取り組むようになってから相談電話の件数が多くなりました。

常盤平地区高齢者支援連絡会

事務局 常盤平地区在宅介護支援センター

常盤平地区高齢者支援連絡会は、平成16年1月に発足しました。発足当初は、地域に住む方々や高齢者の支援活動を行っている地区社会福祉協議会や町会・自治会長、民生委員・児童委員等の関係者へ、常盤平地区高齢者支援連絡会を理解していただけるよう活動を進めて来ました。

相談協力員は、「活動を学び、関係者等と連携をとりながら円滑な実践活動ができるようになる。」を目標として、主に地域関係者と顔見知りになることを重点に、民生委員・児童委員との交流会を実施したほか、平成16年10月から個別活動を開始し、平成17年3月現在36名の構成となりました。

また、相談協力員が中心となり各方面の協力を得て取り組んできた「常盤平地区高齢者くらしマップ」が平成17年4月に完成し、関係機関・団体に配布しています。

平成17年度は、月1回開催の専門部会（医師1名、薬剤師1名、保健師1名、施設職員1名、介護支援専門員2名、在宅介護支援センター職員1名）の事例検討から見えてきた「高齢者が地域で生活する上での課題」のうち、実行可能な次の5つを抽出して取り組んでいます。

専門部会で検討された事例をどう地域で活かしていくか。

地域における認知症対応病院の不足や情報がわからない。

在宅精神疾患患者の受け入れ先や情報がわからない。

専門職と民生委員・児童委員、相談協力員等の連携の必要性

(連絡や相談のできる関係づくり)

「常盤平地区高齢者くらしマップ」を作成したが、どう地域で活かしていくか。

東部地区高齢者支援連絡会

事務局 東部地区在宅介護支援センター

東部地区高齢者支援連絡会は、平成17年3月12日に設立し、11月19日に相談協力員部会が発足し、企画部会・専門部会と3部会がそろったところです。

【設立までの経過】

平成16年9月以降、東部地区の民生委員・児童委員、社会福祉協議会役員会等において事業内容の説明を行いました。平成17年1月29日に東部地区社会福祉協議会臨時評議委員会において立ち上げの承認および準備会のメンバーを決定しました。その後、3回の準備会の開催を経て、平成17年3月12日に設立総会の開催に至りました。

設立の過程において、多くの方々に東部地区の介護の現状と10年後のあるべき姿について話し合いを行いました。その結果、10年後も高齢者が住み慣れた東部地区で過ごせるために高齢者支援連絡会を設立しました。

【現在の活動】

企画部会

まさに東部地区高齢者支援連絡会の舵取りの役割を担っています。設立以来、「高齢者の支え手を増やそう」と相談協力員部会の立ち上げについて検討してきました。検討の結果、7月からの相談協力員の公募から11月の発足式までを決議してきました。

今後は専門部会、相談協力員部会とともに、地域の高齢者がその人らしい生活を送るためにはどのようなサービスや支援が必要かを検討していきたいと思います。

専門部会

月1回、事例検討を実施しています。

その中で、家長の世襲制度が受け継がれている地域も多く、家族で介護をしようとする意識が強いと感じています。過去の家族関係が影響し、問題発生から長い期間が経過し解決が難しい状態になってはじめてサービスを利用するような場合があります。

今後は、解決が難しくなる前の状態で相談できる機関につながるような支援を、地域の方々とともに行っていきたいと思います。

相談協力員部会

相談協力員は公募しました。

どれくらいの応募があるか心配をしましたが、多くの方のご尽力によって23名が登録しました。地区社協のボランティア活動や、何らかの形で地域の活動をしている方が多く、発足式は、出席者の7～8割の方が顔見知りという状態で、和やかな雰囲気終了しました。

その中で、「地域を見守る活動は必要だよね」という声も聞かれました。今後も様々な方と連携、協力のもと東部地区らしさのある相談協力員活動をしていきたいと思います。

小金原地区高齢者支援連絡会

事務局 小金原地区在宅介護支援センター

小金原地区は、古くからの住宅地や団地を抱えていることもあり、他地区と比べて高齢化率は20%と高くなっています。

このような状況の中で、地域全体で支えあい、高齢者が安心して生活できる支援体制をより一層充実するため、平成17年3月25日に小金原地区高齢者支援連絡会を設立しました。

以下、平成17年度の各部会の活動内容をご紹介します。

企画部会（19名）

主に相談協力委員の募集に関する事項を検討しました。

10年後には高齢者がより一層増加することから、10年後を見据えて相談協力委員を置くこととしました。

相談協力委員募集にあたって、会議の効率化及び迅速化を図るため小委員会を6人で設置し、相談協力委員の募集時期や広報活動を検討しました。今後は、相談協力委員の研修や活動内容等を検討、実施していく予定です。これらの活動を通して、高齢者支援連絡会と相談協力委員を地域に広めていきたいと思えます。

専門部会（7名）

専門部会委員が関わっている事例をもとに、毎月1回事例検討会を開催しています。

専門部会委員のそれぞれの専門性を生かした意見が出され、支援困難事例の問題解決のみならず、専門部会委員の技術の向上に役立

っています。

今後は、事例検討発表者を専門部会委員だけでなく、地域のケアマネジャーや介護保険サービス事業者にも広げ、事例検討を実施していく予定です。

相談協力委員（26名）

相談協力委員は、平成17年5月から募集を開始し、9月14日に相談協力委員説明会を実施し、常盤平地区で活動している相談協力員から日頃の活動の報告をしていただき、今後の活動の励みとなりました。

その後、発足式において、26名が小金原地区高齢者支援連絡会会長から相談協力委員に委嘱されました。今までに福祉に携わったことがない方から、医療・福祉の有資格者まで、実に様々な経験を持つ方が集まりました。今後、さらに多くの相談協力委員を募集し、地域における支えあい活動の充実・強化することを企画部会小委員会で確認しました。

相談協力委員として、研修を重ね、地域の様々な方々とともに高齢者が小金原地区でその人らしく生活できるような支援をしていきたいと思います。

資料編

松戸市地域福祉計画策定委員会設置要綱	143
松戸市地域福祉計画策定委員会策定部会運営要領	144
松戸市地域福祉計画策定委員名簿	145
松戸市地域福祉計画策定推進連絡会設置要綱	146
計画策定の経過	148
地域福祉を考える市民懇談会実施状況	150
ワークシートの状況	151
パブリックコメントの実施状況	152

統計資料

一般会計の決算状況	153
松戸市の年齢構成の推移	154
地区社会福祉協議会別人口一覧	155
地区社会福祉協議会位置図	156
医療機関の状況	157
出生数の推移、合計特殊出生率、県内近隣市合計特殊出生率	158
保育所入所の状況、児童扶養手当	159
要介護認定者集計一覧	160
障害者の状況（手帳所持者数）	161
生活保護状況	162
労働力状態	163
年齢階層別孤独死人数	164
刑法犯罪認知件数	165
交通事故発生状況、外国人登録者数、ホームレスの人数	166
配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）	
児童相談所における児童虐待相談受付件数（千葉県）	
家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数（松戸市）	
在宅介護支援センターにおける高齢者虐待相談件数	167

松戸市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、地域住民、地域団体等との協働により地域福祉の計画的な推進を図ることを目的として、松戸市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、松戸市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる25人以内の者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療関係団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募委員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長がこれを召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(策定部会)

第6条 第2条に掲げる所掌事項の調査及び検討を行うため、策定部会を置くことができる。

- 2 策定部会の運営については、別に定める。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、健康福祉本部企画管理室に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年2月25日から施行する。

松戸市地域福祉計画策定委員会策定部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は松戸市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）設置要綱の第6条に規定する策定部会の運営について定めることを目的とする。

(部会長及び副部会長)

第2条 策定部会に部会長及び副部会長各1名を置き、策定部会の委員の互選により定める。

2 部会長は、策定部会を代表し、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 策定部会は、部会長が招集し、議長になる。

2 策定部会は、策定部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取等)

第4条 策定部会は、会議の運営上必要があるときは、策定部会の委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞くことができる。

(任期)

第5条 策定部会の委員の任期は、委員会の任期に準ずる。

(事務局)

第6条 策定部会の事務局は、健康福祉本部企画管理室に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定部会の運営に関し、必要な事項は、部会長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成16年6月3日から施行する。

地域福祉計画策定委員名簿

	氏名	所属団体	備考	策定部会
1	おおはし じゅんいち 大橋 純一	流通経済大学 社会学部教授	副委員長	部会長
2	なかやま あきら 中山 章	松戸市社会福祉協議会		副部会長
3	なかざわ たくみ 中沢 卓実	松戸市社会福祉協議会		
4	いのうえ はじめ 井上 一	松戸市社会福祉協議会		
5	おきくぼ たかゆき 荻久保 高幸	松戸市民生委員児童委員協議会	~ H16.11.30	
	つばい たかし 坪井 喬	松戸市民生委員児童委員協議会	H16.12.1~	
6	なみき たかこ 並木 孝子	松戸市家庭福祉推進員協議会 (~ H16.11.30 松戸市母子福祉推進員協議会)		
7	やはた ぶ いち 八幡 武一	松戸市障害者団体連絡協議会		
8	やの ひさよし 矢野 久芳	松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会		
9	もりた ひとし 森田 等	松戸市保育園協議会		
10	かまた けいさく 鎌田 啓作	NPO法人 生活支援センターあらかると		
11	うちだ としお 内田 利男	松戸市医師会	委員長	
12	あんどう ゆきお 安藤 由記男	松戸健康福祉センター(松戸保健所)	~ H17.3.31	
	こうち としゆき 高地 刀志行	松戸健康福祉センター(松戸保健所)	H17.4.1~	
13	よしの たら じろう 吉野 寅二郎	松戸市市政協力委員連合会		
14	えがわ きよし 江川 清	松戸市老人クラブ連合会		
15	いちかわ けいいち 市川 恵一	松戸市PTA連絡協議会		
16	いそだ としえ 磯田 敏江	松戸市私立幼稚園連合会 父母の会		
17	きこ ふたば 峪 二葉	松戸市ボランティア連絡協議会		
18	なかむら ひさこ 中村 永子	稔台連合町会(地域福祉モデル地区)		
19	とくまる つとむ 徳丸 力	小山連合町会(地域福祉モデル地区)		
20	けんもく まさたか 見目 正孝	公募市民		
21	なかむら みちこ 中村 三千香	公募市民		
22	もうり たずこ 毛利 多壽子	公募市民		

委嘱期間 平成16年6月3日 ~ 平成18年3月31日

松戸市地域福祉計画策定推進連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 地域におけるさまざまな福祉をめぐる課題を地域住民が主体となって解決し、地域住民が安心して暮らせる地域作りを推進するための庁内体制として松戸市地域福祉計画策定推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多様なサービスの十分な連携を図る総合的サービスの提供体制の整備に関すること。
- (2) 公的サービスと住民の自発的な福祉活動によるサービスを連結するための検討及び調整に関すること。
- (3) その他地域福祉を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、助役を、副会長には、健康福祉本部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、連絡会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて連絡会を招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の職員に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康福祉本部企画管理室において処理する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成16年 3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 1月 9日から施行する。

(別表)

松戸市地域福祉計画策定推進連絡会構成員

本部名	構成員
	助役
	健康福祉本部長
総務企画本部	政策調整課長
市民環境本部	地域振興課長
	商工観光課長
都市整備本部	企画管理室長
	みどりと花の課長
	公園緑地課長
	道路維持課長
生涯学習本部	企画管理室長
	社会教育課長
	こども課長
	学務課長
健康福祉本部	高齢者福祉課長
	在宅介護支援センター所長
	援護担当室長
	児童福祉課長
	保育課長
	障害福祉課長
	保健福祉課長
消 防 局	企画管理室長
社会福祉協議会	事務局長

計画策定の経過

- 平成14年3月～平成15年3月 モデル事業の実施
稔台地区で「福祉のまち・市民プラン提言委員会」を設置
- 平成15年1月～平成16年3月 モデル事業の実施
小山地区で「福祉のまち・市民プラン提言委員会」を設置
- 平成16年2月～ 地域福祉計画策定委員会委員の推薦依頼及び一般公募
- 平成16年6月 第1回地域福祉計画策定委員会開催
議題 正副委員長の選出ほか
基調講演 「地域福祉計画の今日的状況について」
講師 流通経済大学 大橋純一教授
- 平成16年7月 第1回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 正副部会長の選出ほか
地域福祉勉強会の開催
- 平成16年8月 第2回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 松戸市における計画の策定についてほか
- 平成16年9月 第3回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 「地域福祉を考える市民懇談会」について
第2回地域福祉計画策定委員会開催
議題 「地域福祉を考える市民懇談会」について
第1回地域福祉計画策定推進連絡会開催
議題 地域福祉計画の策定経過及び今後の予定について
- 平成16年10月～平成16年11月 地域福祉を考える市民懇談会開催
第1回新松戸会場 10/30
第1回中央会場 10/31
第1回常盤平会場 11/3
第1回小金会場 11/7
第2回新松戸会場 11/14
第2回常盤平会場 11/21
第2回小金会場 11/23
第2回中央会場 11/28
- 平成16年12月 第4回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 「地域福祉を考える市民懇談会」の結果についてほか
- 平成17年1月 第5回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 松戸市地域福祉計画の理念についてほか
NPO主催によるヒアリングの開催

- 平成17年2月 第6回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 理念と基本目標について
- 第2回地域福祉計画策定推進連絡会開催
議題 「地域福祉を考える市民懇談会」の結果について
- 平成17年3月 第7回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 理念と基本目標について
- 松戸市ボランティア連絡協議会とのヒアリングの開催
アンケート配布
- 第3回地域福祉計画策定委員会開催
議題 理念と基本目標について
- 平成17年5月 第8回地域福祉計画策定委員会策定部会(拡大)開催
議題 地域福祉計画の体系図について
- 平成17年7月 第9回地域福祉計画策定委員会策定部会(拡大)開催
議題 地域福祉計画の体系図についてほか
- 平成17年8月 地域福祉勉強会の開催
「計画の推進について」
- 平成17年10月 第3回地域福祉計画策定推進連絡会開催
議題 計画策定に関する協力について
- 第10回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 地域福祉計画の素案について
- 平成17年11月 第11回地域福祉計画策定委員会策定部会開催
議題 松戸市地域福祉計画(案)の検討について
- 第4回地域福祉計画策定委員会開催
議題 松戸市地域福祉計画(案)について
計画(案)の公表方法について
- 第4回地域福祉計画策定推進連絡会開催
議題 松戸市地域福祉計画(案)について
- 平成17年12月 地域福祉計画(案)の公表、意見募集 12/20 ~ 1/19
- 平成18年1月 地域福祉計画市民説明会
- 平成18年2月 第5回地域福祉計画策定委員会開催
議題 松戸市地域福祉計画(案)について
- 平成18年3月 松戸市地域福祉計画決定

地域福祉を考える市民懇談会実施状況

会場	地区社協	開催日		参加者数	ワークシート (意見書)
流通経済大学 新松戸キャンパス	新松戸 馬橋西 明第2	1回目	10月30日(土)	117名	29枚
		2回目	11月14日(日)	106名	
中央保健福祉センター	本庁 矢切 東部 明第1	1回目	10月31日(日)	77名	23枚
		2回目	11月28日(日)	86名	
健康福祉会館	常盤平 常盤平団地 五香六実	1回目	11月3日(水・祝)	152名	23枚
		2回目	11月21日(日)	116名	
小金保健福祉センター	小金 小金原 馬橋	1回目	11月7日(日)	107名	31枚
		2回目	11月23日(火・祝)	89名	
合 計				850名	106枚

地区社協は平成16年度、13の地区社協です。

ワークシートの状況

地域福祉を考える市民懇談会の参加者850名から106枚のワークシートを提出していただきました。
そのワークシートから課題が269あり、下記の9分類に分けられ、計画策定の資料としました。

分類		意見数	あなたの暮らす地域の福祉の課題（事例一部）
分類番号			
1	健康	3	かかりつけ医を探したい 健康の問題大事 健康まつど21
2	子ども(学校)	16	少子化の進行、少子化による活動の問題(子ども会、育児支援) 子どもとのかかわり方(目線に立って、声を出して) 福祉の対象はすべての子ども達である 学校跡地の活用の問題 地域医療体制の充実、安心して通える通学路。
3	高齢者	35	一人暮らし高齢者の見守り、閉じこもり、個人のプライバシー 元気高齢者を地域の資源に 活動場所の確保 高齢者のボランティア、人材確保や養成 孤独死防止 バリアフリー、わかり易い介護保険制度の案内書
4	障害者	38	施設の整備充実(地域生活支援センター、グループホーム、授産施設) 地域での支援、理解、地域の見守り、心のケア ホームヘルパーガイド バリアフリー 障害者の親の高齢化、障害者の雇用
5	自治会(地域)	87	活動拠点の問題、コミュニケーションの問題(近隣、新旧住民) ネットワークの問題 社会福祉協議会(地区社協)の活動、NPOの活動 向う三軒両隣の復活、地域を支える福祉の人材づくり 交流の機会が少ない、関心を持たない住民、地域の助け合い、 町会への関心、地域福祉の意識
6	環境	9	公園の不足 バス停のベンチ設置 施設のバリアフリー
7	交通	18	駅、道路のバリアフリー バスの便の減少 路上駐車
8	防災・防犯	14	災害時の不安(地域の団結力、災害弱者) 町会の安全パトロール 防犯対策
9	その他	106	後見人制度について 地域通貨について コミュニケーション、委員の横の連携、世代間交流 総合窓口、地域で暮らす一人暮らしの人への相談窓口 ボランティアコーディネーターの養成、
合計		269	意見書106枚の意見

重複分類含む(326件)

パブリックコメントの実施状況

【意見募集実施の予告】

広報まつど 2005年(平成17年)12月15日号

【意見募集期間】

平成17年12月20日(火) ~ 平成18年1月19日(木)

【計画(案)閲覧方法】

松戸市ホームページへの掲載

松戸市行政資料センターでの閲覧

市内各支所での閲覧

松戸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会での閲覧

【意見の提出方法】

郵送

ファクシミリ

Eメール

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

【意見・要望数】

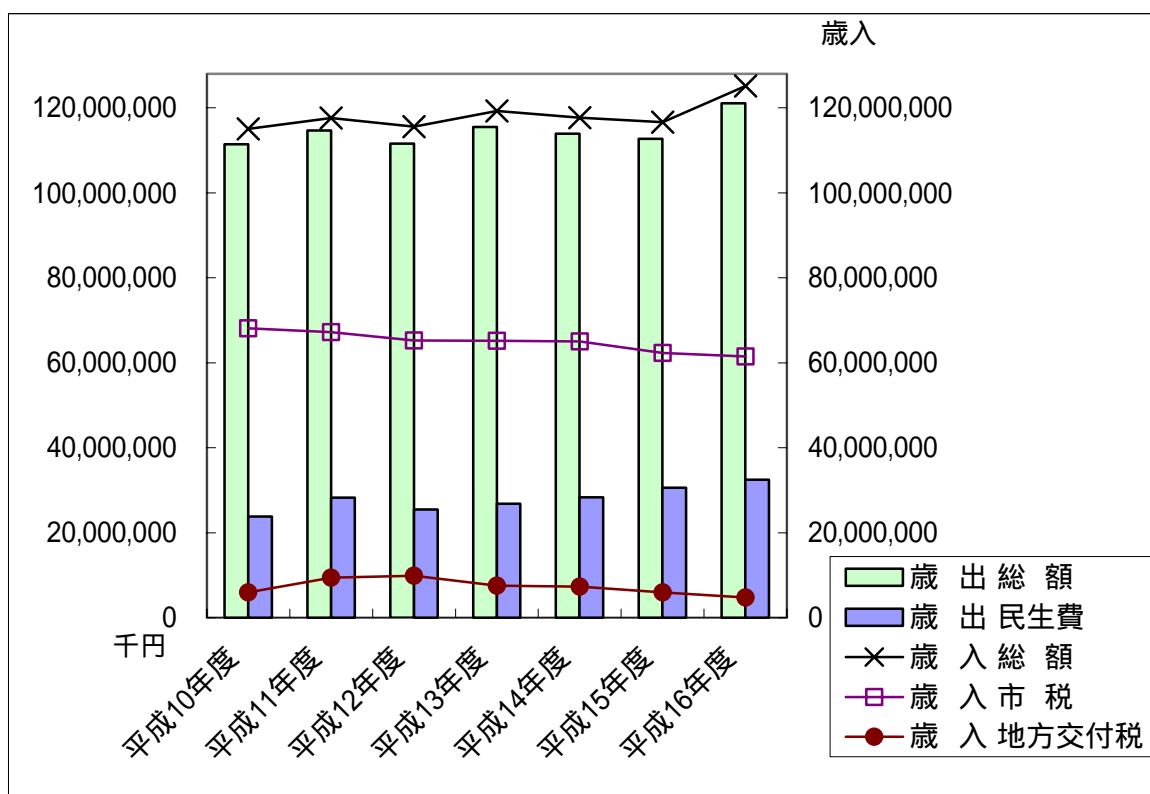
件数：22件

人数：6人(郵送1人、ファクシミリ3人、Eメール2人)

一般会計の決算状況

単位:千円

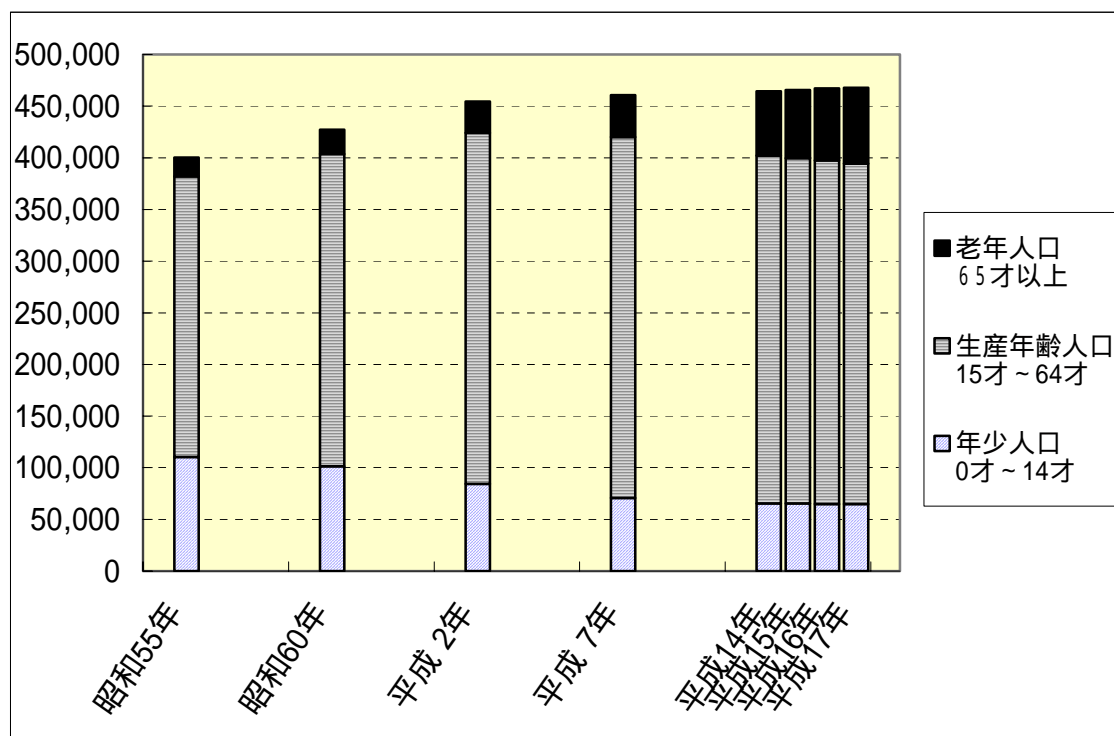
	歳 出			歳 入		
	総 額	民生費	对一般会計 比率	総 額	市 税	地方交付税
平成10年度	111,459,526	23,840,375	21.4%	115,078,853	68,107,893	5,928,135
平成11年度	114,660,050	28,214,721	24.6%	117,610,525	67,198,662	9,453,408
平成12年度	111,600,895	25,433,400	22.8%	115,591,363	65,249,824	9,831,935
平成13年度	115,520,146	26,856,854	23.2%	119,230,784	65,148,050	7,534,261
平成14年度	113,904,026	28,319,157	24.9%	117,659,444	64,993,124	7,315,344
平成15年度	112,730,247	30,603,722	27.1%	116,658,716	62,304,177	5,949,115
平成16年度	121,040,947	32,438,343	26.8%	125,111,015	61,487,094	4,773,964



松戸市の年齢構成の推移

年	総人口		年少人口 0才～14才		生産年齢人口 15才～64才		老年人口 65才以上		不詳	
		%		%		%		%		%
昭和55年	400,863	100	110,261	27.5	271,551	67.7	18,387	4.6	664	0.2
昭和60年	427,473	100	101,313	23.7	302,434	70.7	23,392	5.5	334	0.1
平成 2年	456,210	100	84,349	18.5	339,776	74.5	30,415	6.7	1,670	0.3
平成 7年	461,503	100	70,728	15.3	349,264	75.7	40,785	8.8	726	0.2
平成14年	464,224	100	65,253	14.1	336,884	72.6	62,087	13.4	-	-
平成15年	465,707	100	65,307	14.0	334,185	71.8	66,215	14.2	-	-
平成16年	467,043	100	64,887	13.9	332,589	71.2	69,567	14.9	-	-
平成17年	467,650	100	64,855	13.9	329,456	70.4	73,339	15.7	-	-

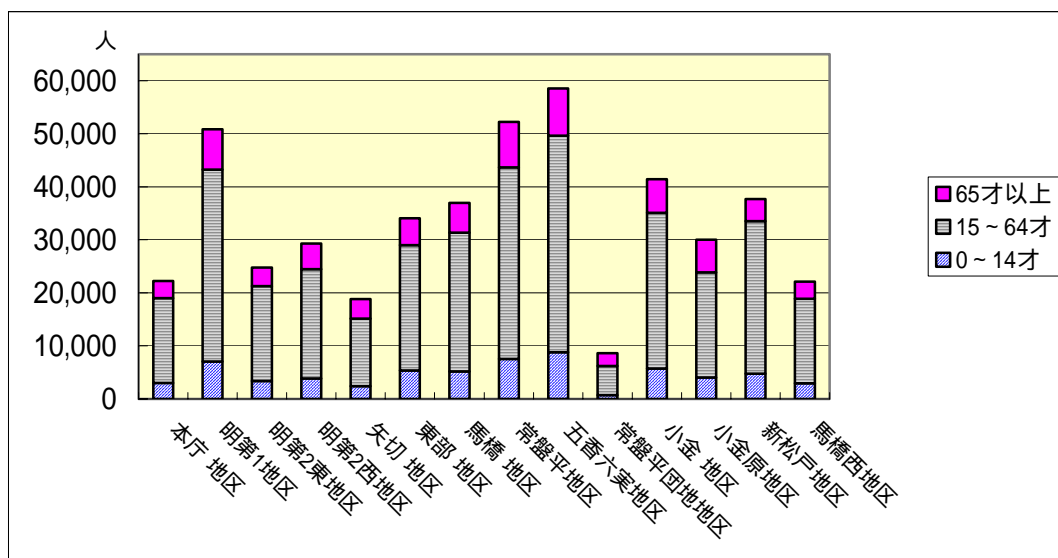
(注)昭和55年、昭和60年、平成2年、平成7年は国勢調査、
平成14年～17年は住民基本台帳人口(各年4月1日)



平成17年 人口一覽(地区社協別 14地区)

	人口	%	0～14才	%	15～64才	%	65才以上	%
本庁 地区	22,261	100	2,986	13.41	16,010	71.92	3,265	14.67
明第1地区	50,805	100	7,066	13.91	36,141	71.14	7,598	14.96
明第2東地区	24,812	100	3,377	13.61	17,882	72.07	3,553	14.32
明第2西地区	29,281	100	3,884	13.26	20,616	70.41	4,781	16.33
矢切 地区	18,822	100	2,405	12.78	12,742	67.70	3,675	19.53
東部 地区	34,076	100	5,391	15.82	23,583	69.21	5,102	14.97
馬橋 地区	36,989	100	5,183	14.01	26,186	70.79	5,620	15.19
常盤平地区	52,196	100	7,537	14.44	36,094	69.15	8,565	16.41
五香六実地区	58,527	100	8,827	15.08	40,811	69.73	8,889	15.19
常盤平団地地区	8,638	100	700	8.10	5,524	63.95	2,414	27.95
小金 地区	41,418	100	5,731	13.84	29,347	70.86	6,340	15.31
小金原地区	30,025	100	4,051	13.49	19,807	65.97	6,167	20.54
新松戸地区	37,689	100	4,774	12.67	28,764	76.32	4,151	11.01
馬橋西地区	22,111	100	2,943	13.31	15,949	72.13	3,219	14.56
松戸市	467,650	100	64,855	13.87	329,456	70.45	73,339	15.68

(平成17年3月31日、住民基本台帳人口)



地区社会福祉協議会の位置図

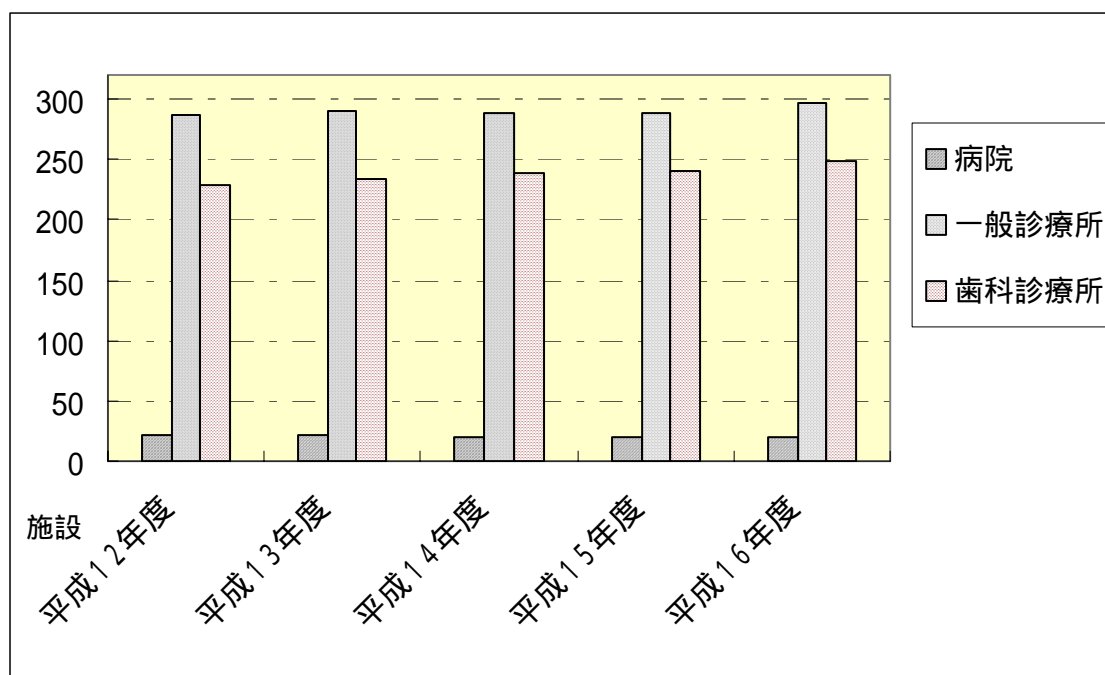


医療機関の状況

各年度末日現在

	病 院				一般診療所			歯科診療所		
		地 域 医 支 療 援	一 般	精 神		有 床	無 床		有 床	無 床
平成12年度	21	—	20	1	287	39	248	229	—	229
平成13年度	21	—	20	1	290	32	258	233	—	233
平成14年度	20	—	19	1	289	29	260	239	—	239
平成15年度	20	—	19	1	289	26	263	241	—	241
平成16年度	20	—	19	1	297	21	276	248	—	248

松戸健康福祉センター事業年報より



出生数の推移

		人口	出生	
			総数	率 (人口千対)
松戸市	平成11年	464,906	4,923	10.6
	平成12年	464,836	4,974	10.7
	平成13年	467,197	4,930	10.6
	平成14年	470,759	4,745	10.1
	平成15年	472,728	4,661	9.9
	平成16年	474,078	4,441	9.4
千葉県	平成16年	5,967,000	52,983	8.9
全国	平成16年	126,176,000	1,110,835	8.8

松戸健康福祉センターホームページより(各年10月1日現在。千葉県及び全国は推計人口)

合計特殊出生率

年度	松戸市	千葉県	全国
平成9年	1.31	1.28	1.39
平成10年	1.29	1.26	1.38
平成11年	1.27	1.22	1.34
平成12年	1.29	1.30	1.36
平成13年	1.28	1.24	1.33
平成14年	1.22	1.24	1.32
平成15年	1.21	1.20	1.29
平成16年	1.15	1.22	1.29

国、各年の人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)
県、市は、人口動態統計の概況(千葉県)

県内近隣市合計特殊出生率 (平成12年～16年)

市	16年	15年	14年	13年	12年
松戸市	1.15	1.21	1.22	1.28	1.29
市川市	1.20	1.18	1.22	1.26	1.25
船橋市	1.18	1.19	1.20	1.21	1.25
習志野市	1.20	1.11	1.19	1.15	1.21
野田市	1.10	1.37	1.11	1.19	1.17
柏市	1.12	1.12	1.15	1.18	1.21
流山市	1.14	1.20	1.18	1.18	1.19
鎌ヶ谷市	1.16	1.22	1.25	1.24	1.25

各年 人口動態統計の概況 (千葉県)

保育所入所の状況

(各年10月1日現在)

年	利 用 児 童												
	総 数	公 立						民 間					
		計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4以 歳上	計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4以 歳上
平成12年	4,592	2,736	206	346	426	570	1,188	1,856	244	285	329	321	677
平成13年	4,747	2,791	233	348	428	565	1,217	1,956	253	324	351	328	700
平成14年	4,785	2,804	189	403	461	543	1,208	1,981	254	334	342	349	702
平成15年	4,947	2,856	199	357	517	584	1,199	2,091	268	343	392	352	736
平成16年	5,149	2,919	217	389	473	610	1,230	2,230	271	359	410	418	772

資料 松戸市保育課

児童扶養手当

	世帯数	内 訳			
		児童1人	児童2人	児童3人	児童4人以上
平成12年度	2,348	1,439	715	161	33
平成13年度	2,488	1,536	758	163	31
平成14年度	2,460	1,443	792	187	38
平成15年度	2,551	1,549	787	182	33
平成16年度	2,651	1,617	816	185	33

資料 松戸市児童福祉課

要介護認定者集計一覧（地区社協別）

平成17年4月1日現在

地区社協	人口	40～64歳	(%)	65歳以上	(%)	65～74歳	(%)	75歳以上	(%)	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	出現率	施設
市内合計	467,650	160,427	34.3	73,339	15.7	47,214	10.1	26,125	5.6	1,527	3,133	1,556	1,341	1,218	1,074	9,849	13.4%	
本庁地区	22,261	7,564	34.0	3,265	14.7	1,903	8.5	1,362	6.1	83	152	67	67	66	58	493	15.1%	
明第1地区	50,805	17,262	34.0	7,598	15.0	4,814	9.5	2,784	5.5	202	327	152	138	92	122	1,033	13.6%	
明第2東地区	24,812	8,233	33.2	3,553	14.3	2,261	9.1	1,292	5.2	53	133	83	44	71	44	428	12.0%	
明第2西地区	29,281	10,029	34.3	4,781	16.3	3,285	11.2	1,496	5.1	64	179	84	78	69	63	537	11.2%	
矢切地区	18,822	6,305	33.5	3,675	19.5	2,191	11.6	1,484	7.9	81	152	80	73	56	60	502	13.7%	
東部地区	34,076	11,266	33.1	5,102	15.0	3,139	9.2	1,963	5.8	76	206	115	110	103	97	707	13.9%	特養3
馬橋地区	36,989	12,184	32.9	5,620	15.2	3,608	9.8	2,012	5.4	131	269	123	100	102	74	799	14.2%	特養1
常盤平地区	52,196	17,703	33.9	8,565	16.4	5,484	10.5	3,081	5.9	198	418	203	176	144	142	1,281	15.0%	特養2
常盤平団地地区	8,638	3,223	37.3	2,414	27.9	1,656	19.2	758	8.8	59	114	33	37	26	21	290	12.0%	
五香六実地区	58,527	20,588	35.2	8,889	15.2	5,867	10.0	3,022	5.2	196	393	190	154	141	133	1,207	13.6%	特養2
小金地区	41,418	14,164	34.2	6,340	15.3	3,993	9.6	2,347	5.7	121	271	137	114	96	81	820	12.9%	
小金原地区	30,025	9,907	33.0	6,167	20.5	4,057	13.5	2,110	7.0	140	237	125	115	122	84	823	13.3%	特養1
新松戸地区	37,689	14,342	40.5	4,151	12.2	2,832	8.5	1,319	3.8	66	146	77	73	79	46	487	11.7%	
馬橋西地区	22,111	7,657	39.1	3,219	11.5	2,124	8.2	1,095	3.3	57	136	87	62	51	49	442	13.7%	特養1
住民登録外者										3	22	15	17	37	40	134		
総合計										1,530	3,155	1,571	1,358	1,255	1,114	9,983		

摘要1 要介護認定者数以外の人口は、健康福祉本部企画管理室の数字を使用しております。

単位：特別ことわりのない項目は(人)

摘要2 65歳～74歳、75歳以上の人口は、65歳以上の人口の内訳を表しています。

摘要3 65歳以上人口の割合を、高齢化率と読み替えます。

摘要4 馬橋西地区社協管轄の小金(新松戸支所管轄)の人口は、把握できていないため、小金はすべて小金社協管轄としております。

摘要5 要介護認定者数は、平成17年4月1日に認定が有効な人を、平成17年6月2日に抽出したため、他の認定者数の統計とは一致しない可能性があります。

摘要6 出現率は、便宜上、65歳以上人口と第2号被保険者含む要介護認定者数から算出しております。

摘要7 人口には、他市町村の住所地特例者が含まれています。(松戸市に住民票があるが、松戸市の被保険者ではないため、認定者数に含みません。)

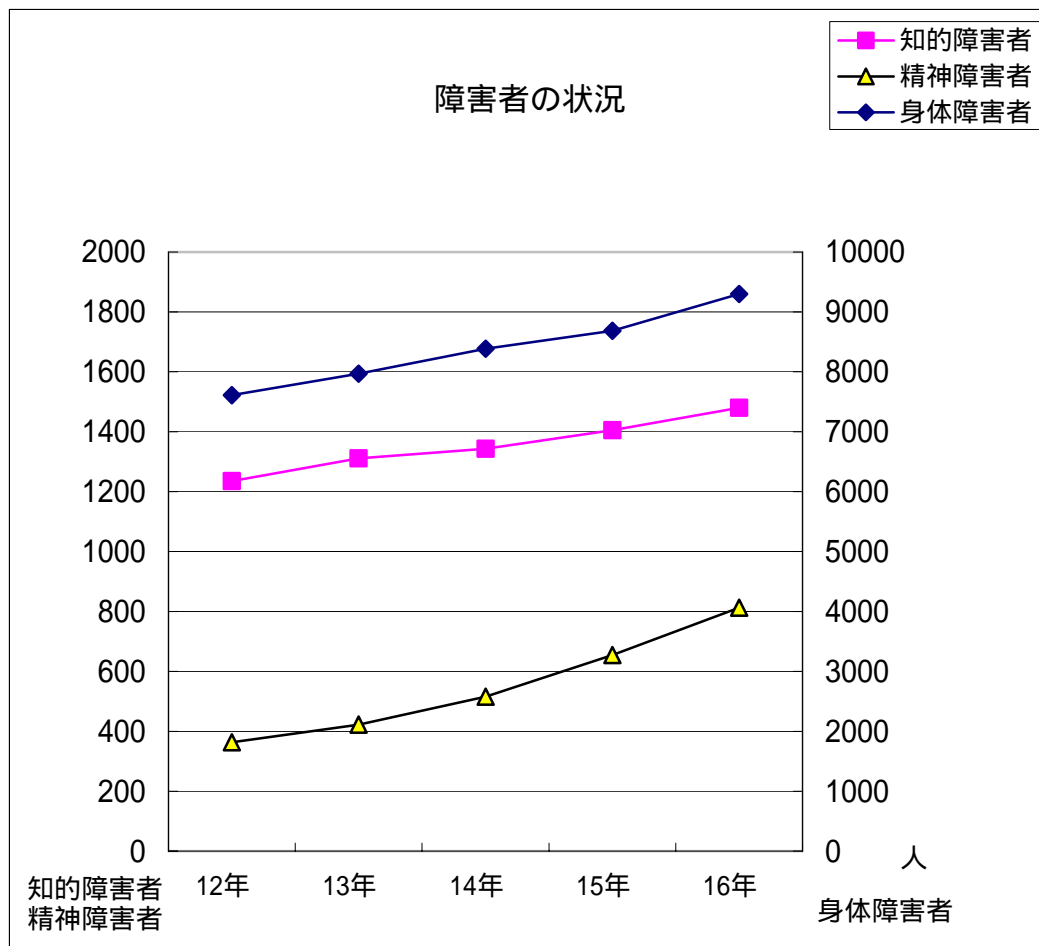
摘要8 住民登録外者は、松戸市の住所地特例者(他市町村に住民票があるが、松戸市の被保険者の人)などを指します。

資料 松戸市介護支援課

障害者の状況(手帳所持者数)

(人)

年度	身体障害者	知的障害者	精神障害者
12年	7,612	1,235	364
13年	7,970	1,311	422
14年	8,383	1,343	515
15年	8,687	1,405	655
16年	9,300	1,480	813



生活保護状況（扶助の種類別）

（年度間月平均）

年 度	被 保 護 実世帯数	被保護 実人員	保護率 (%)	扶 助 の 種 類 別 被 保 護 人 員							
				生 活	教 育	住 宅	医 療	介 護	出 産	生 業	葬 祭
平成11年度	1,730	2,548	5.5	2,282	268	2,196	1,946	0	0	1	4
平成12年度	1,896	2,788	6.0	2,505	279	2,420	2,155	164	0	1	5
平成13年度	2,166	3,220	6.9	2,920	331	2,825	2,464	206	0	2	6
平成14年度	2,487	3,732	7.9	3,411	393	3,293	2,892	261	0	1	8
平成15年度	2,813	4,232	8.9	3,887	460	3,749	3,223	344	1	2	9

資料 松戸市福祉事務所

生活保護状況（世帯別類型）

各年4月1日現在

年 度	世帯数	傷病障害	高 齢	母 子	そ の 他
平成11年度	1,660	672	742	149	97
平成12年度	1,791	708	806	159	118
平成13年度	2,013	765	919	170	159
平成14年度	2,308	870	1,032	215	191
平成15年度	2,639	965	1,193	269	212
平成16年度	2,933	1,043	1,357	293	240
平成17年度	3,177	1,130	1,392	350	305

資料 松戸市福祉事務所

労働力状態（8区分）男女別15歳以上人口

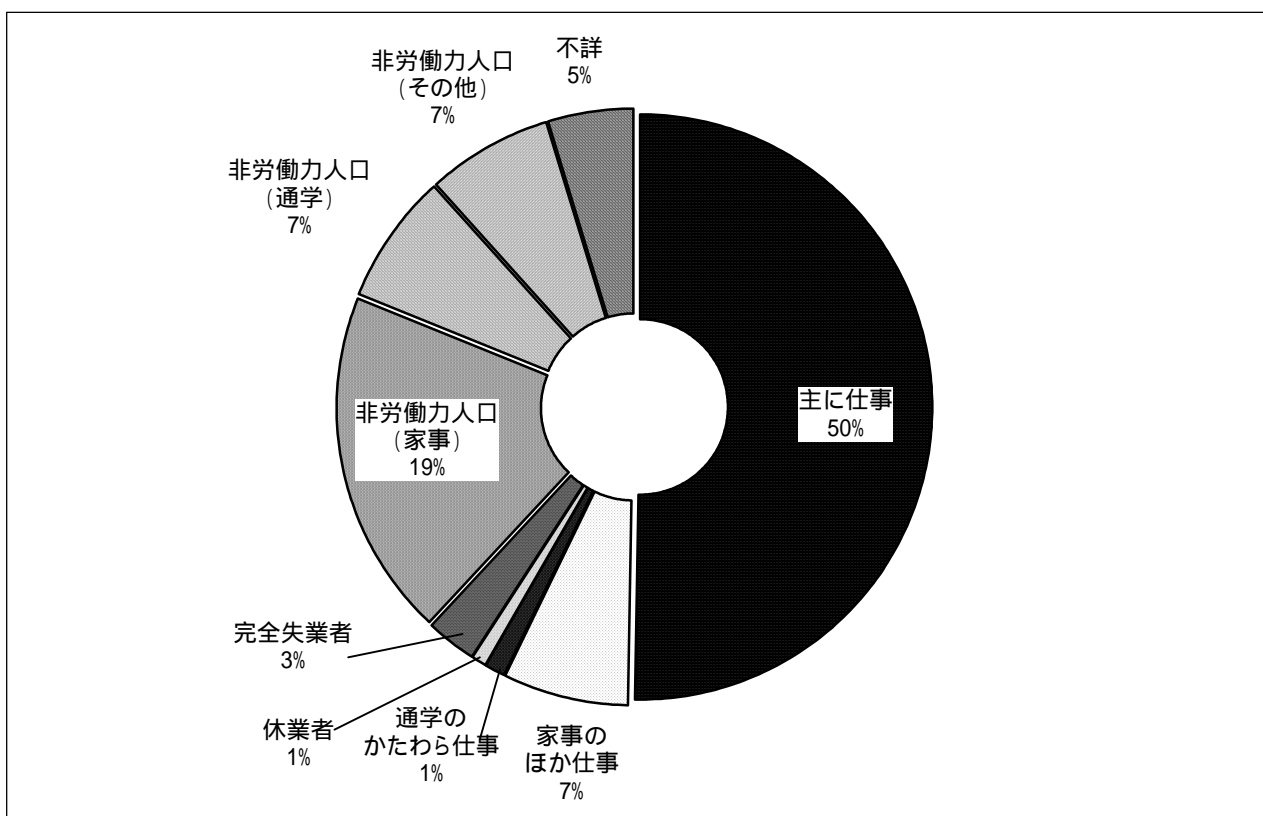
（平成12年10月1日現在）

区分	総数	労働力人口							非労働力人口			
		合計	就業者					完全失業者	合計	家事	通学	その他
			小計	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者					
総数	398,171	246,591	235,837	200,712	27,269	4,642	3,214	10,754	132,746	76,213	28,958	27,575
男	200,343	153,930	147,182	141,757	1,153	2,496	1,776	6,748	33,784	2,528	15,215	16,041
女	197,828	92,661	88,655	58,955	26,116	2,146	1,438	4,006	98,962	73,685	13,743	11,534

注）総数には、労働力状態が不詳のものを含みます。

資料 総務省統計局「国勢調査報告」

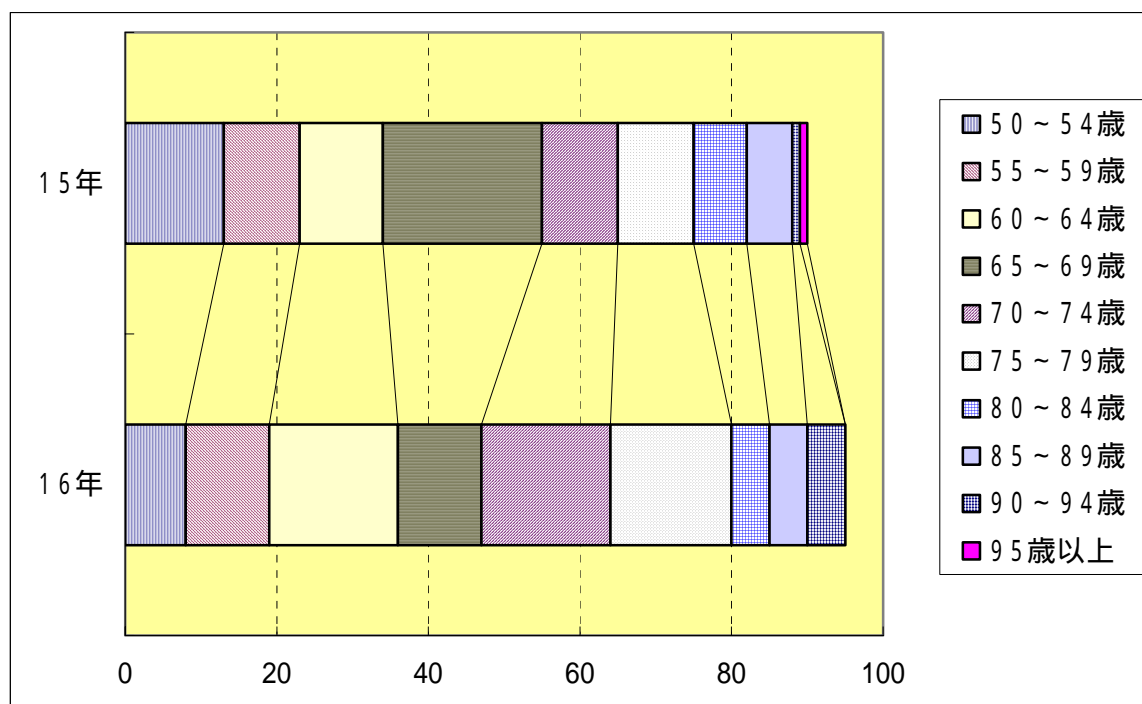
松戸市統計書より



松戸市内年齢階層別孤独死人数状況(16年)

(警察署別)

年齢階層	男		女		計			15年
	松戸	松戸東	松戸	松戸東	松戸	松戸東	合計	合計
50～54歳	6	1	1	0	7	1	8	13
55～59歳	8	3	0	0	8	3	11	10
60～64歳	9	7	1	0	10	7	17	11
65～69歳	4	3	4	0	8	3	11	21
70～74歳	7	7	1	2	8	9	17	10
75～79歳	7	2	5	2	12	4	16	10
80～84歳	1	0	1	3	2	3	5	7
85～89歳	0	2	2	1	2	3	5	6
90～94歳	1	0	2	2	3	2	5	1
95歳以上	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	43	25	17	10	60	35	95	90
前年(15年)	46	13	16	15	62	28	90	



刑法犯罪認知件数

年	総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯										知能犯				風俗犯			その他の刑法犯									
		計	殺人	強盗	うち路上強盗	放火	強姦	計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	計	空巢ねらい	忍込み	事務所荒らし	出店荒らし	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	部品盗	自販機荒らし	その他非侵入窃盗	計	詐欺	横領	その他知能犯	計	賭博	わいせつ	計	住居侵入	占有離脱物横領	その他
平成8年	8,965	35	6	17		5	7	345	37	132	2	174	7,681	455	231			579	144	1,554	2,147	836				1,735	133	97	6	30	33		33	738		135	603	
平成9年	9,414	48	8	24		3	13	301	45	123	2	131	8,055	595	199			598	112	1,232	2,355	1,135				1,829	190	145	9	36	21		21	799		184	615	
平成10年	10,826	36	5	21		4	6	353	55	125	2	171	9,313	714	180			654	101	1,793	2,602	1,114				2,155	213	143	2	68	27		27	884		159	725	
平成11年	13,677	93	5	47		20	21	520	89	220	13	198	11,604	966	255			769	190	2,043	2,608	1,605				3,168	103	77	1	25	70		70	1,287		218	1,069	
平成12年	13,623	74	6	46		12	10	634	135	223	15	261	11,218	1,122	109			792	324	1,451	2,638	2,008				2,774	186	122	8	56	65		65	1,446		135	1,311	
平成13年	13,189	126	5	92		19	10	462	87	189	8	178	10,933	827	94			629	345	1,214	2,652	2,298				2,874	216	196	2	18	61		61	1,391		148	1,243	
平成14年	13,463	115	5	87	57	9	14	356	-	85	167	7	97	11,041	1,394	248	180	192	242	365	678	2,766	2,052	728	495	235	1,466	263	211	8	44	57	1	56	1,631	200	292	1,139
平成15年	12,761	94	6	70	34	6	12	360	-	115	161	10	74	10,611	1,388	228	173	185	238	281	674	2,928	1,929	548	436	218	1,385	156	122	3	31	39	-	39	1,501	229	342	930
平成16年	12,197	57	7	43	23	2	5	319	-	98	144	14	63	9,611	1,514	130	77	145	172	184	743	2,603	1,366	439	450	290	1,498	372	259	8	105	58	1	57	1,780	331	532	917

資料 千葉県警察本部

注) 平成16年の数値は暫定数。

松戸市統計書より

人口1万人当たりの犯罪発生率

	年	総数	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯										知能犯				風俗犯			その他の刑法犯									
			計	殺人	強盗	うち路上強盗	放火	強姦	計	凶器準備集合	暴行	傷害	脅迫	恐喝	計	空巢ねらい	忍込み	事務所荒らし	出店荒らし	その他侵入盗	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	ひったくり	部品盗	自販機荒らし	その他非侵入窃盗	計	詐欺	横領	その他知能犯	計	賭博	わいせつ	計	住居侵入	占有離脱物横領	その他
15年	千葉県	274.8	1.5	0.2	1.0	0.5	0.1	0.3	7.4	0.0	1.7	3.7	0.2	1.9	227.2	22.5	3.9	3.8	4.7	7.4	9.2	13.5	48.0	50.8	6.4	13.5	9.4	34.2	5.5	3.9	0.1	1.5	0.8	0.0	0.8	32.3	4.5	6.6	21.2
	松戸市	274.0	2.0	0.1	1.5	0.7	0.1	0.3	7.7		2.5	3.5	0.2	1.6	227.8	29.8	4.9	3.7	4.0	5.1	6.0	14.5	62.9	41.4	11.8	9.4	4.7	29.7	3.3	2.6	0.1	0.7	0.8		0.8	32.2	4.9	7.3	20.0
16年	千葉県	245.9	1.3	0.1	0.8	0.4	0.2	0.2	6.9	0.0	1.8	3.5	0.2	1.4	195.8	18.9	3.0	2.5	4.2	5.7	7.5	12.3	42.9	33.9	6.1	12.9	9.5	36.3	7.7	6.0	0.2	1.4	0.8	0.0	0.8	33.4	4.1	9.2	20.1
	松戸市	261.1	1.2	0.1	0.9	0.5	0.0	0.1	6.8		2.1	3.1	0.3	1.3	205.8	32.4	2.8	1.6	3.1	3.7	3.9	15.9	55.7	29.2	9.4	9.6	6.2	32.1	7.9	5.5	0.2	2.2	1.2		1.2	38.1	7.1	11.4	19.6

千葉県警察署ホームページより

交通事故発生状況

(各年12月末現在)

年	発生件数		死亡者数		負傷者数			
		指数		指数	指数	うち子ども	うち高齢者	
平成12年	2,605	136.0	14	87.5	3,119	130.7	232	194
平成13年	2,467	128.8	15	93.8	3,020	126.5	227	227
平成14年	2,520	131.5	20	125.0	3,168	132.7	266	257
平成15年	2,431	126.9	9	56.3	2,972	124.5	236	266
平成16年	2,490	130.0	16	100.0	3,003	125.8	277	302

指数：平成2年 = 100 松戸市統計書より 資料 千葉県警察本部 交通白書

外国人登録者数

(各年12月31日現在 単位:人)

年	総数	朝鮮韓国	中国	フィリピン	タイ	バキスタン	アメリカ	イギリス	ブラジル	その他
平成10年	6,025	1,689	1,567	1,110	119	126	130	82	202	1,000
平成11年	6,408	1,790	1,811	1,194	142	118	102	80	183	988
平成12年	6,857	1,832	2,040	1,287	172	112	110	80	151	1,073
平成13年	7,735	1,865	2,464	1,548	179	113	126	89	158	1,193
平成14年	8,333	1,872	2,901	1,577	200	118	142	96	167	1,260
平成15年	9,257	1,928	3,385	1,790	211	124	159	117	164	1,379
平成16年	9,358	1,863	3,501	1,829	227	119	169	104	140	1,406

松戸市統計書より

ホームレスの人数

(人)

	全国	千葉県	松戸市
平成13年9月調査	24,090	594	10
平成15年1～2月調査	25,296	668	74

厚生労働省 ホームレスの実態に関する全国調査報告の概要より

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）

	女性サポートセンター		女性センター		健康福祉センター (14ヶ所)		計	
	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV	総数	うちDV
平成14年度	9,809	2,021	4,463	789	—	—	14,272	2,810
平成15年度	12,306	2,107	5,150	669	—	—	17,456	2,776
平成16年度	13,517	2,380	4,926	570	1,293	967	19,736	3,917

健康福祉センターは、平成16年6月から業務開始

資料 千葉県総合企画部

児童相談所における児童虐待相談受付件数（千葉県）

	合計	中央児童相談所	市川児童相談所	柏児童相談所	銚子児童相談所	君津児童相談所
平成15年度	825	237	194	265	38	91
平成16年度	1,120	347	317	322	54	80

資料 千葉県健康福祉部

家庭児童相談室における児童虐待相談受付件数

	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレスト
平成13年度	77	47	0	4	26
平成14年度	54	34	2	7	11
平成15年度	39	24	0	5	10
平成16年度	72	33	1	10	28

資料 松戸市児童福祉課

在宅介護支援センターにおける高齢者虐待相談件数

	実人数	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	放置・放任
平成14年度	7	4	0	0	2	1
平成15年度	20	19	0	0	0	1
平成16年度	67	40	39	1	24	20

14年度・15年度の虐待の種類は主なもの。

資料 松戸市介護支援課在宅介護支援センター

松戸市地域福祉計画

平成18年3月

発行 松戸市
編集 松戸市健康福祉本部企画管理室

〒271 - 8588 松戸市根本 387 - 5

Tel 047 - 366 - 1111
